

平成23年度

トルコ共和国における身分関係法制調査研究

法務省

株式会社 エアクレール

目次

1. 婚姻法制について.....	- 1 -
(1) 婚姻の要件.....	- 1 -
(2) 婚姻関係の効果.....	- 2 -
(3) 婚姻に関する国際私法規定.....	- 3 -
2. 離婚法制について.....	- 3 -
(1) 離婚手続.....	- 3 -
(2) 離婚の効果.....	- 5 -
(3) 離婚に関する国際私法規定.....	- 7 -
3. 実親子関係および家族.....	- 7 -
(1) 親子関係一般 実子、養子、認知制度の有無.....	- 7 -
(2) 実親子関係 権利義務.....	- 7 -
(3) 認知.....	- 9 -
(4) 扶養義務.....	- 9 -
(5) 保護を必要とする者.....	- 9 -
(6) 家庭の秩序.....	- 9 -
4. 養子縁組法制（民法第305条～第320条）.....	- 10 -
(1) 養子縁組の実質的成立要件.....	- 10 -
(2) 養子縁組の形式的成立要件.....	- 10 -
(3) 養子縁組成立の効果.....	- 11 -
(4) 養親子関係の終了（民法第121条、第317条から第319条）.....	- 11 -
(5) 養子縁組に関する国際私法規定.....	- 12 -
5. 法定代理.....	- 12 -
6. 家事登録制度.....	- 13 -
(1) 家事登録制度（住民管理業務法）の目的および範囲.....	- 13 -
(2) 住民管理業務の実施と住民台帳.....	- 13 -
(3) 住民個人登録の特徴.....	- 14 -
(4) 住民台帳への登録.....	- 15 -
(5) 出生.....	- 16 -
(6) 婚姻.....	- 17 -

(7) 離婚及び婚姻取消.....	- 18 -
(8) 認知および養子縁組.....	- 18 -
(9) 死亡および失踪.....	- 18 -
(10) 住民個人登録の修正.....	- 20 -
(11) 事実誤認および住民個人登録の取消.....	- 20 -
(12) 身分証明書および国際家族証明書.....	- 20 -
(13) 住民個人登録に関する情報の提供.....	- 21 -
(14) トルコ共和国身分証番号.....	- 22 -
(15) 住所登録システム.....	- 22 -
(16) 一般規則.....	- 24 -
7. 国籍法制.....	- 24 -
(1) 国籍に関する法源および市民の権利義務.....	- 24 -
(2) 内外国人の定義.....	- 25 -
(3) 国籍の取得.....	- 25 -
(4) 国籍の喪失.....	- 27 -
8. 資料.....	- 28 -

1. 婚姻法制について

(1) 婚姻の要件

婚姻については、民法第2部親族法第一婚姻法にて規定されており、一夫一婦制が採用されている（民法第145条）。

婚姻の際には、まず婚約がなされる。民法で規定されている婚約とは、夫婦となる当事者が婚姻することを約束した場合に行われるものである（民法第118条）。婚約者の一方が正当な理由がなく婚約を破棄する場合、又は婚約者のいずれかの責に帰すべき事由により破棄となった場合、過失を有する側は、一方に対して妥当な賠償金（解約保証金、違約手付金）を渡す責任がある。賠償金請求権がある側の両親又は同様に行為をした者も、過失を有する側から慰謝料として妥当な額の支払いを請求できる（同第120条）。

婚姻の要件として、男女は17歳以上でなければならない。ただし、計り知れない状況や重大な事由がある場合、満16歳の男女に対し、裁判官は、両親あるいは後見人を聴聞した上で、婚姻許可を付与できるとしている。（民法第124条）。また、判断能力を有さない者は婚姻出来ない（第125条）。

婚姻障害として、第一に、親族関係を有する者同士の婚姻を禁止している（第129条）。具体的には、直系血族間、兄弟姉妹間、伯父あるいは叔父と姪、伯母あるいは叔母と甥の間の婚姻を禁止している。又、婚戚関係をもたらし婚姻が解消しても、配偶者の一方と他方の直系血族との間の婚姻、及び養親と養子、あるいはこれらの内の一人と一方の直系卑属と配偶者間における婚姻も禁止している。

第二に、再婚の場合、前婚の解消を立証する必要がある（第130条）。前婚の配偶者が失踪状態の場合、失踪宣告を受けた者の配偶者は、裁判所による婚姻解消の決定が必要となる。行方不明者の配偶者は、婚姻解消を失踪届と同時に裁判所に提出することができる（第131条）。婚姻を解消した女は、婚姻解消から起算して300日を経過しなければ婚姻できない。ただし、出産、又は前婚において、懐胎していない明確な証拠がある場合、あるいは婚姻解消の配偶者が互いに再婚を望んでいる場合は、この限りではない。（第132条）

第三に、精神疾患を有する者は、婚姻に当たり医学的に問題がないことが公の医療センターの診断書で明らかにされなければ婚姻できない。

婚姻する男女は、どちらか一方の常居所の婚姻登記所で、当事者が書面又は口頭で共に申請する。婚姻登記吏員は、市役所のある場所では市長またはこの任務にあたる職員、村では村長が行う。（第134条、第135条）

届け出に際しては、男女各々が身分証明書と住民個人登録のコピーを、前婚が解消

しているならばその証明書を、未成年者あるいは成年被後見人ならば法定代理人の署名により承認されている許可書を、そして婚姻に障害となる疾病がないことを証する健康診断書を婚姻登記所に提出しなければならない。(第136条)

届け出がなされた場合、婚姻登記吏員は、婚姻登記吏員は、婚姻届やこれに追加されるべき書類を審理する。届出において不備があればこれを整え、あるいは完了させる。

届出手順に沿って行われていない、あるいは婚姻する一方が婚姻に不適任である、または婚姻に対し法的障害事由があるとみなす場合、婚姻届を拒否し、そのことは婚姻する者に書面を以て直ちに知らせる。(第137条) 拒否に対して、当事者は、婚姻登記吏員の拒否決定に対し裁判所に提起することができる。異議は書類上で審理し確定する。ただし、一方の絶対的無効事由に関する拒否決定に対し開かれる訴訟は、簡単な法的手順により共和国検察官出席のもと検討される。(第138条)

婚姻登記吏員は婚姻要件が満たされている確証を得れば、あるいは拒否決定が裁判所により取除かれれば、婚姻予定者に婚姻日と時間を知らせ、あるいは婚姻予定者が要請する場合には婚姻許可書を与える。婚姻許可書は交付日から起算して6ヶ月以内に、婚姻予定者が婚姻登記吏員の面前で婚姻できる権利を保障するものである(第139条)。ただし、婚姻要件が満たされていないと見なされる場合、あるいは書類が渡されてから起算して6ヶ月経過している場合、婚姻登記吏員は婚姻式をさせることができない(第140条)。

婚姻挙式は、婚姻局において婚姻登記吏員や判断能力を有する成人の証人2名の立会いのもと公開して行う。ただし、挙式は婚姻予定者の要望により婚姻登記吏員が適するとみなす別の場所でも行うことができる(第141条)。婚姻登記吏員は、婚姻予定者の各々に婚姻を望むか否かを尋ねる。婚姻は両名が肯定的な返答をした時に成立する。吏員は、婚姻両名の同意のもと合法的に行われたことを明らかにする。(第142条)。婚姻登記吏員は、挙式後直ちに夫婦に家族手帳を交付する。家族手帳の提示がなければ宗教儀式を行うことができない。婚姻の効力は、宗教儀式が行われるか否かには関係しない。(第143条)

婚姻手続、婚姻登記簿、婚姻に関する書面、婚姻関連の他事項は規定において定める(第144条)。婚姻は住民台帳(家族台帳、個人台帳)に登記される。

(2) 婚姻関係の効果

トルコでは、婚姻を以て夫婦間における婚姻生活が成立したとみなされ、夫婦は、共同で生活し、相互に扶養し協力する義務のほか、子の養育、教育、監護に対し共

に協力する義務を負う（民法第185条）。また、住居の選定・生活管理についても共同で行うこととしている（民法第186条）。

家族の姓については、妻は夫の姓を名乗る。但し、書面による申請を行うことにより、旧姓を夫の姓の前に付すことができる。

（3）婚姻に関する国際私法規定

トルコ法では婚姻に関する国際私法規定はない。トルコ在住の外国人は彼らの国の法律上可能であれば、それぞれの国の領事館で婚姻を行うことができる。トルコで婚姻を行う場合は、祖国の領事館から必要書類を取得し、県庁に提出して認証を受け、配偶者と共に市の結婚局に出頭し、証明書類を提出し、結婚式の期日を定め、結婚式を挙げる。結婚後それぞれの国に婚姻を登録する。トルコにおけるトルコ人と外国人の婚姻の場合、トルコで手続を行い、外国人配偶者は行った結婚を自身の国に登録する。日本におけるトルコ人と外国人の婚姻は、大使館から必要書類を取得し、日本の地方自治体で手続を行う。日本で婚姻が成立した後、トルコ人は婚姻後2ヶ月以内に大使館にその婚姻を届け出なければならない。トルコ人と外国人が婚姻した場合、国際家族手帳が夫婦に交付される。

2. 離婚法制について

（1）離婚手続

トルコにおいては、婚姻の解消手続が次のように規定されている。第一に、配偶者の一方が死亡した場合、第二にトルコ民法に規定されている婚姻の無効状態にあると裁判所が判断した場合（民法第156条）、第三に離婚の場合（同第2編第2部）に、それぞれ婚姻関係が解消される。

婚姻が無効であるとされるのは、トルコ民法第145条（夫婦の一方が既婚であること、判断能力が永続的に欠乏していること、婚姻に障害をきたす精神疾患を有すること、婚姻に障害をきたす親族関係を有すること）、第148条（判断能力の一時的欠乏）、第149条（錯誤）、第150条（不貞）及び第151条（脅迫）の要件に違反する場合である。第145条は絶対的無効事由であり、それ以外は相対的無効事由である。

しかし、無効な婚姻であってもそれを解消するには、裁判所の手続が必要となる（同第156条）。また、無効な婚姻の解消を請求できるのは、絶対的無効の場合、検察官及び関係者全員、相対的無効の場合、夫及び妻である。

配偶者の一方から離婚の申立てがなされた場合、裁判官は、離婚事由が証明されれ

ば、離婚又は別居の決定を下す（民法第170条）。別居の決定の場合、1年から3年までの別居期間を定めることができる（同第171条）。別居期間が満了すると別居状態は自動的に終了することができる。共同生活が新たに成立しない場合、夫婦のいずれも離婚訴訟を提起できる（同第172条）。離婚の原因から困窮する側は、過失責任をさらに重くしない条件で、一方から生計のための財力に応じた扶養料を無期限に請求できる（同第175条）。裁判所は離婚又は別居に結論を下す際、可能性が見受けられる場合には父と母から聴聞を行い、又は子が被後見者である場合には後見人と保護関係機関の考えを聞いた後に、親権と子との関係に適切な措置をとる（同第182条）。裁判による離婚の場合、離婚判決確定後3ヶ月以内に市町村役場に届け出なければならない。離婚は家族台帳に登録される。

夫及び妻との間で離婚後の子の監護権について合意が成立しない場合、裁判所は父又は母のいずれが監護権者として適切かどうかについて審理する。父母は、離婚した後も、子の監護教育についての義務を負っている。夫婦の協議で、子の監護についての合意が形成されない場合には、裁判所の判断によることとなり、裁判所は子が成人に至るまでの子の扶養に関する判断を行う（民法第182条、第330条、第334条）。

再婚しようとする者は、前婚が解消したことを立証しなければならない（民法第130条）。婚姻を解消した女は、婚姻解消から起算して300日を経過しなければ婚姻できない（再婚待機期間）。出産を以て期間は終了する。女性が前婚において懐胎していないことが明確であること、又は婚姻解消の配偶者が互いに再婚を望んでいる場合、裁判所はこの期間を取り消す（同第132条）。

夫婦間における既得財産相続制度の適用が基本である。夫婦は財産契約により、法律で確定されている制度から一つを承諾することができる（民法第202条）。既得財産相続制度は、既得財産と夫婦の各々の私有財産を含む（同第218条）。既得財産は、各配偶者がこの財産制が継続する期間中、報酬を与えつつ獲得する資産価値を言う（同第219条）。特定の財産が夫婦の一方に属すると主張する者は、主張を立証する責任を有する。夫婦のいずれに属するかを立証できない財産は、夫婦の共有とみなす。配偶者の全財産は、反証が挙げられるまで既得財産とみなす（同第222条）。

夫婦の私有財産と既得財産は、財産制の終了時の状態に応じて分離する（民法第228条）。配偶者の私有財産に関する債務を既得財産から、又は既得財産に関する債務を私有財産から返済した場合、清算時において均衡を保つことを請求できる。各債務は関連財產品目の責任下に置く。どの品目に属するか明確でない債務は、既得財産に関連するものとみなす。この財產品目から別の財產品目の取得、回復、又は保護に貢

献している場合、価値の増加又は減少状態により均衡が保たされ、後見率や財産の清算時における価値又は財産が以前に手放されている場合は衡平法に基づき行われるものとする（同第230条）。一般財産の共有において、法律により私有財産以外の夫婦の財産と収入は共有財産をもたらす。夫婦は、共有不動産として分割されていない全体に対して所有者である。どの配偶者も、共有割り当てに対して単独で処分権を有しない（同第257条）。

離婚若しくは婚姻の取消事由を以て、又は法律若しくは必要であれば財産分離への移行において、各配偶者は既得財産相続制度において自己の私有財産とみなされるものを共有財産から回収する。残りの共有財産は夫婦間で半分に分配する（共有財産分離制）。合法的分配の変更に関する協定は、特に財産契約において明確に予見される場合に有効とする（民法第277条）。

（2）離婚の効果

① 監護権

離婚後の子の監護権について、夫婦の間において合意が成立しない場合、裁判所が父または母のどちらが子の利益にふさわしいかについて決定する（民法第182条）。父と母が婚姻関係にない場合、親権は母親に属する。母親が未成年子、成人被後見人、死亡又は親権が本人から剥奪されている場合、裁判官は子の利益のために後見人を選任するか、親権を父に与える（同第337条）。さらに、父母が親権義務を正当に果たしていないか、子に十分な関心をしていないか、子に対する義務を甚だしく刑している場合、親権の剥奪決定を下す。父母の両方から親権が剥奪された場合、子に代理人を選任される（同第348条）。

離婚後も、父母は子の養育および教育をしなければならない（民法第339条）。共同生活の終了後には、裁判官は親権を夫婦の一方に与えることができる。親権は、父又は母の一方が死亡した場合には生存している側に、離婚した場合には子が委ねられた側に属する（同第336条）。

② 扶養（Support）

離婚の原因から困窮する側は、過失責任をさらに重くしない条件で、一方から生計のための財力に応じた扶養料を無期限に請求できる（民法第175条）。物的損害賠償金と扶養料の一括払い、又は状況の必要性に応じ収入形態により支払を決定することができる。収入形態により支払決定が下される物的損害賠償金又は扶養料は、債権者が再婚した場合、又は一方が死亡した場合、自動的に取り除かれる。債権者が婚姻することなく事実婚生活を送る場合、困窮状況が解消された場合、又は不名

養な生活を続けている場合、裁判所の決定を以て廃止される。当事者の財力状況の変化又は衡平性が必要となった場合、収入の増減で決定を下すことができる。裁判官は、要請による収入形態による支払いに決定が下された物的損害賠償金又は扶養料を、当事者の社会的経済的状況により翌年にどのくらいの額を支払うことができるかを決定する（同第176条）。

③ 婚姻住居の扱い

婚姻の取消又は離婚決定により終了した場合、家族の共同利用に割り当てられ、夫婦間で平等に分配されている住居での滞在や家具の利用にいて何を継続させるかについて夫婦は話し合うことができる。住宅に滞在する権利を有している配偶者は、この権利が土地台帳に注積として付けられることを請求できる。家族の住宅に誰が滞在し、家具を誰が利用し続けるかについて夫婦が決裂する場合、衡平法が必要であれば、裁判官は、事態の特徴や夫婦の経済的社会的状態や子への利点を考慮に入れ、誰がこの権利の所有者になるかについて取消又は離婚の決定と共に職権により決定を下す。この権利において滞在期間や利用期間を明確にし、土地台帳に注積を加えるために土地登記公務員に通知する。裁判官が逆の決定を下さない限り、権利は決定された期間の満了を以て自動的に終了する。但し、この期間終了前に利益を得る側の状態に変化がある場合、他の一方は裁判官に決定を綿密に調査するよう請求することができる（民法第254条）。

④ 財産分割

裁判所が婚姻の取消又は離婚事由により終了させ、又は財産分離への移行に決定を下した場合において、財産制度は訴訟日から有効であるとする条件で終了する。共有財産と私有財産の内容確定は、財産共有の終了日に基づく（民法第271条）。配偶者の私有財産に関する債務を共有財産から、又は共有財産に関する債務を私有財産から返済した場合、清算時に均衡を保つことを請求できる。各債務は、関連財産品目の責任下に置く。どの品目に属するか合意に達しない債務は共有財産に関連するものとみなす（同第273条）。配偶者の私有財産又は共有財産を以て、他の財産品目に入る資産価値の取得、回復、又は保護に貢献した場合、既得財産への相続制度における価値増加配分に関する規定を準用する（同第274条）。離婚又は婚姻の取消事由を以て、又は法律若しくは必要であれば財産分離への移行において、各配偶者は既得財産相続制度において自己の私有財産とみなされるものを共有財産から回収する。残りの共有財産は夫婦間で半分に分配する。合法的分配の変更に関する協定は、特に財産契約において明確に予見される場合に有効とする（同第277条）。

(3) 離婚に関する国際私法規定

トルコ法では離婚に関する国際私法規定はない。トルコ在住の外国人は彼らの国の法律上可能であれば、それぞれの国の方式で離婚することができる。トルコで婚姻をしている者が離婚する場合は、協議離婚であっても離婚訴訟を提起し（民法第167条）、離婚判決を得なければならない（同第170条）。トルコにおけるトルコ人と外国人の離婚の場合、トルコと外国人配偶者の国で手続を行う。

3. 実親子関係および家族

(1) 親子関係一般 実子、養子、認知制度の有無

トルコは共和国成立後の歴史的経緯（ギリシア国内のイスラム教徒がトルコに移住、トルコ国内の正教会信者がギリシアに移住）から、国民の99%以上がイスラム教徒であり、しかも、周辺のイスラム教国とは違い、そのほとんどがスンニ派であるとされており（ただし、アレヴィー派が20%以上存在するとの説もある）、その点で家族関係における規制も宗教的には大きな問題は存在していない。親子関係についてもトルコ共和国民法及び民法の親権、後見と遺産条項の適用に関する法令の規定が中心となる。その規定の中に実親子関係の発生、親子の権利義務関係、養子縁組の制度、および認知制度が存在している。このトルコ民法は1926年にスイス民法を採用する形で制定された。

(2) 実親子関係 権利義務

未成年子は父母の親権に服する（民法の親権、後見と遺産条項の適用に関する法令第2条）。父母が婚姻中でない場合、親権は母が有する。

トルコは夫婦同姓制が採用されている（民法第187条）ことから、母と父が婚姻していれば、子の姓も同一のものとされる。婚姻していなければ母の姓を称する。ただし、母が以前の婚姻により独身時代の姓を夫の姓の前に付した二重の姓を称して（第187条）いれば、子は独身時の姓を称する（民法第321条）。子の名前は父母が付ける（同339条）。両親の婚姻関係が解消した場合、母は婚姻以前の姓に復する（民法第171条）が、子の姓については不明である。トルコ国民の父又は母からの嫡出子は、出生地とは無関係にトルコ国民である。トルコ国民の母と外国人の父による非嫡出子はトルコ国民である。トルコ国民の父と外国人の母による非嫡出子は、血統を確証する方法と根拠がある場合において、トルコ国籍を取得する（国籍法第7条）。トルコで生まれ、父と母が外国人であるために、出生からどの国の国籍も取得できない

子は出生以降トルコ国民である（国籍法第8条）。

父母の経験不足、病気、障害、他の場所への居住、若しくは類似する理由から親権義務を正当に果たしていない場合、又は父母が子に十分な関心を示さず、若しくはこの対する義務を甚だしく軽視している場合、子の保護に関して他の対策から結果が得られず、又は既にこの対策が不十分であることが明らかにされている場合には、裁判官は親権の剥奪決定を下す（民法第348条）。親権が剥奪された場合も、子の養育及び教育支出を賄う父母の義務は継続する。父母と子に支払い能力がない場合、これらの対策に必要とされる支出は国が対応する。養育費に関する規定は法的に保証される（同第350条）。親権剥奪を必要とさせた理由が取り除かれた場合、裁判官は職権により、又は父母の要求に基づき、親権を返還する（同第351条）。

父母の養育義務は、子が成人に達するまで継続する。子が成人した場合でも教育が継続してれば、状況や条件に応じて父母から期待することが可能な範囲であることを条件に、父母は教育が修了するまで子を養育する義務を負う（民法第328条）。未成年子を実質的に養育している父又は母は、一方に対し、子の名において養育費請求訴訟を提起できる。判断能力を有する未成年子も、養育費請求訴訟を提起することができる（同第329条）。養育費の額は、子の需要と父母の生活条件、及び支払能力を考慮しながら決定する。養育費の額の決定においては、子の収入も考慮する（同第330条）。状況が変化した場合には、裁判官は請求により養育費の額を改めて決定するか、養育費を廃止する（同第331条）。

両親が高齢であったり、病気であったりし、働くことができなかつたり、または自分の扶養が必要となったような場合には、子は両親を扶養し扶助する義務を負う。その扶養料の額は、両親と子との合意で決定される。もし合意に至らない場合には、裁判所は子の経済的状況からその扶養料の額について判断をすることとなる。またその扶養料は月単位で支払われることとなる（家族法第36条第1項）。両親が家族法第32条に規定するような違法な行為に関与した場合には、子はその義務から免れることができる（家族法第36条第2項）。

裁判所は離婚又は別居に結論を下す際、可能性が見受けられる場合には父と母から聴聞を行い、子が被後見者である場合には後見人と保護関係機関の考えを聞き取った後に親権と子との関係に適切な措置をとる。後見人の利用は、自己が保護していない配偶者のことの個人的関係を整える際に、特にこの健康、教育、道徳面からの利点に基づき行われる。この配偶者は子の養育と教育費用に支払い能力を持ち合わせていなければならない（民法第182条）。離婚後に開かれる養育費請求訴訟は、養育費債権者の居所に在する裁判所が権限を持つ（同第177条）。父母の両方から親権が剥

奪された場合、子に後見人が選任される（同 3 4 8 条）。

（3）認知

認知は、父が住民登録職員若しくは裁判所への書面での申請、又は公的な認知書若しくは遺言書において行う宣言で成立する。認知宣言における者が未成年子又は制限行為能力者である場合、保護者または後見人の同意も必要である。他の男と血縁関係にある子は、この関係が無効にならない限り認知されることはない（民法第 2 9 5 条）。

認知者は、間違い、詐欺、又は脅迫の理由により認知の取消を提訴できる。取消訴訟は母及び子に対して提起する（第 2 9 7 条）。母、子、及び子が死亡の場合にはその卑属、共和国検察官、国庫庁及びその他の関係者は、認知の取消を提訴できる。訴訟は認知者に対し、認知者が死亡している場合はその相続人に対して提起する（第 2 9 8 条）。母と子は、子と父の血縁関係に関する裁判所の判断を請求できる。訴訟は父に対し、父が死亡している場合にはその相続人に対して提起する（第 3 0 1 条）。

母は父性訴訟と共に、又は別途に、父又はその相続人に出産費用、出生前後各 6 週間分の生活費、並びに懐胎時及び出生時におけるその他の必要経費の負担を請求できる（第 3 0 4 条）。

（4）扶養義務

援助がなければ貧困に陥る尊属及び卑属並びに兄弟がいる者は、これに扶養費を与える義務を負う。ただし、兄弟を扶養する義務は、裕福である場合に限る。配偶者及び父母の扶養は義務である（民法第 3 6 4 条）。

（5）保護を必要とする者

保護を必要とする者の監護は、その義務を負う機関によって行われる。かかる機関は監護費用を扶養義務を負う親族に請求することができる（同第 3 6 6 条）。

（6）家庭の秩序

家族の状態で生活する集団に法律、契約又は慣習が定める家長がいる場合、その者は家庭を指導する権限を有する。過程を指導する権限は、血族、姻族、労働者、徒弟若しくは類似する理由で、又は保護と監視関係に基づき、家人として生活を共にする全ての者に及ぶ（同第 3 6 7 条）。

家人は家庭の秩序に従わなければならない。家長は家庭の秩序を定める際に、各家人の福利を公正に見極めるものとする。家人は、特に学習、教育、信仰、職業及び職

能技術について、必要な自由を享受する。家長は各家人の家庭における私物を保護し、安全に保管する義務を負う（同第368条）。

家長は、家人のうち、年少者、援助を必要とする者、精神疾患患者又は精神薄弱者が引き起こした損害について、通常の状態及び条件が必要とする注意を払い同人を監視下に置いていること、又はかかる注意を払っていたとしても損害の発生を防ぐことができなかつたことを証明しない限り、かかる損害に対して責任を負う。家長は、家人のうち精神疾患患者又は精神薄弱者が、自らを又は他の者を危険に晒すか、被害を与えることのないよう、必要な防止策を講じる義務を負う。やむを得ない場合、権限を有する機関に必要な防止策を講じることを求める（同第369条）。

父母又は祖父母と生活を共にし、勤労又は収入を家族のものとしている成人の卑属は適切な報酬を請求することができる。適切な報酬に関して合意が得られない場合、裁判官がこれを決定する（同第370条）。

4. 養子縁組法制（民法第305条～第320条）

トルコの養子縁組制度は養親と実親の同意が必要で、裁判所の決定により成立する日本の特別養子縁組のような制度である。養子縁組制度の定義は民法第306条及び307条で規定され、養親子関係が成立した後は、実親子関係に基づく権利義務は終了する。

（1）養子縁組の実質的成立要件

実質的成立要件は「トルコ民法」第306条から第308条で規定されている。

養子縁組が成立するためには、次の要件を満たさなければならない。

- (a) 養子が養親より18歳以上年下であること。
- (b) 養親は夫婦である場合には、5年以上婚姻しているか、30歳以上であること。未婚者は30歳以上であれば、養親となることができる。

（2）養子縁組の形式的成立要件

養子縁組が成立するためには、トルコ民法第308条及び第309条で規定される、次の形式的要件を満たさなければならない。

(a) 実親の同意

実親の同意は、未成年者又は父母の居住先の裁判所で、口頭又は書面で明らかにし、公文書に記載される（民法第309条）。ただし、実親の一方が誰であるか不明であるか、長期間所在が不明である場合、判断能力を継続的に喪失し

ている場合、又は未成年子に対して慈しむ義務を十分に果たしていない場合には、その者の同意は必要とされない（民法第311条）。

(b) 養子の同意

養子となる子が判断能力を有する場合には、その子の同意が必要となる（民法第308条）。

(c) 裁判所の決定

養親となろうとする夫婦のうち一方の居所に在する裁判所により決定が下され、養子縁組関係が成立する（民法第315条）。

(3) 養子縁組成立の効果

養子縁組が成立すると、次のような効果が生じる。

(a) 効力一般 養親子関係は、裁判所決定により成立する（民法第315条）。

(b) 養子が未成年者である場合、養子は養親の姓を称する。養親が望めば、子に新しい名を付けることができる。成人の養子は、養子縁組時に望めば、養親の姓を称することができる。夫婦が共に養子に受け入れた判断能力を有しない

未成年子の住民登録には、父母の名前として養親の名前が記載される（民法第314条）。

(c) 親子関係の擬制

父母に属する権利及び義務は、養親に移行する。養子は養親の相続人となる（民法第314条）。

(d) 守秘義務

養親縁組に関する登録、書類及び情報は、裁判所決定がない限り、又は養子縁組を望まない限り、一切発表されてはならない（民法第314条）。

法的な理由なく同意を受けられない場合、結果が未成年子の利益を大きく損なうことがなければ、同意を必要とする者は、裁判官に養子縁組関係の取消を請求できる（民法第317条）。養子縁組において、原則に対して欠如している点があり、それが不完全であれば、共和国検察官又は全ての関係者は、養子縁組関係の取消を請求できる（第318条）。訴権は養子縁組関係の取消理由を知った日から起算して1年、又は養子縁組手続から5年経過すると失効する（第319条）。

(4) 養親子関係の終了（民法第121条、第317条から第319条）

法的な理由なく同意を受けられない場合、結果が未成年子の利益を大きく損なうことがなければ、同意を必要とする者は、裁判官に養子縁組関係の取消を請求できる（民

法第317条)。養子縁組において、原則に対して欠如している点があり、それが不完全であれば、共和国検察官又は全ての関係者は、養子縁組関係の取消を請求できる(第318条)。訴権は養子縁組関係の取消理由を知った日から起算して1年、又は養子縁組手続から5年経過すると失効する(第319条)。

養親子関係にあることを理由として禁止されている者同士の婚姻は、無効にすることはできない。養子縁組は、婚姻により終了する(民法第121条)。

(5) 養子縁組に関する国際私法規定

未成年子の養子縁組における仲介活動の実施に関する規定第3部「国境を越える養子縁組に関する法規」は国際養子縁組に関する国際私法規定を設けている。同規定第16条から第18条はトルコを出身国とする国境を越える養子縁組を、第19条はトルコを受け入れ国とする国境を越える養子縁組を規定している。

トルコを出身国とする国境を越える養子縁組の場合、未成年子がトルコ国内で養子縁組の機会を見つけられないか、国境を越えた養子縁組が未成年子に高い有益性をもたらす場合にのみ可能である。養子縁組申請は国内と同じ第5条に記載の方法により行われる。中央部局は、受入国の中央部局に対し、養親の状況に関するファイル及び養子となる未成年子に求める特性を記載した社会調査報告書の作成を要求する。受入国の中央部局が、作成したファイルに基づいて調査を行い、その結果、未成年子を養親の元に受け入れることに不都合がないと判断した場合、ファイルはトルコ側で手続順番待ちとなる。中央部局は国境を越える養子縁組が未成年子に高い有益性をもたらすか否かに関しての意見を記載した報告書を作成する。未成年子の引渡し前に、中央部局と受入国の中央部局が、未成年子の養子縁組に関して合意する必要がある。

トルコを受入国とする国境を越える養子縁組の場合、国外に居住する未成年子を養子にしようとする個人又は夫婦は、居住地の県支局に書面で申請を行い、この申請は中央部局に送付される。この場合の養子縁組に関する手続は、本規定に関連する法規並びに未成年子の保護及び国境を越える養子縁組についての協力に関する協定の規定の枠内で、中央部局と出身国の中央部局が協力して完了する。

5. 法定代理

トルコにおける成人年齢は満18歳である。婚姻した者も成人となる(民法第11条)。満15歳になった者は、裁判所の決定を条件に、自らの意思又は親の同意に基づいて成人となることができる(同第12条)。民法第470条に「未成年者に対する後見は本人が成人することにより自動的に終了する」という規定があり、後見人の有無

で成人年齢が変わることはない。また、民法第16条は「未成年者及び識別能力を有する無能力者は、法定代理人の同意がない限り、責務を引き受けることができない」と規定しており、行為能力を有する年齢は18歳であると思われる。

母親及び父親は、親権の枠内において第三者に対する未成年の子供の法的な代理人である（民法第342条）。

親権に復していない全ての未成年者に後見が開始される（同第404条）。後見人は被後見人である未成年者又は制限行為能力者の人権と財産に関する全ての利益を保護し、法律行為を代理する義務を有する（同第403条）。後見関係機関の権限に属する事項を除き、後見人は被後見人の全ての法律行為を代理する（同第448条）。後見当局が後見職務を遂行可能な能力を有する成人を後見人として選任する（同413条）。後見当局は優先的に被後見人の近親のいずれかを貢献の条件を満たす限り選任する（同414条）。正当な反対理由がない限り、後見人には被後見人又は父母の指名する者が選任される（同415条）。

非嫡出子の法定代理人及び父母が離婚した未成年子の法定代理人に関する法律の規定はない。

6. 家事登録制度

(1) 家事登録制度（住民管理業務法）の目的および範囲

住民管理業務法の目的は、個人の出生から死亡までの個人や配偶者の有無、および国籍や変更に基づく通常の法的事項を明らかにし、作成された台帳の記載やコンピューターネットワークにおける国民の住所データベースを作成し、住民個人登録による住所情報との関連付けを確立することである（住民管理業務法第1条）。

住民管理業務法の範囲は、トルコ国民とトルコ在住外国人の住民管理業務の整備、施行および実施に関する原則、並びに手続の規定である（同第2条）。

(2) 住民管理業務の実施と住民台帳

住民管理業務は、内務省及びその地方事務所、並びに在外公館が実施する（同第4条）。

住民管理台帳は、個人の身分、居住地の住所、家族構成、国籍、および個人的立場を明らかにするために、地域と家族に基づいて、住民実態が登録され、永久に保存されなければならない公式の証明書である。家族台帳と個人台帳の登録簿及びその予備、並びにこれらの写しは同等の法的価値を有する。登録簿間で相違がある場合、反証がなされるまで、登録の根拠となった証明書は有効である（同第5条）。

住民の実態は、通信網を利用して、住民管理局の家族台帳と中央データベースに登録される。内務省は、事前災害や想定外の事態に対して中断することなく業務を遂行するために、中央データベースのバックアップを別の場所に維持保管しなければならない。書面による家族台帳の各ページには巻数とページ数を付記する。台帳の最後には何ページから構成されているかを記載する。家族台帳は、地区の第一審裁判所の判が押印されることにより、正式なものとなる。内務省は、住民台帳の登録に関する手順と原則を明らかにするために、情勢に応じて規則とシステムを変更し、また、書面による家族台帳を廃止する権限を有する（同第6条）。

各地区又は村で家族毎に登録される家族台帳は、以下の情報を記載する。

- ① トルコ共和国身分証番号
 - ② 登録した県、郡、村又は地区の名称による巻頭、家族および個人の識別番号
 - ③ 個人の氏名、性別、父母の氏名、既婚女性の旧姓
 - ④ 出生地、生年月日、台帳登録日
 - ⑤ 婚姻、離婚又は血縁の成立又は拒否、拒否、死亡および国籍の取得又は喪失などの個人的状況の変更又は管轄当局が行った修正事項
 - ⑥ 宗教
 - ⑦ 配偶者の有無
 - ⑧ 居住地の住所
 - ⑨ 写真
- ①、⑧および⑨はコンピューターシステムに登録される（第7条第1項）。

トルコで家族台帳に登録されておらず、外国に居住する国民は内務省が定める住民管理局において家族台帳に登録される（第7条第2項）。

何らかの目的でトルコに6ヶ月以上の期間の外国人居住許可書を付与された外国人は、総局によって外国人台帳に登録される。外国人台帳に登録された外国人は、住民実態を住民管理局に届け出ることを義務付けられる。ただし、外交使節団に属する者は例外とする（同第8条）。

（3）住民個人登録の特徴

住民個人登録とその根拠となった書類は公開してはならない。当該情報は、担当職員、幹部職員、調査員及び監査役以外の者が閲覧することはできない。ただし、裁判所は例外とする。住民個人登録の際に当該情報を処理する職員および身分事項共有システムの枠内で住民個人登録を利用する職員は、その守秘義務を遵守しなければならない。かかる遵守義務は公務員の職務から離れた後も継続する（同第9条）。

法令によって個人に関して行われる手続は、住民個人登録を基礎とする。登録間で相違がある場合、住民個人登録は変更されず、手順によって他の登録が修正される（同第 10 条）。

（４）住民台帳への登録

トルコ共和国国民である者は全て、国内では住民管理局に、国外では在外公館に申請し、自らを住民台帳に登録させ、身分証明書を受領しなければならない。未成年者の場合、その保護者、後見人或いは受託者、又はそういった者がいない場合には未成年者の近親者、或いは 1983 年 5 月 24 日付第 2828 号社会福祉事業・児童保護協会法令によって権限を与えられた機関の職員が、未成年者の住民実態に登録させ、身分証明書を受領する責任を負う。トルコ国籍を後から取得した者は、国籍取得日以降に住民時代帳に登録される（同第 11 条）。

住民台帳に記載される個人の状況に関するあらゆる登録および説明は、本法によって権限を与えられた責任者が、手順および見本に合わせて作成された書類に基づいて行われなければならない。各手続が終了して家族台帳への登録がなされた後に、根拠となる書類は、住民実態に登録した職員が署名し、総局に提出される関係個人台帳に入れられ、もう一部を公文書館に保管する（同第 12 条）。

権限を有する者又は機関が届け出た住民実態に関する証明書および記録文書は、本法に基づき登録される。内務省は各種住民手続での電子署名の利用を決定する権限を有する（同第 13 条）。

住民個人登録の閉鎖とは、死亡、行方不明、トルコ国籍の喪失、婚姻、離婚、養子縁組、及び血縁の修正または拒否などの理由のために、登録に手続が行われない状態となることである。登録閉鎖の理由が排除されるか、登録の再開が必要となる新たな理由がある場合、登録は再開される。登録再開後に明らかとなった個人的事項は、その者の登録に記載される（同第 14 条）。

法律第 2828 号によって権限を有する公共機関、個人及び養護老人ホームなどの施設の責任者および関係者は、被用者、入所児童又は入所成人の身分証明書を確認し、家族台帳未登録者の登録を行うために住民管理局に届出を行い、必要な手続を行う義務を有する。法執行当局は、身元確認又は手続の際に身元が不明であるか住民個人登録を行っていない者について、その権限に必要な手続によって作成される書類を、その地域の住民管理局に届け出る義務を有する。学校の校長は、入学を申請した子のうち、住民個人登録を行っていない子の申請に基づく身分証明と共に、父母、後見人又は受託人の身分及び住所をその地域の住民管理局に通報する義務を有する。公的機

関又は民間機関は、雇用を予定する者に対して身分証明書の提出を要求し、その者が住民個人登録をしていないことが判明した場合、その申告に基づき身分と住所を住民管理局に通報する義務を有する（同18条）。

幼いために自己を表現できない棄児の住民台帳への登録は、法執行機関又は関係機関が状況を明記した記録文書又は関係通知に基づき、発見された地域の住民管理局によって行われる。18歳以上で発見された知的障害者は、裁判所が任命する受託者に通知され、国立総合病院が発行する衛生委員会報告書によって、住民管理局に通知されなければならない。これらの棄児と知的障害者について、住民管理局は、作成された記録文書に記載された生年月日を、氏名および父母の氏名が明らかでない場合には、氏名および父母の氏名を与えるものとする。生年月日が不明である場合、公的医療機関がこれを確証するものとする（同第19条）。

トルコ国籍取得者は、法律に基づいて管轄当局又は委員会が決定する書式によって家族台帳に登録される（同第20条）。

第8条の対象外である外国人がトルコで生じた住民実態を住民管理局に届け出る場合、住民管理局は関連事項書類を作成した上で個人ファイルに入れ、本人に写しを交付する（同第21条）。

（5）出生

健康に出生した全ての子は、トルコ国内では出生から30日以内に住民管理局に、国外では60日以内位置以内に在外公館にその出生を届け出られなければならない。保護者、後見人或いは受託者、又はこういった者がいない場合には曾祖父、成人の兄姉、或いは近親者が出生を示す公式文書によって、又は口頭申告によって行うことができる。国外での出生届は、外国当局から交付された公式文書若しくは報告書を、又は子に付けた名を明記した請願書、父母の身分証明書、および住民個人登録場所を示す書類を在外公館に送付して届け出ることができる。在外公館は、文書が投函された日を届出日として作成した出生公式文書を住民管理局に提出する義務を負う。出生届は住民管理局によって出生記録文書となる。関係者が証明書を提出せず、口頭で届出を行う場合、かかる口頭での届出を文書とし、かかる出生記録文書に届出者と担当職員が署名する。死産児は家族台帳に記載されない。出生時は出生順序毎に記載される（同第15条）。

住民管理業務法第15条に言う期間の経過後に届出がなされた6歳未満の子の出生届は、出生日が証明される場合、受理される。子が満6歳以上の場合、子を住民管理局に出頭させ、公的医療機関が年齢を確証するものとする。出生に関する公式文書が提

出された場合、年齢を確証する必要はない（同第 16 条）。

住民管理局は、期間内に届出がなされていない子や住民登録がなされていない成人の存在情報を得た場合、住民登録がなされていない成人本人、又は期間内に届出がなされていない子の保護者、後見人或いは受託人、若しくはこういった者がいない場合には祖父母、兄弟姉妹、近親者或いは地区長に、届出をさせるために出頭を命じる権限を有する。これらの者は、出頭命令に対し、30日以内に住民管理局に出頭し、届出を行う義務を有する。指定期間内に届出がない場合、地方行政当局は、必要な場合には、法執行機関にこれらの者を強制的に連行させる手続を取り、子又は成人の家族台帳登録を確実に行わせるものとする（同第 17 条）。

（6）婚姻

内務省は、婚姻手続に関する住民・国籍管理業務の実施に必要なあらゆる措置を講じ、実施する。婚姻登記吏員は、市が設置されている地区では市長又は担当職員、村では村長である。内務省は、県住民国籍管理業務局、住民管理局、及び在外公館に婚姻登記吏員の資格および任務を与えることができる。配偶者が外国人である場合、婚姻に関する権限は市当局婚姻登記所および住民管理局長が有する（同第 22 条）。

第 22 条によって婚姻手続を行う者は、婚姻日から 10 日以内に婚姻届を住民管理局に届け出る義務を負い、住民管理局はこれを登録する義務を負う。婚姻した女性の登録は夫のコードに移される。夫が死亡した寡婦は、再婚しない場合、夫の家族台帳に留まる。ただし、希望する場合、寡婦の実父の家族台帳に戻ることができる。在外公館で行われた婚姻は、婚姻日から 30 日以内に住民管理局に報告されるものとする（同第 23 条）。

国外でトルコ国民が外国当局に対して届け出た婚姻は、2001年11月22日付トルコ民法（法律第 4721 号）に基づき、無効事由がない場合には、有効である。この婚姻で夫が外国人である場合、トルコ人女性は 30 日以内に、外国当局が発行した証明書を当該外国にあるトルコの在外公館に提出又は送付しなければならない。届出を受けた在外公館は、手順に基づいて作成した婚姻届を住民管理局に提出しなければならない。当該外国にトルコの在外公館がないか、在外公館に届け出ることができない場合、外国当局が発行した婚姻書をトルコ語に翻訳し、公証を受けた翻訳文を、外務省が確認する条件により、トルコ国内の住民管理局に提出することができる。この証明書に基づいて作成される婚姻届により、台帳への登録手続が行われる（同第 24 条）。

婚姻によってトルコ区国籍を取得した外国人女性は、夫のコードに登録される。こ

のように家族台帳に登録された女性の婚姻が死亡以外の理由で終了した場合、当該女性の登録は登録台帳の最後に移される。婚姻によりトルコ国籍を取得した外国人男性は、妻と共に新たなコードに登録される。婚姻が死亡以外の理由で終了した場合、妻の登録は婚姻前に登録されていたコードに戻され、男性の登録は登録されたコードに残るものとする（同第25条）。

（7）離婚及び婚姻取消

女性の再婚待機期間は、裁判の決定が出された日から開始される（第26条）。

離婚又は婚姻取消の決定に際して、当事者は、当事者のトルコ共和国身分証番号、氏名、出生地、生年月日、父母の氏名、女性の旧姓、家族台帳の登録地、婚姻の間に出生した子の身分証明書、並びに決定に関する法律手段および規定に関する情報を住民管理局に届け出なければならない（第27条）。

（8）認知および養子縁組

認知は、父の書類申請によって裁判所に行われた場合には裁判所が、公証人への申請によって作成された証書によって行われた場合には公証人が、その認知が行われた日から10日以内に住民管理局に届け出る。陳値が父の遺言状によって行われる場合、遺言状を開いた裁判官が住民局に届け出る。認知の届け出を受けた住民管理局職員は、当該認知を家族台帳に直接登録する。認知された子は、父の氏名、母の身分証番号とその登録場所に関する情報を明記して、父のコードに登録される。国外で行われる認知は、在外公館に届け出るか、公証を受けたトルコ語翻訳文を添付することを条件に、トルコ国内の住民管理局に届け出ることができる（同第28条）。

養子縁組の決定は、裁判所が10日以内にその地区の住民管理局に通知する。養子縁組に関する事項は家族台帳に登録され、養子となる者の登録は養親の家族台帳に移される（同第29条）。

国外で外国の管轄当局において行われた養子縁組手続は、基本的な条件がトルコ法に準拠している場合、トルコでも有効である。養子縁組に関する事項について、外国の司法当局又は行政当局がその国の法律によって確定させるか、最終判断した決定又は書類がトルコで実行するには、権限有するトルコの裁判所が許可状を発行するか、認知決定を下すことを条件とする（同第30条）。

（9）死亡および失踪

都市若しくは町では1930年4月24日付公衆衛生法（法律第1593号）に基

づいて埋葬許可証を発行する担当者、村では公式の医者或いは保健医療資格者若しくは村長、病院若しくは養護老人ホームなどの医療機関ではその幹部職員、軍では軍医若しくは内部業務規定により指令本部から責任を委ねられた者或いは徴兵事務所、自然災害では地方市当局により任命される職員、又は事件若しくは事故では関係する共和国検察官が、死亡の日から10日以内に総局又は住民管理局に報告する義務を負う。死亡が海外で発生した場合、在外公館は、情報を得た日から10日以内に総局又は住民管理局にトルコ国民の死亡を報告する義務を負う。届出期間終了後に合法的に住民管理局に提出された死亡関係記録文書が、公的医療機関登録又は他の公式証明書に基づいて作成されている場合、住民管理局により承認され、手続が行われる。国内での死亡は、死亡場所を問わず、死亡場所の住民管理局に、死亡場所が確認された場合には、遺体の発見場所を問わず、死亡場所の住民管理局に、乗り物内での死亡の場合は遺体が乗物から運び出された場所の住民管理局に届けられる。死亡者が住民登録されておらず、捜査後にトルコ国民かその家族であることが証明される場合、まず出生記録が作成され、家族台帳に記載され、その後に死亡手続が取られる（同第31条）。

人の死亡を確認、判断する必要がある場合で、その者の死亡が推定されるにも関わらず、遺体が発見されない場合、その者は、死亡が届け出られた場所の地方行政当局の指示により、死亡記録が作成され、死亡したものとして手続が行われる。このように手続を行うには、死亡が推定される者の直系卑属若しくは直系尊属又は兄弟姉妹若しくは親族が、これらの者がいない場合には相続人が請願書による届け出によって死亡を書面として、又は管轄当局が死亡の状況を公式文書にして住民管理局に届け出なければならない。請願書への添付書類、および必要に応じて住民管理局が行う調査によって死亡を推定される者が事件・事故当時に事件・事故の場所にいたということが十分に証明される場合、その者の死亡手続は地方行政当局の指示によって行われる（同第32条）。

死亡しているにも関わらず、家族台帳では生存していると扱われている者は、死亡を証明する書類を添付して届ければ、住民管理局が死亡記録を作成し、死亡手続が取られる。死亡を証明する書類が提出されない場合、住民管理局は死亡届が正確であるか否かを綿密に調査した後に死亡記録を作成し、地方行政当局の指示によって死亡手続が行われる（同第33条）。

失踪の決定は裁判所によって10日以内にその地区の住民管理局に通知され、住民登録職員がこれを台帳に登録する（同第34条）。

(10) 住民個人登録の修正

確定した裁判所の判決がなければ、住民台帳のどの登録も修正することはできず、登録の説明や書類の変更注釈を付記することはできない。但し、家族台帳に登録されている期間の事実誤認は、根拠となる証明書により、住民管理局が適正に修正する。家族台帳の宗教に関する情報は、本人の書面による届出により、登録、変更、又は削除されるか、空欄とされる（同第35条）。

住民個人登録に関する修正訴訟は、修正を望む個人と関係政府機関の必要に応じて、住民管理局幹部職員又はその委任する職員の出席の下、当該個人の居住地を管轄する第一審裁判所で行われる。住民個人登録修正訴訟は、同じ問題に関して1回しか行うことができない。姓の変更の場合、住民管理局は配偶者と未成年者の子の姓も修正する（同第36条）。

総局と住民管理局は、裁判所が下した判決について、あらゆる法律を利用する権限を有する。総局と住民管理局は弁護士費用および裁判費用を免除される（同第37条）。

(11) 事実誤認および住民個人登録の取消

住民管理業務法第7条が規定する家族台帳の登録必須事項に関して、根拠となる証明書には記載されているが、住民台帳には過失によって記載が不十分であるか、全く記載されていない情報、又は重複して登録されている情報は、事実誤認とみなされる。こういった事実誤認は、総局又は住民管理局が修正又は整備する（同第38条）。

総局は、住民個人登録でヒジュラ暦又はルミ暦で記載された住民実態の日付をグレゴリオ暦に変化して家族台帳に記載する権限を有する。また、総局は出生日の月日が不明な者について月日を補う権限を有する。年齢計算について、出生日の月日が不明な者は7月1日を、日だけが不明な者はその月の1日を起算日とする（同第39条）。

手続に従って作成されていない証明書に基づいて確定した登録は、総局又は住民局が必要とする場合、裁判所の判決によって取り消される。住民台帳に記載された注釈および説明の取消も裁判所の判決を必要とする（同第40条）。

(12) 身分証明書および国際家族証明書

内務省は、身分証明書の記載事項、形状、寸法、効力、変更、有効期間の明記、模造・改ざん・偽造対策を目的とした身分証明書表面のセキュリティ、印刷技術、国民への交付システム、身分証明書紛失、及び変更に関する手続を定める権限を有する。身分証明書および国際家族証明書は、内務省が定める形状、寸法又は見本に従って財務省が印刷し、住民管理局の要求を適える条件で会計事務責任者に、在外公館の要求

を適える条件で外務省に送付される。身分証明書は、国内では郡住民管理局が、国外では在外公館が当事者本人に、未成年者の場合には、保護者若しくは後見人又は公式の代理人証明書を提示した者に、内務省が定める手順に従って交付される。婚姻した全ての夫婦は、婚姻手続によって担当者から国際家族証明書を交付される（同第41条）。

身分証明書および国際家族証明書の交付を受けるには、内務省が形式及び記載事項を定め、印刷された証明書請求書を使用する。出生記録に基づく身分証明書の交付には、請求書は必要とされない（同第42条）。

（13）住民個人登録に関する情報の提供

個人の家族台帳登録抄本および住民管理局の住民個人登録の写しは、反証がない限り有効である。住民個人登録の写しは、請求理由と利用目的を記載した書面がない限り、交付されない。個人が身分を証明する公式文書として本人が請求する場合には、書面による申請は必要ではない。請求者が明確に必要性を示さない場合、身分情報を除く個人情報とは交付されない。これらの文書の削除又は改ざんは禁止される。住民個人登録の写しの有効期間は作成日から180日間である。内務省は、利用者に応じて、この期間を30日間短縮する権限を有する（同第43条）。

管轄官庁、在外公館、徴兵手続を目的とする場合の国防省、司法当局、司法手続に基づく場合の法執行機関、婚姻手続を目的とする手続責任者、死亡手続を目的とする公式医療機関、及び登録者本人、その配偶者、保護者、後見人、直系卑属、直系尊属、又はこれらの者の委任状を提示する者は、住民個人登録の写しを住民管理局から直接交付される資格を有する。これ以外の機関又は法人は、請求理由を明記した書面で請求することにより、内務省又は地方行政当局の指示によって住民個人登録の写しの交付を受けることができる。居住地の住所及び他の住所に関する情報の提供には、登録者の承認を必要とする。登録者本人、その配偶者、保護者、後見人、直系卑属、直系尊属、又はこれらの者の委任状を提示する者以外の第三者は、配偶者の有無に関する情報を除き、住民個人登録の写し又は住民個人登録に関する情報を交付してはならない（同第44条）。

管轄官庁は、身分事項共有システムおよび住所事項共有システムのデータベースに登録された情報を、住民管理業務法に規定された原則および手順に従って、当該官庁及び銀行業務法第5411条の枠組内で業務を行う銀行の業務のために公開することができる。居住地住所情報は、銀行業務法第5411条の枠組内で業務を行う銀行と共有することができる。身分事項共有システムのデータベースの全ての情報又は一部

の情報は、どのような機関又はどのような者にも提供してはならない。かかる機関又は者は、自己の業務及び手続に必要な限りにおいて、登録者の情報を受領することができる。機関が受領した情報は、他の目的で使用することはできない。システムの全段階に責任を負う担当者もこの規則を遵守する義務を負う（同第45条）。

（14）トルコ共和国身分証番号

身分証番号は、トルコ共和国国民の住民個人登録間の相互関係を示し、個人登録に対応し、公的機関での登録との関係を規定する目的を持つ番号システムである。トルコ共和国身分証番号は、個人に1度だけ与えられ、変更することはできない。トルコで登録した外国人も内務省が定める基本枠内で身分証番号を与えられる（同第46条）。

個人の名義で作成される全ての書面、届出、身分証明カード、納税者カード、運転免許証、及び旅券などの全ての個人を識別する文書にトルコ共和国身分証番号が記載される。トルコ共和国身分証番号は、機関及び他の法人の全ての業務と登録の基礎である。身分証番号の利用に際して生じた問題と判断がつかない事柄については、総局が見解を示す（同第47条）。

（15）住所登録システム

居住地住所と他の住所に関する情報の登録に関して、製作の策定、開発、普及、行政単位による移動日の確定、国民住所データベースと中央市民登録システムデータベースの相互関係、及び住所情報の共有に関する手続は、内務省がこれを行う。内務省が住民管理台帳の住所登録を完成するために行う協力要請に機関は協力しなければならない。住所の規格は、地方行政総局のフォローアップと責任において、総局、トルコ統計協会、トルコ規格協会及び他の関連機関が共同で決定する。地方行政総局は決定した規格を特別地方行政地区および市当局に通知する責任を有する。機関及び法人は、業務と手続において住所の規格を遵守しなければならない。内務省は、機関から住所情報を請求する権限を有する。機関はかかる請求に対して20日以内に回答する義務を有する（同第48条）。

特別地方行政地区と市当局は、管轄内の住所を住所規格に従って整備し、かかる住所に変更することができない固定識別番号を付与し、地区にある全ての住所を包含する形で住所情報を構成する義務を有する。どのような理由があれ、固定識別番号を除く住所構成要素に対して行われた変更は、特別地方行政地区と市当局によって調査され、国民住所データベースに記録されるものとする。国民住所データベースは総局に登録される。総局は国民住所データベース内の居住地情報を住所管理台帳内の個人登

録と関連付け、コンピューターネットワーク内でバックアップシステムと共に最新の状態に保つ。居住地住所について、国外のトルコ国民の住所登録には、生活している国と都市名が登録される（同第49条）。

特別地方行政地区と市当局は、住民管理業務法に基づいて定められる規格による住所情報と住所形成の基盤となる建物情報を書類作成と同時に国民住所データベースに記録する義務を負う。居住地住所の登録は、本人の書面による申告を基本とする。申告は、住所申告書により、住民管理局又は在外公館で行われる。居住地住所は同じ住居に住む家族である成人が本人に代わって申告することができる。代理資格と資格の範囲を明記した公証人から交付された書面を提示する者は、本人に代わって住所関連の申告を行うことができる。子および制限行為能力者の住所は、保護者、後見人若しくは受託者、又はこれらの者がいない場合には祖父母、成人である兄弟姉妹若しくは近親者が申告する。養護老人ホーム、養護施設、刑務所若しくは学生寮などの施設にいる者の住所申告は関係施設の責任者が、又は申告できない状況の身寄りのない者の住所申告は地区長が、これを行う。被後見者の居住地住所は、関係後見機関が申告する。住所の申告は、個人が郵便又は電子メールですることができる（同第50条）。

住所申告に責任を有する者及び機関は、居住地住所の変更を20業務日以内に郡住民管理局に申告する義務を有する。但し、居住地住所に基づき業務を行う公的機関に住所変更を申告する場合、当該公的機関が10業務日以内に機関が所在する地域の郡住民管理局に申告する。住所構成で生じる変更は、個人が申告する必要はない。かかる変更は、市当局又は兼特別行政局が10業務日以内にコンピューターネットワークを通じて国民住所データベースで行う。一戸建て所有者、又はアパート、団地若しくは宿舍の管理責任者は、責任範囲の居住地住所に関する変更を20業務日以内に、地区長および申告責任者は共同で異同を地区長に申告する義務を負う（同第51条）。

内務省は、請求があった場合、内務省が定めた手順と規則を遵守することを条件に、機関に対して、コンピューターネットワークを通じて住所共有システムと身分事項共有システムの範囲内で住所構成を提供することができる。技術基盤を整えている地区長は、責任範囲内の居住地住所の最新情報を得る目的で、身分事項共有システムを利用することができる。総局に登録された住所情報は、機関の業務及び手続の基礎とすることができる。住所関連の情報及び書類は、住所管理局が住所共有システム又は身分事項共有システムに登録する。国勢調査、家族・人口動態統計又は法令施行の際に、中央住民管理システムの住民情報を使用することができる（同第52条）。

総局は、住所データベースを効果的、迅速かつ最新に更新することを保証し、機関間の調整に責任を負う。法令、住所、及び住所構成に関して保有する情報は、総局と

関係機関が共有する義務を負う（同第53条）。

（16）一般規則

住民実態を登録する職員は、住民管理局で作成され、家族台帳に登録する必要のある根拠となる書類を申請時に登録し、他の当局が作成した根拠となる書類を住民管理局に引き渡された日から7日以内に家族台帳に登録し、写しを総局に提出する義務を負う（同第54条）。

地区の裁判所長官は、家族台帳への登録を必要とする全ての決定及び手続を、確定日又は作成日から10日以内にその地区の住民管理局に通知する義務を有する（同第55条）。

医療機関及び医者は、管理下での出生及び死亡についての実態、並びに当事者の身分上を記載した報告書を作成し、当事者に交付する義務を有する（同第56条）。

手続に基づくことを条件に、公証人が公証した委任状により、第三者は特別代理権を有することができる（同第57条）。

正書法以外で登録されている者は、トルコ国内では住民管理局に、国外では最も近い在外公館に、トルコ国籍を有することを証明する公式書類を請求する。調査の結果、登録の妨げとならないとみなされる場合、住民管理局はその者を家族台帳に登録する（同第58条）。

住民管理局に行われる申告に基づいて作成される書類は、住民管理局が署名、承認する。元となる書類は、関係当事者、後見人又は委任状を提示した者が署名する必要がある。その者が非識字者である場合、指紋で代用する（同第59条）。

住民実態に関連する申告に疑わしい点がある場合、法執行機関は、地方行政当局の指示により、必要な捜査及び調査を行い、住民管理局に報告する（同第60条）。

期間の算定は、事柄が発生した日を開始日とみなす。期間は、規定される期間の最終日で、最終日が休日である場合には、休日後最初の業務日の勤務時間の終了時点で終了する（同第61条）。

7. 国籍法制

（1）国籍に関する法源および市民の権利義務

トルコの国籍に関する法源にはトルコが加盟する国際条約と2009年「国籍法」がある。国籍法は血縁及び出生地によってトルコ国籍を取得すると規定している。すなわち、父母のいずれかがトルコ国民であるか、父母の両者が外国人であり、出生からどの国の国籍も取得できないトルコに生まれた者はトルコ国籍を取得する。

(2) 内外国人の定義

① 市民 (Turkish Citizen)

トルコ憲法第66条は、「市民権のきずなを通じてトルコ国家に束ねられているあらゆる者はトルコ人である」と規定している。憲法の規定で、トルコ市民について第10条で「言語、人種、肌の色、性別、政治的意見、思想信条、宗教及び宗派により差別することなく、法の下において平等」とされるほか選挙権(第67条)、教育を受ける権利(第42条)、勤労・休息・扶助を受ける権利(第50条)、居住および移動の自由(第23条)、請願権(第74条)、人身の不可侵(第17条)、宗教の自由(第24条)、表現の自由(第26条)、科学・芸術の自由(第27条)、国外に居住する市民の権利保護(第62条)などの基本的人権を保障し、納税の義務(第73条)、国防の義務(第72条)をトルコ国民に課している。

② 外国人および無国籍者

憲法第16条は、外国人の基本的権利と自由が国際法に違反しないように法律によって制限できると規定している。6ヶ月以上トルコに居住する外国人は、外国人居住許可証を交付され、外国人台帳に登録される。

(3) 国籍の取得

国籍取得はトルコ国籍法の第2章で規定されている。

国籍の取得は、血縁又は出生地に基づく取得(第6条)、帰化(第10条)、再取得(第13条、第14条)、婚姻による取得(第16条)および養子縁組による取得(第17条)の5種に分類されている。

重国籍は禁止されていないが、住民家族台帳の登録に重国籍者であるという但し書きをつける(第44条)。

① 出生に基づく取得

(a) 血統に基づく取得

(i) 子の出生地にかかわらず父母のいずれかがトルコ国民である嫡出子。(国籍法第7条第1項)。

(ii) トルコ国民の母と外国人の父による非嫡出子(第7条第2項)。

(iii) トルコ国民の父と外国人の母による非嫡出子で、血縁を確証する情報と根拠がある場合(第7条第3項)

(b) 無国籍者発生防止

トルコで生まれ、父と母が外国人であるために、出生からどの国の国籍も取

得できない子は出生以降トルコ国民である（第8条第1項）。

トルコ国内で発見された棄児は、反証がなければトルコで生まれたものとみなされる（第8条第2項）。国籍の喪失が子を無国籍にする場合は、国籍離脱者の子のトルコ国籍は喪失しない（第27条）。

② 帰化

国籍法第11条で規定する、帰化許可申請要件を充足し、内務省に帰化申請し許可を得た場合にはトルコ国民となることができる。帰化許可申請手続は国籍法第19条に規定されており、トルコ国籍取得を志望する外国人が申請要件を満たしているか否かの立証は、各県で構成される帰化申請審理委員会が行う（第18条）。トルコ国籍取得の申請は、国内の場合は居所の県庁に、国外の場合は在外公館に、当事者が自ら、又はこの権利を行使する委任状を以て行う（第37条）。

③ その他の原因に基づく国籍取得

(a) 両親のトルコ国籍取得に基づく子の国籍取得

トルコ国籍を共に取得した父母の子もトルコ国籍を取得する（国籍法第20条）。

父母の一方のみがトルコ国籍を取得する場合には、トルコ国籍を取得した日に親権が自己に有するとみなされる子は、一方の配偶者が同意する場合においてトルコ国籍を取得する。同意されない場合は父又は母の居所がある国の判決により手続が行われる（第20条）。

(b) 再取得

離脱許可を受けることによってトルコ国籍を喪失した者及び父又は母に従属しているためにトルコ国籍を喪失した者で、第21条に掲げる期間内に選択権を行使しなかった者は、トルコにおける居住期間に関わらず、内務省の決定を以てトルコ国籍を回復することができる（第13条）。トルコ国籍を剥奪された者は内閣の決定を以て、第34条によりトルコ国籍を喪失した者は内務省の決定を以て、トルコに3年間居住する要件を満たすことにより、トルコ国籍を回復することができる（第14条）。父又は母に従属してトルコ国籍を喪失した子は、成年に達してから3年以内に選択権を行使することによりトルコ国籍を取得できる（第21条）。

(c) 婚姻による国籍取得

トルコ国民との結婚が、直接的にトルコ国籍を取得させるわけではない。但し、トルコ国民と少なくとも3年間の婚姻状態があり、かつ婚姻を継続している外国人はトルコ国籍の取得を申請することができる（国籍法第16条）。

(d) 養子縁組に基づく国籍取得

トルコ国民により養子縁組された未成年者は、決定日以降トルコ国籍を取得できる（国籍法第17条）。

(4) 国籍の喪失

トルコ国籍の喪失原因は、トルコ国籍法第3章で、喪失、離脱、剥奪及び帰化の取消について規定されている。

ある者がトルコ国籍を喪失する場合であっても、原則としてその配偶者のトルコ国籍は連動して喪失することはない（国籍法第27条）。トルコ国籍を喪失した父又は母の要請があり、かつ配偶者も同意する場合、子も当事者と共にトルコ国籍を離脱する。但し、国籍の喪失が子が無国籍にする場合は子のトルコ国籍は維持される（第27条）。

① 離脱

トルコ国籍法第25条に規定されている要件を満たす者は、内務省の離脱許可によってトルコ国籍を離脱することができる。

外国に居住するトルコ人がトルコ国籍を離脱しようとする場合には、まず在住する国にあるトルコ在外公館に、当事者自らが、又はこの権利を行使する委任状を以て申請する（国籍法第37条）。

トルコ国籍を喪失した父又は母の要請があり、かつ配偶者も同意する場合、子も当事者と共にトルコ国籍を離脱する。同意が得られない場合は採決により手続を行う（第27条）。

② 剥奪

トルコの国益に相反する外国の公務に携わっており、国外では在外公館、国内では地方行政当局を通じ職務の放棄を通告したにも関わらず、3ヶ月を切らない条件で与えられた適正な期間内に、その職務を自己の意思で放棄しない者、トルコと戦闘中にある国家のいかなる業務においても、内閣の許可なしに自己の欲求により任務を継続する者、及び許可を受けることなく外国国家の業務において志願兵を行う者は、人民省の申し出や内閣決定によりトルコ国籍を剥奪される（国籍法第29条）。剥奪決定は個人的なものであり、当事者の配偶者及び子には影響を及ぼさない（第30条）。

③ 帰化の取消

トルコ国籍の取得決定が、当事者の虚偽の陳述又は国籍取得への基盤を形成する重要な事項を隠蔽した結果において生じた場合、決定を下した当局により取り消される（国籍法第31条）。

8. 資料

民法第2編親族第一部 婚姻法

民法第2編親族第二部 血縁関係

民法第2編親族第三部 後見

トルコ共和国民法の親権、後見と遺産条項の適用に関する法令

未成年子の養子縁組における仲介活動の実施に関する規定

トルコ国籍法（2009年改正法、2003年改正、2004年）

トルコ国籍法施行規則

出生申請書（和訳付）

婚姻申請書（和訳付）

離婚申請書（和訳付）

国際家族証明書申請書（和訳付）

身分証明書申請書（和訳付）

姓名同等証明申請書（和訳付）

身分証明書の様式見本（和訳付）

身分証明書の様式見本（和訳付）

身分証明カードの見本

ブルーカードの見本

国籍取得申請書（サンプルのみ和訳付）

トルコ民法

第 4721 号法 承認日 2001 年 11 月 22 日

第 2 編 親族法

第一部 婚姻法

第 1 章 婚姻

第 1 節 婚約

A. 婚約

第 118 条 婚約は、婚姻の約束により成立する。

未成年子または制限行為能力者の婚約は、法廷代理人の同意を得なければならない。

B. 婚約の規定

I. 訴訟権の欠如

第 119 条 婚約や婚姻を強制するための訴訟権は与えない。

婚姻逃避の場合を予見して行われた解約保証金あるいはその罰則条件について提訴することはできない；渡したお金の回収請求もできない。

II. 婚約破棄の結果

1. 物質的賠償

第 120 条 婚約者の一方が正当な理由がなく婚約を破棄する場合、または婚約者の何れかの責に帰すべき事由により破棄となった場合；過失を有する側は、一方に対し規則の正当な範囲内で、また婚姻のための支出や積み重なった金銭的助勢に対して妥当な賠償金を渡す責任がある。同規則は婚約費用についても適用する。

賠償金請求権利がある側の両親あるいは同様に行為を成した者も、同条件下における支出に対し妥当な賠償金を請求できる。

2. 慰謝料

第 121 条 婚約破棄の事由により個人的権利侵害が及ぶ側は、過失を有する側から慰謝料として妥当な額の支払いを請求できる。

III. 贈物の返還

第 122 条 婚約が婚姻外の事由により解消した場合において、婚約者の各々に、あるいは両親または第三者が婚約者の一方へ行った格別な贈物の返還を贈り主側は請求できる。

同じ贈物品をあるいは近い物を返還できない場合、不当利得の規定を適用する。

IV. 時効

第 123 条 婚約解消により生じる訴訟権は、解消から 1 年経過すると時効となる。

第 2 節 婚姻資格と障害

A. 資格要件

I. 年齢

第 124 条 男または女は満 17 歳に達しなければ婚姻をすることはできない。

ただし、裁判官は、計り知れない状況や重大な事由がある場合、満 16 歳になる男あるいは女に対し婚姻許可を与えることができる。可能性があると見受けられる場合、決定以前に両親あるいは後見人を聴聞する。

II. 判断能力

第 125 条 判断能力を有さない者は婚姻することができない。

III. 法定代理人の許可

1. 未成年子について

第 126 条 未成年子は、法定代理人の許可がなければ婚姻することができない。

2. 制限行為能力者について

第 127 条 制限行為能力者は、法定代理人の許可がなければ婚姻することができない。

3. 裁判所への提起

第 128 条 裁判官は、正当な理由なく婚姻に許可を与えない法定代理人を聴聞後、こ

の件を提起する未成年子または制限行為能力者の婚姻に許可を与えることができる。

B. 婚姻障害

I. 親族関係

第 129 条 以下に掲げる者の間では婚姻は禁止である：

- ① 直系血族間において；兄弟姉妹間において；伯父あるいは叔父と姪、伯母あるいは叔母と甥の間において
- ② 婚戚関係をもたらした婚姻が解消しても、配偶者の一方と他方の直系血族との間において
- ③ 養親と養子、あるいはこれらの内の一人と一方の卑属と配偶者間において

II. 前婚

1. 解消の立証

(1) 一般的に

第 130 条 再婚しようとする者は、前婚が解消したことを立証しなければならない。

(2) 失踪状態において

第 131 条 失踪宣告を受けた者の配偶者は、裁判所により婚姻解消が決定されなければ再婚はできない。

行方不明者の配偶者は、婚姻解消を失踪届と共にあるいは別途に開かれる公判で請求できる。

別の公判で行なう婚姻解消は、原告の居所に在する裁判所から請求できる。

2. 女の再婚待機期間

第 132 条 婚姻を解消した女は、婚姻解消から起算して 300 日を経過しなければ婚姻できない。

出産を以て期間は終了する。

女が前婚において懐胎していないことが明確であること、あるいは婚姻解消の配偶者が互いに再婚を望んでいる場合、裁判所はこの期間を取り除く。

III. 精神病

第 133 条 精神病者は、婚姻にあたり医学的に問題がないことが公的医療センターの診断書で明らかにされなければ婚姻できない。

第3節 婚姻の届出と挙式

A. 届出

I. 届出所

第134条 婚姻する男女は、どちらか一方の居所の婚姻登記所で共に申請する。

婚姻登記吏員は、市役所のある場所では市長またはこの任務にあたる職員、村では村長が行う。

II. 形式

第135条 届出は、婚姻する者が書面または口頭で行う。

III. 書類

第136条 男女各々が身分証明書と住民個人登録の写しを、前婚が解消しているならばその証明書を、未成年子あるいは制限行為能力者ならば法定代理人の署名により承認されている許可書を、そして婚姻に障害となる疾病がないことを証する健康診断書を婚姻登記所に提出しなければならない。

IV. 届出に対する審理と拒否

第137条 婚姻登記吏員は、婚姻届やこれに追加されるべき書類を審理する。届出において不備があればこれを整え、あるいは完了させる。

届出手順に沿って行われていない、あるいは婚姻する一方が婚姻に不適任である、または婚姻に対し法的障害事由があると見なす場合、婚姻届を拒否し、そのことは婚姻する者に書面を以て直ちに知らせる。

V. 拒否に対する異議と裁判手順

第138条 婚姻する各々は婚姻登記吏員の拒否決定に対し裁判所に提起することができる。異議は書類上で審理し確定する。

ただし、一方の絶対的無効事由に関する拒否決定に対し開かれる訴訟は、簡単な法的手順により共和国検察官出席のもと検討される。

B. 挙式と登録

I. 要件

1. 婚姻許可

第 139 条 婚姻登記吏員は婚姻要件が満たされている確証を得れば、あるいは拒否決定が裁判所により取除かれれば、婚姻予定者に婚姻日と時間を知らせ、あるいは婚姻予定者が要請する場合には婚姻許可書を与える。

婚姻許可書は交付日から起算して6ヶ月以内に、婚姻予定者が婚姻登記吏員の面前で婚姻できる権利を保障するものである。

2. 婚姻の不成立

第 140 条 婚姻要件が満たされていないと見なされる場合、あるいは書類が渡されてから起算して6ヶ月経過している場合、婚姻登記吏員は婚姻式をさせることができない。

II. 構成

1. 式場

第 141 条 婚姻挙式は、婚姻局において婚姻登記吏員や判断能力を有する成人の証人2名の立会いのもと公開して行う。ただし、挙式は婚姻予定者の要望により婚姻登記吏員が適すると見なす別の場所でも行うことができる。

2. 挙式形式

第 142 条 婚姻登記吏員は、婚姻予定者の各々に婚姻を望むか否かを尋ねる。婚姻は両名が肯定的な返答をした時に成立する。吏員は、婚姻両名の同意のもと合法的に行われたことを明らかにする。

3. 家族証明書と宗教上の儀式

第 143 条 婚姻登記吏員は、挙式後直ちに夫婦に家族証明書を交付する。

家族証明書の提示がなければ宗教儀式を行うことができない。

婚姻の効力は、宗教儀式が行われるか否かには関係しない。

C. 規定

第 144 条 婚姻手続き、婚姻登記簿、婚姻に関する書面、婚姻関連の他事項は規定において定める。

第 4 節 無効である婚姻

A. 絶対的無効

I. 事由

第 145 条 下記の事由において、婚姻は絶対的無効となる：

- ① 夫婦の一方が婚姻成立時において、既婚であること
- ② 夫婦の一方が婚姻成立時において、ある理由を以て継続的に判断能力が欠乏している場合
- ③ 夫婦の一方が婚姻に障害をきたす程の精神病を有していること
- ④ 夫婦間において婚姻に障害をきたす親族関係があること

II. 訴訟任務と権利

第 146 条 絶対的無効訴訟は共和国検察官の職権を以て開かれる。

この訴訟は、関係者全員からも提訴できる。

III. 訴権の範囲と廃止

第 147 条 共和国検察官は解消した婚姻の絶対的無効を職権で訴訟を起こすことはできない；ただし、関係者は絶対的無効宣告が下されることを請求することができる。

後に判断能力を有する、あるいは精神病が回復する状態において、絶対的無効訴訟をその者の配偶者だけが提訴できる。婚姻時、再婚者の前婚に絶対的無効宣告が下される前に解消した場合、そして2度目の婚姻において一方の配偶者が善意であるならば、この婚姻には無効宣告を下さない。

B. 相対的無効

I. 夫婦の訴権

1. 判断能力の一時的欠乏

第 148 条 婚姻時に一時的な理由で判断能力を欠乏した配偶者は、婚姻の取消しを提訴できる。

2. 錯誤

第 149 条 以下の状態において、夫婦の一方は婚姻取消しを提訴できる：

- ① 婚姻意思が全くなかった、あるいは結婚した相手との婚姻を考えていなかった場合で、錯誤によりこの婚姻を同意した場合
- ② 共同生活を送るにあたり自己にとって耐え難い程の重大な資質を配偶者が有しているとは判明しておらず、錯誤により婚姻した場合

3. 不貞

第 150 条 以下の状態において、夫婦の一方は婚姻取消しを提訴できる。

- ① 配偶者の名誉や自尊心に関し、直接的に配偶者からまたは第三者からの配偶者情報により騙され婚姻を同意した場合

- ② 訴人あるいは卑属の健康に重大な危険を及ぼす疾病を配偶者が隠している場合、

4. 脅迫

第 151 条 自己または近親者の生命、健康あるいは名誉や自尊心に対し、重大で切迫する危険を伴う脅迫により婚姻に同意させられた配偶者は婚姻の取消しを提訴できる。

5. 権利失効期間

第 152 条 取消し訴訟権利は、取消し事由が知らされ、または脅迫の影響が取除かれた日から起算して 6 ヶ月、そしてあらゆる場合において婚姻から 5 年経過すると失効する。

II. 法定代理人の訴権

第 153 条 未成年子あるいは制限行為能力者が法定代理人の許可なく婚姻した場合、法定代理人は許可を得ていない婚姻の取消しを提訴することができる。

このように婚姻した者が、後日に満 18 歳に達すると成人と見なされ制限行為能力者から外された場合、あるいは妻が懐胎である場合、婚姻取消しの決定は下さないものとする。

C. 無効にならない事由

I. 再婚待機期間の不遵守

第 154 条 女の再婚待機期間終了以前の婚姻は、婚姻の無効対象とならない。

II. 形式規定への不遵守

第 155 条 婚姻登記吏員の面前で行う婚姻が、形式規定を遵守していないという事由により無効宣告を下すことはできない。

D. 無効決定

I. 一般に

第 156 条 無効な婚姻は、裁判官の決定を以て終了する。婚姻が絶対的無効の場合であっても、判決までは有効な婚姻として全ての結果を生み出す。

II. 結果

1. 子の側面から

第 157 条 裁判所により無効宣告を下された婚姻から出生した子は、父母が善意でなかったとしても嫡出子と見なされる。

子と父母間の関係については、離婚に関する規定を準用する。

2. 配偶者の側面から

第 158 条 婚姻に無効宣告が下される場合、婚姻時に善意であった配偶者はこの婚姻により得た個人的状態を守ることができる。

夫婦間の財産の清算、賠償金、扶養料、姓については離婚に関する規定を準用する。

E. 相続人の訴権

第 159 条 婚姻の無効に対する訴権は、相続人に承継されない。ただし、相続人が提起した訴訟は係属できる。訴訟結果において、婚姻時に善意でなかったと見なされる生存配偶者は、法廷相続人になることができないように、以前に行われた遺言による処分により自己の権利をも失う。

F. 権限と裁判手続き

第 160 条 婚姻無効訴訟において、権限と裁判手続きは離婚に関する規定を準用する。

第 2 章 離婚

A. 離婚事由

I. 不貞行為

第 161 条 夫婦の一方が不貞行為を行った場合、一方の配偶者は離婚訴訟を提起できる。

訴権を有する配偶者は離婚事由を知った日から起算して6ヶ月、そして不貞行為から5年経過すると訴権を失う。

赦免側には訴権はない。

II. 生命侵害行為、劣悪行為あるいは侮辱行為

第 162 条 夫婦の一方は、配偶者からの生命侵害行為または自己への劣悪行為、ある

いは重大な名誉棄損に値する行為事由から離婚訴訟を提起できる。

訴権を有する配偶者が離婚事由を見聞きした日から起算して6ヶ月、またこの事由が生じてから5年を経過すると訴権を失う。

赦免側には訴権はない。

III. 犯罪行為や不名誉な行状

第 163 条 夫婦の一方が屈辱的な犯罪を犯し、あるいは不名誉な行状があり、この事由により配偶者が共同生活に期待することができなければ、この配偶者はいつでも離婚訴訟を提起できる。

IV. 遺棄

第 164 条 夫婦の一方が、婚姻生活の責任を免れる目的で配偶者を遺棄し、あるいは正当な事由なく共同住居に戻らない状態において、別居が少なくとも6ヶ月続き、なお且つこの状態が継続しており、請求に応じて行われた裁判官の勧告にも結果が見られず滞っているならば；遺棄された配偶者は離婚訴訟を提起できる。一方が、共同住居を放棄するよう強制したり、あるいは正当な事由なく共同住居に戻ることが妨げようとする配偶者も遺棄したと見なす。

訴権を有する配偶者の要請により裁判官は、基本審理による勧告で遺棄している配偶者に2ヶ月以内に共同住居に戻る必要があることを、また、戻らない場合に生じる結果について警告する。この勧告は必要があれば公示方法で行う。ただし、離婚訴訟を提起するためには一定期間の4ヶ月を経過しなければ勧告請求ができず、勧告から2ヶ月経過すると提訴できない。

V. 精神病

第 165 条 夫婦の一方が精神病であり、そのために配偶者にとって共同生活が耐え難い状態にあれば、疾病の回復可能性がないという公的医療センター診断書を以て証明することで、この配偶者は離婚訴訟を提起できる。

VI. 婚姻生活における結束の動揺

第 166 条 共同生活を継続することを期待できないほど婚姻生活の基盤が揺るがされている場合、夫婦の何れも離婚訴訟を提起できる。

前項で指摘された状態で、原告の過失の方が更に重大であれば、被告には訴訟に対し異議を唱える権利がある。それと共にこの異議に権利を悪用する資質があるな

らば、また婚姻生活の継続に被告と子の養育を保護できる価値が残されていないならば離婚を決定できる。

婚姻が少なくとも1年経過しており、夫婦が共に申請するか、または配偶者の提訴を承認している状態において、婚姻生活は基盤から揺らいでいるものと見なす。この場合において離婚決定を下すためには、裁判官が自ら聴聞し、当事者が自由な意志で説明していると確信でき、また離婚の際の財産処分と子の状況に関して当事者が承認できる理にかなう調整が成されることが条件である。裁判官は、当事者と子の利益を考慮に入れ、この取決めに必要と見なされる変更を行うことができる。この変更が当事者にも承認されて離婚に判決が下される。この状態において、当事者の告白により裁判官が確信できないような規定は適用されない。

離婚事由による訴訟が棄却されて、この決定の確定日から起算して3年が経過した場合において、どのような理由であれ共同生活を新しく成立させられないならば婚姻生活は基盤から揺るがされていると見なし、夫婦の一方の要請により離婚が決定する。

B. 訴訟

I. 案件

第 167 条 離婚訴訟を提起する権利を有する配偶者は、望むなら離婚を、また望むのであれば別居を請求できる。

II. 権限

第 168 条 離婚あるいは別居訴訟に関して、夫婦の一方の居所あるいは訴訟以前の最後6ヶ月において共にいた居所に在する裁判所が管轄である。

III. 臨時措置

第 169 条 離婚あるいは別居訴訟が提起されると裁判官は、訴訟の継続期間により必要に応じ、特に配偶者の避難、生計、夫婦の財産管理、子の養育や保護に関して職権を以て臨時措置を行う。

C. 決定

I. 離婚あるいは別居

第 170 条 離婚事由が証明されれば、裁判官は離婚あるいは別居の決定を下す。訴訟が単に別居に関する事とならば、離婚決定は下さない。

訴訟が離婚に関するとしても、共同生活が新たに成立する可能性があれば、別居の決定を下すことができる。

II. 別居期間

第 171 条 1 年から 3 年までを一定の別居期間として定めることができる。この別居期間の確定を以て手続きが始まる。

III. 別居期間の満了

第 172 条 期間が満了すると別居状態は自動的に終了する。

共同生活が新たに成立しないならば、夫婦はどちらからでも離婚訴訟を提起できる。

離婚の結果を出す時は、初訴訟で立証される事情や別居期間中に明らかになった事情を考慮する。

IV. 離婚女の身分

第 173 条 離婚する女は、婚姻により獲得した身分を維持する；ただし、婚姻以前の姓に復する。もし女が婚姻する以前に寡婦であったなら、裁判官から独身の姓を称する許可を要請できる。

女が、離婚する夫の姓を使用することが有益であり、またこの夫に被害を与えないことが立証されれば、その意思により裁判官は夫の姓を称することを許可する。

夫は、条件が変更される場合において、この許可の廃止を請求できる。

V. 離婚による賠償と扶養料

1. 物的賠償・慰謝料

第 174 条 現存または期待している利益が離婚事由により侵害されてしまう場合、過失の無い側あるいは配偶者よりも少ない過失を有する側は、有責配偶者から妥当な物的損害賠償を請求できる。

離婚事由となった出来事により個人的権利が侵害された側は、有責配偶者から慰謝料として見合う額の支払いを請求できる。

2. 困窮扶養

第 175 条 離婚の原因から困窮する側は、過失責任をさらに重くしない条件で、一方から生計のための財力率に応じた扶養料を無期限に請求できる。

扶養義務が果たされるにあたり、過失はいつまでも問われない。

3. 賠償金と扶養料の支払い方法

第 176 条 物的損害賠償金と扶養料の一括払い、あるいは状況の必要性に応じ収入形態により支払いを決定することができる。

慰謝料に関しては、収入形態による支払いを認めない。

収入形態により支払い決定が下される物的損害賠償あるいは扶養料は、債権者が再婚した場合、あるいは一方が死亡した場合において自動的に取り除かれる；債権者が婚姻することなく事実婚の場合、困窮状況が解消された場合、あるいは不名誉な生活を続けている場合においては裁判所の決定を以て廃止とする。

当事者の財力状況の変化または衡平性が必要となった場合、収入の増減で決定を下すことができる。

裁判官は、要請により収入形態による支払いに決定が下された物的損害賠償あるいは扶養料を、当事者の社会的経済的状況により翌年にどの位の額を支払うことができるかを決定する。

4. 権限

第 177 条 離婚後に開かれる扶養料請求訴訟は、扶養料債権者の居所に在する裁判所が権限をもつ。

5. 時効

第 178 条 離婚事由による婚姻解消から生じる訴権は、離婚判決の確定を以て 1 年経過すると時効となる。

VI. 財産制度の清算

1. 離婚の場合

第 179 条 財産の清算においては、夫婦の財産制度に関連する判決が適用される

2. 別居の場合

第 180 条 別居が決定すると裁判所は、別居期間および夫婦の状況により、当事者間において契約により承認されていた財産制度の解消を決定することができる。

VII. 継承権

第 181 条 離婚した夫婦は、その立場により相互の法定相続人にはなれず、離婚以前に行われた遺言による処分を以て当事者にもたらされる権利は、反対の処分があれば失う。

離婚訴訟継続中に死亡した原告の相続人が訴訟を継続し、被告の過失が立証された場合にも前記条項の判決を適用する。

VIII. 児童養育保護における親権

1. 裁判官の裁量

第 182 条 裁判所は離婚または別居に結論を下す時、可能性が見受けられるなら父と母から聴聞を行い、また子が被後見者であるならば後見人や保護関係機関の考え方を聞いた後、親権と子との関係に適切な措置をとる。

後見人の行使は、自己が保護していない配偶者の子との個人的関係を整える際に、特に子の健康、教育、道徳面からの利点に基づき行われる。この配偶者は子の養育と教育費用に支払能力を持ち合わせていなければならない。

裁判官は要請がある場合、決定された収入形態支払の支出が、当事者の社会的経済的

状態により、翌年ほどの位の額が支払えるかを決定することができる。

2. 状況の変化

第 183 条 父または母の再婚、転居、または死亡のような新事実により必要に駆られた場合、裁判官は職権を以てあるいは父母の何れかの請求により必要な措置をとる。

D. 離婚における裁判方式

第 184 条 離婚裁判は、以下にあげる規則を留保した上で民事訴訟法の対象となる：

- ① 裁判官は、離婚または別居訴訟が基づく事実を確信しなければ、立証されたと見なすことはできない。
- ② 裁判官は、この事実について職権上でも要請上でも当事者に宣誓を強要することはできない。
- ③ 裁判官は、この事案にある当事者の様々な告白に捕らわれない。
- ④ 裁判官は、証拠を自由に評価する。
- ⑤ 離婚または別居の結果への同意は、裁判官側に承認されなければ有効とならない。
- ⑥ 裁判官は、当事者の一方の請求により公判を非公開にする決定ができる。

第 3 章

婚姻に関する総括条項

A. 権利と義務

I. 一般に

第 185 条 婚姻を以て夫婦間における婚姻生活が成立したと見なす。

夫婦は、この婚姻生活の幸福を協力して支え合い、また子の養育、教育、監護に対し共に尽力する義務がある。

夫婦は共に生活し、相互に忠実であり、協力者であらねばならない。

II. 住宅選択、共同生活管理、共同支出

第 186 条 夫婦は、生活する住居を共に選ぶ。

夫婦は、共に婚姻生活を管理する。

夫婦の婚姻生活の支出に関しては、力量により労働と資産が加わる。

III. 妻の姓

第 187 条 妻は、婚姻により夫の姓を称する；ただし婚姻登記吏員または後に住民管理事務所に提出する書面申請を以て、夫の姓の前に旧姓も付することができる。以前に 2 つの姓を付したことがある妻は、この権利により単に一つの姓を称することができる。

B. 婚姻生活の代表

I. 夫婦の代表権

第 188 条 夫婦の一方は、婚姻生活の継続期間内で家族の永続的要求に対し婚姻生活の代表となる。

家族の要求に対し夫婦の一方は、特に以下にあげる状態において婚姻生活の代表となる：

- ① 一方の配偶者あるいは正当な理由を以て裁判官により、資格があると見なされる場合
- ② 婚姻生活に有益となることが延期されることで不都合が生じる場合、一方の配偶者の疾病、他所での滞在、あるいは類似の事由により同意が得られている場合

II. 責任

第 189 条 婚姻生活代表権が行使される場合、夫婦は第三者に対し連帯責任者となる。

夫婦の何れであれ、婚姻生活代表権を有さずに行った手続に対しては、個人的な責任となる。ただし、代表権が第三者から理解されないような形で濫用される場合、

夫婦は連帯責任者となる。

III. 代表権の剥奪あるいは制限

第 190 条 夫婦の一方が婚姻生活の代表権を濫用し、あるいはこの権限を行使するにあたり不完全さがあるならば、裁判官は一方の配偶者の請求で代表権を剥奪し、あるいは制限することができる。請求する配偶者は、代表権が剥奪されたことあるいは制限されたことを、第三者に個人的告知方法により知らせることができる。

代表権の剥奪または制限は、善意の第三者に対し帰結を生じさせ、裁判官の決定を以て公示されることになる。

IV. 代表権の回復

第 191 条 代表権の剥奪あるいは制限に関する決定は、条件が変更した時に夫婦の一方の要請を以て、裁判官が変更させることができる。

初決定が公示された場合、変更に関する決定も公示される。

C. 配偶者の職業と労働

第 192 条 夫婦の一方は、職業または仕事を選択するにあたり、もう一方から許可を受ける必要はない。ただし、職業または仕事を選択に関して、またこれらの実施において婚姻生活の平安や利益を心に留めておく必要がある。

D. 夫婦の法的手続き

I. 一般に

第 193 条 法律において反対の規定がなければ、夫婦の各々は第三者と共に各種の法的手続きを行うことができる。

II. 家族住宅

第 194 条 夫婦の一方は、配偶者の同意がなければ、家族住宅の賃貸契約を破棄できず、家族住宅の権利を譲渡できず、あるいは家族住宅に関する権利を制限することはできない。

同意をもたらすことができない、あるいは正当な理由がなくて自己に同意できない配偶者は、裁判官の介入を請求できる。

家族住宅として分配されている不動産に対し所有者でない配偶者は、土地台帳に住宅に関する必要な注釈を付することを請求できる。

家族住宅が夫婦の一方により賃貸として確保されている場合、契約者でない配偶者は賃貸借通達により契約側立場となり、通達に記されている配偶者との連帯責任者となる。

E. 婚姻生活の維持

I. 一般事項

第 195 条 婚姻生活により生じる義務を果たさない、または婚姻生活において重要な課題により不和に陥っている場合、夫婦は別々にあるいは共に裁判官の介入を請求できる。

裁判官は、夫婦に義務について警告を与える；当事者同士が和解できるように働きかけ、夫婦の相互同意を以て専門家の助力を請求することができる。

裁判官は、必要であれば夫婦の一方の要請により、法律において予見される対策を講じることができる。

II. 配偶者が共に暮らす場合

第 196 条 夫婦の一方の請求により裁判官は、家族の生計のために各自が行う金銭的貢献を明らかにする。

配偶者の家事従事、子の養育、配偶者の仕事における無報酬労働に対する貢献額の確定に注目する。

これらの貢献に対し、過去 1 年と今後のためにも請求することができる。

III. 婚姻生活の休止

第 197 条 夫婦の一方は、共同生活をする事により人間性、経済的安全性、または家族の平安に深刻な危険性がもたらされている期間、別々に生活する権利を有する。

婚姻生活を休止することが正当な事由に基づくならば、裁判官は夫婦の一方の要請により、もう一方に行われる金銭的援助、住宅や家具の利用、夫婦の財産管理に関して措置をとる。

夫婦の一方は、正当な理由も無く配偶者が婚姻生活から逃亡したり、あるいは共同生活が他の事由により困難な状態に陥った場合も上記を請求することができる。

夫婦に未成年子がいるならば、裁判官は父母と子の関係を調整する判決を以て必要な措置をとる。

IV. 債務者に対する対策

第 198 条 夫婦の一方が、婚姻生活の支出に対する援助義務を怠った場合、裁判官はその一方の債務者たちに対し、全てまたは一部をその一方の配偶者に支払うように命令できる。

V. 処分権の範囲

第 199 条 夫婦の一方の請求により裁判官は、家族の経済的資産の保護、あるいは婚姻生活により生じる財政義務を果たさせるために必要な規模において、特定される資産価値を以て関係処分を当事者の承諾で行使できることを決定することができる。裁判官はこの状態において必要な措置をとる。

裁判官が夫婦の一方の不動産における処分権を剥奪する場合、職権を以て土地台帳に但し書きを加えることを決定する。

VI. 状況変化

第 200 条 条件が変わった場合、裁判官は夫婦の一方の請求により決定における必要な変更を行い、あるいは原因が収束したならば講じられた対策を取り除く。

VII. 権限

第 201 条 婚姻生活に対する保護措置は、夫婦のいずれかの常居所に在する裁判所が管轄である。

夫婦の居所は異なるが二人とも措置を請求している場合、居所に在する初請求に対応した裁判所を管轄とする。

措置の変更、完了または廃止は、措置決定を下した裁判所が管轄である。ただし、夫婦ともに居所を変更している場合、管轄裁判所は夫婦の何れかの新居所に在する裁判所となる。

第4章 夫婦財産制度 第1節 総則

A. 法定財産制度

第202条 夫婦間における既得財産相続制度の適用が基本である。

夫婦は財産契約により、法律で確定されている制度から一つを承諾することができる。

B. 財産契約

I. 契約内容

第203条 財産契約は、婚姻以前にまたは以後に行う。当事者は、法律で規定された制限内で望む財産制度を選択でき、廃止することができ、あるいは変更することができる。

II. 契約資格

第204条 財産契約は、判断能力を有している者が行うことができる。

未成年子と制限行為能力者は、法定代理人の同意を得なければならない。

III. 契約形式

第205条 財産契約は、公証人により作成されるか、承認の形で行われる。ただし、当事者たちが婚姻申請中にどの財産制度を選択するかを書面でも知らせることができる。

財産契約の当事者により、また必要であれば法定代理人も署名しなければならない。

C. 変則的財産制度

I. 夫婦の一方の請求により

1. 決定

第206条 裁判官は正当な事由があれば、夫婦の一方の要請により、現存の財産制度を財産分離へ変移させることを決定できる。

特に下記の状態においては、正当な事由として承認される。

- ① 配偶者の資産が過剰負債であり、あるいは共有財産の分配が差押えられている場合
- ② 配偶者が要請者の利益または共有利益を危うくした場合
- ③ 配偶者が共有財産上における処分手続のために必要な同意を、正当な理由なくして与え渋る場合
- ④ 配偶者が、要請している一方に資産、収入、債務、あるいは共有財産に関する情報を与えることを避けている場合
- ⑤ 配偶者の判断能力が継続的に欠乏している場合
- ⑥ 配偶者の判断能力が継続的に欠乏している場合、その法定代理人もこの理由を以て財産分離の決定を請求できる。

2. 権限

第 207 条 管轄裁判所は、夫婦のいずれかの居所に在する裁判所である。

3. 財産分離への移行から返還

第 208 条 夫婦は、常に新しい財産契約を以て、以前の財産制度または他の財産制度を承諾できる。

財産分離への移行を必要とする理由が取り除かれた場合において、裁判官は夫婦の一方の請求により旧財産制度への返還を決定できる。

II. 強制執行状況において

1. 破産

第 209 条 財産の共有を承諾した夫婦の一方が破産宣告を受けた場合、共有から自動的に財産分離に変移する。

2. 差押えにおいて

第 210 条 財産の共有を承諾した夫婦の一方に対し執行手続きを行使する債権者は、差押えの履行により損失を被るならば、裁判官に財産分離決定を下すように請求できる。

債権者の請求は両配偶者に向けられる。

管轄裁判所は、債務者の居所に在する裁判所である。

3. 旧制度への返還

第 211 条 債権者に不満がない場合、夫婦の一方の請求により裁判官は財産の共有を新たに構成することを決定できる。

夫婦は、財産契約による既得財産相続制度を承諾することができる。

III. 前制度の清算

第 212 条 財産分離に移行される場合、法律上において反対への規定がなければ、夫婦間における以前の財産制度の清算は、この制度に関する判決を以て行う。

D. 債権者の保護

第 213 条 財産制度の設定、変更あるいは前制度の清算は、夫婦の一方あるいは共同の債権者が権利を得ることができる財産を責任外に放棄することはできない。

このように財産を受け継いだ配偶者は、借金に対し個人的に責任がある；しかし、当該財産が弁済には不十分であることが立証された場合において、この範囲で自己を責任から逃れさせることができる。

E. 財産制の清算訴訟における権限

第 214 条 夫婦または相続人の間での財産制清算訴訟に関しては、以下にあげる裁判所が管轄である。

- ① 死亡による財産制終了の状態において、故人の最終居所に在する裁判所
- ② 離婚、婚姻解消あるいは裁判官により財産分離に決定が下された場合、この訴訟の管轄になった裁判所
- ③ 別の状態においては、被告配偶者の居所に在する裁判所

F. 配偶者の財産の別側からの管理

第 215 条 夫婦の一方が、公開または非公開に財産管理を配偶者に委託する場合、不利な決定がなければ、代理人判決を適用する。

G. 財産目録

第 216 条 夫婦の各々は一方に対し常に、財産目録を公文書により作成することを請求できる。

財産がもたらされてから起算して 1 年以内に目録が作成される場合、反証が挙げられなければ、この目録を正当なものとして承認する。

H. 夫婦間の債務

第 217 条 財産制度は、夫婦間の債務を返済期日から防ぐことはできない。これを以て債務を負う配偶者が婚姻生活を危うくさせる程の深刻な困難さに陥る場合、この配偶者の返済のために期間を請求することができる。状態と条件により必要である

なら、裁判官は請求する配偶者に担保を示すことを命じることができる。

第2節 既得財産の相続

A. 所有

I. 範囲

第218条 既得財産相続制度は、既得財産と夫婦の各々の私有財産を含む。

II. 既得財産

第219条 既得財産は、各配偶者がこの財産制が継続する期間中、報酬を与えつつ獲得する資産価値をいう。

配偶者が取得する財産は、下記のようなものである：

- ① 労働報酬による取得
- ② 社会保障、または社会福祉機関や組織により、あるいは従業員援助目的で組まれた財源や類似の支払
- ③ 就労不能により支払われる賠償金
- ④ 個人的財産の収入
- ⑤ 既得財産にかかる価値

III. 私有財産

1. 法律により

第220条 以下にあげるものは、法律により私有財産である：

- ① 夫婦の一方が個人的に使用する品
- ② 財産制の開始において夫婦の一方に属し、または配偶者が後日相続し、あるいは何らかの形を以て贈与により取得した資産価値
- ③ 精神的慰謝料の受取り
- ④ 私有財産にかかる価値

2. 契約書により

第221条 夫婦は財産契約により業務あるいは事業活動から生じる既得財産に含まれる資産価値を、私有財産として承認することができる。

夫婦は、財産契約により私有財産の収入を既得財産に含めないことも決定するこ

とができる。

IV. 立証

第 222 条 特定な財産が夫婦の一方に属すると主張する者は、主張を立証する責任がある。

夫婦のいずれに属するかを立証できない財産は、夫婦共有のものと見なす。

配偶者の全財産は、反証が挙げられるまで既得財産と見なす。

B. 管理、利益、処分

第 223 条 各配偶者は、法的範囲内において個人的財産と既得財産を管理し、これらから利益を得、これらの処分の権利を有する。

逆に合意が得られない場合、夫婦の一方は配偶者の同意なくして共有所有にある財産の配分を処分することはできない。

C. 第三者に対する責任

第 224 条 夫婦の各々は、自己の負債に対し全財産を以て責任を有する。

D. 財産制の終了と清算

I. 終了時

第 225 条 財産制度は、夫婦の一方の死亡または他の財産制度の承認を以て終了する。

裁判所による婚姻の取消しまたは離婚の事由による終了、あるいは財産分離への移行決定が下された場合でも、財産制度は訴訟日から有効である条件を以て終了する。

II. 財産返還と債務

1. 一般的に

第 226 条 各配偶者は、一方の配偶者にある財産を回収する。

清算時に、共有の所有に問題のある財産があれば、夫婦の一方は法律で予見できる他の可能性から最善の有益策があることを立証し、代わりに別の配分で支払う方法により、その財産が分離されずに自己に与えられるように請求することができる。

夫婦は相互債務に関連する調整を行うことができる。

2. 価値の増加配分

第 227 条 夫婦の一方が配偶者の財産の取得、回復、または保護に対し全くあるいは

適切

な報酬を得ることなく貢献した場合、清算時に明確になるこの財産における価値の増加による貢献率に対する請求権利を有し、この取り分はその財産の清算時の価値により算定される；この価値が喪失した場合は、貢献開始時の価値に基づく。

このように財産が以前に手放されている場合、裁判官は配偶者に支払われる取り分を衡平法に基づき確定する。

夫婦は、書面による契約を以て、価値の増加による配分を受けることを放棄できるように、配分率をも変更させることができる。

III. 夫婦間の配分の算定

1. 私有財産と既得財産の分離

第 228 条 夫婦の個人的財産と既得財産は、財産制の終了時の状態に応じて分離する。

夫婦の一方に社会保障または社会福祉機関から行われる一括支払い、就労不能により支払われる賠償金、あるいは一括支払いまたは賠償金の代わりに関係社会保障または社会保障機関が適用する方法を以て生涯にわたり給付される場合、財産制度の終了日において今後の時期における給付金の価値がどの程度であろうと、清算においてはその額を以て私有財産として考慮する。

2. 追加価値

第 229 条 以下に見なされるものは、既得財産に価値として追加する：

- ① 夫婦一方が財産制度終了から遡及し1年以内に配偶者の同意なくして、通常の贈物品以外に行った贈与
- ② 配偶者が財産制度継続期間中に、一方の配偶者の相続所得分を減少させる故意を以て行った譲渡。

この種の贈与あるいは譲渡に関する決裂における判決は、自己に連絡されていることを前提に、贈与または譲渡から利益を得た第三者に対しても提起することができる。

3. 私有財産と既得財産間における均衡

第 230 条 配偶者の私有財産に関する債務を既得財産から、または既得財産に関する債務を私有財産から返済した場合、清算時において均衡を保つことを請求できる。

各債務は、関連財產品目の責任下に置く。どの品目に属するか明確でない債務は、既得財産に関連するものと見なす。

この財產品目から別の財產品目の取得、回復、あるいは保護に貢献している場合、価値の増加あるいは減少状態により均衡が保たされ、貢献率や財産の清算時におけ

る価値あるいは財産が以前に手放されている場合は衡平法に基づき行われるものとする。

4. 残余価値

第 231 条 残余価値とは、加えることなく均衡を取ることもなく取得した額を含める条件で、各配偶者の既得財産の合計価値から、この財産に関連する債務が取除かれた後に残る量である。

価値の減少は考慮されない。

IV. 価値の決定

1. 市場価値

第 232 条 財産制の清算は財産の市場価値に基づく。

2. 収入価値

(1) 一般的に

第 233 条 配偶者が所有者として自ら経営を継続し、あるいは生存の配偶者または卑属が自己に全体の割当てを請求する権利がある農業事業のために、価値増加による配分や相続所得分の収入価値を考慮して算定する。

農業事業の所有者あるいは相続者は、配偶者に対し持続可能な価値増加配分または相続所得分が、単に事業の市場価値上において算定されることを請求できる。

評価や事業利益による相続人への配分支払いに関して、相続法の規定を類推方法により適用する。

(2) 特殊な事例

第 234 条 特殊な事例における算定価値は、適切な量で増大させることができる。

特に生存配偶者の生活条件、農業事業の購入価値、特に農業事業は配偶者が行った自己に属する投資あるいは会計状況が特殊事例として見なされる。

3. 評価モーメント

第 235 条 財産制の終了時における現存の既得財産は、清算時の価値を以て算定する。

算定において既得財産に加えられる価値は、財産が譲渡される日に基づき算定する。

V. 残余価値への相続

1. 法律により

第 236 条 各配偶者あるいは相続人は、配偶者に属する残余価値の半分に対し権利所

有となる。債権は清算される。

不貞あるいは不正な意図などの事由から生じた離婚状態において、裁判官は有責配偶者の残余価値にある配分率に衡平法を適用し減少または廃止を決定することができる。

2. 契約により

(1) 一般的事項

第 237 条 残余価値相続における財産契約により他の基本を承認することができる。

この種の契約は、夫婦の共通でない子や卑属の遺留分に害を与えない。

(2) 取消し、離婚、あるいは判決による財産分離において

第 238 条 裁判所により婚姻取消しや離婚の事由による終了あるいは財産分離への移行に決定が下された場合に、法律における残余価値の相続に関する取り決めにより異なる

契約は、財産契約において明らかに予見される場合に有効となる。

VI. 相続取得分と価値増加配分の支払

1. 支払と延期

第 239 条 相続取得分と価値増加配分は、物品または金銭として支払うことができる。

同様の支払いは財産の市場価値に基づく；業務を行うための仕事場と事業の経済的統合を考慮するものとする。

相続取得分や価値増加配分の即行支払いが自己に深刻な困難さを生じさせる場合、債務のある配偶者は適正な支払い期間の延期を請求できる。

反対がなければ、清算終了から起算し相続取得分や価値増加配分に利息を付ける；状態や条件により必要であれば、債務者から保証を請求することができる。

2. 家族の住宅と家具

第 240 条 生存配偶者は、以前の生活様式を継続させるために、共に生活していた故配偶者に属する住居と自己への相続取得分とを相殺させ、不足があれば相当するものを追加させ、用益権または居住権の承認を請求できる；財産契約により承認される他の調整は留保する。

生存配偶者は、同じ条件下において家具における自己の所有権承認を請求できる。

正当な事由がある場合、生存配偶者あるいは故配偶者の法定相続人の請求により、用益権または居住権の代わりに、住居に対し所有権を認めることができる。

生存配偶者は、卑属が故人の従事していた同じ職業または手職に従事するために必要な財產品目においては、この権利を行使できない。農業の不動産に関する相続

法の規定は留保する。

3. 第三者に対する訴訟

第 241 条 清算時に、債務のある配偶者の資産あるいは遺産が、相続取得分に対応できない場合、債権のある配偶者または相続人は、既得財産において考慮されなければならない贈与から利益を得る第三者に対し不足の額を限度付きで請求できる。

訴権は、債権のある配偶者または相続人が権利侵害を知った日から起算して1年、いずれにせよ財産制度の終了を以て5年経過すると失効する。

上記の条項と規定を除き、遺産の削減訴訟に関する判決は類推方法に基づき行われる。

第 3 節 財産分離

A. 管理、利益、処分

第 242 条 財産分離制において夫婦の各々は、法律上の制限内で自己の資産に対する管理、利益、所有物処分権を守る。

B. その他の規定

第 243 条 債務の責任や共有財産の割当てにおいて立証は、共有財産分離制度に関する規定を準用する。

第 4 節 共有財産の分離

A. 管理、利益、処分

I. 一般に

第 244 条 夫婦の各々は、法律上の制限内で自己の資産における管理、利益、所有物処分権を守る。

II. 立証

第 245 条 特定な財産が夫婦の一方に属することを主張する者は、主張を立証する義

務がある。

夫婦の何れに属するか立証できない財産は、夫婦の共有所有と見なす。

B. 債務責任

第 246 条 配偶者の各々は、自己の負債に対し全資産を以て責任を有する。

C. 財産制度の終了と清算

I. 終了時

第 247 条 財産制度は、夫婦一方の死亡または他の財産制度の承認を以て終了する。

裁判所による婚姻の取消しまたは離婚の事由による終了、あるいは財産分離への移行決定が下された場合でも、財産制度は訴訟日から有効である条件を以て終了する。

II. 財産の回収と共有財産の譲渡

1. 一般的に

第 248 条 各配偶者は、一方の配偶者が有する財産を回収する。

共有財産分離制度の終了において、最善の有益策であることを立証する配偶者は、その他の手段として配偶者に配分支払い日における代金を渡す方法を以て、共有による所有の財産を自己に譲渡してもらうことを請求できる。

2. 貢献から生じる権利

第 249 条 夫婦の一方は、配偶者に属する配分外にある財産の取得、回復、または保護に対し全くあるいは適正な報酬を得ることなく貢献した場合；財産制度が終了した状態において、貢献率により衡平法を以て適正な相当額の支払いを請求できる。

同様の要請は、配分外にある財産の価値に対しても有効である。

III. 家族に割り当てられる財産

1. 規則

第 250 条 夫婦の一方による共有財産分離制の確立以後に取得され、家族の共有利用と利益に割り当てられた財産を以て将来における家族の経済を保証するために、投資またはもたらされる価値は、財産制度が終了した場合に、夫婦間で平等に分配される。分配において事業の経済的統合を考慮する。

慰謝料を受ける者は、遺産による既得財産を以て行われる贈与への明確な意思に異議がなければ、生存者間または遺言処分により取得される財産に対しこの規定を適用しない。

2. 分配への違反行為

第 251 条 夫婦の一方が、配偶者の配分を減少させる故意を以て分配する前に贈与として財産を手放した場合、裁判官は配偶者の受ける均衡のとれた相当価格を衡平法に基づいて適正に決定する。

財産制度終了前の1年以内において、配偶者の同意なくして通常の贈物品以外に行われた贈与は、この配偶者の配分を減少させる故意を以て行ったと想定する。

この種の贈与に関する決裂における判決は、訴訟が自己に連絡されていることを前提に、贈与から利益を得る第三者に対しても提起することができる。

3. 分配請求への拒否

第 252 条 不貞または生活における作為事由によりもたらされた離婚状態において裁判官は、衡平法に適する形で有責配偶者の配分に対し削減または廃止の決定を下す。

4. 分配方法

第 253 条 分配は物品で行われることが基本である。この可能性がなければ、対価を追加することにより配分を衡平にすることができる。夫婦の一方が配偶者に支払う対価は、財産の清算時における市場価値を以て算定する。この算定において分配は財産取得から生じる債務を下げさせる。

衡平な対価の即行支払いが、自己に深刻な困難さを生じさせるなら、債務のある配偶者は支払い期間の適正な延期を請求できる。

反対が無ければ、清算終了から起算し衡平である対価に利息を付ける；状態や条件により必要とされる場合、別に債務者から担保を請求できる。

IV. 家族の住宅と家財

1. 取消しあるいは離婚の場合

第 254 条 婚姻の取消しまたは離婚決定により終了した場合、家族の共同利用に割り当てられ、夫婦間で平等に分配されている住居での滞在や、家具の利用に関して何を継続させるかを夫婦は話し合うことができる。住宅に滞在する権利を有している配偶者は、この権利が土地台帳に但し書きとして付けることを請求できる。

家族の住宅に誰が滞在し家具を誰が利用し続けるかについて夫婦が決裂する場合に

において、衡平法が必要であれば裁判官は、事態の特徴や夫婦の経済的社会的状態や子への利点を考慮に入れ、誰がこの権利の所有者になるかについて取消しまたは離婚の決定と共に職権により決定を下す；この決定において滞在期間や利用期間を明確にして土地台帳に但し書きを加えるために土地登記公務員に知らせる。

裁判官が逆の決定を下さない限り、権利は決定された期間の満了を以て自動的に終了する。ただし、この期間終了前に利益を得る側の状態に変化がある場合には、他の一方は裁判官に決定を綿密に調べるように請求することができる。

夫婦が賃貸住宅に住んでいる場合、裁判官は必要に応じ、借家人資格のない配偶者の滞在に決定を下すことができる。また、この状態において取消しまたは離婚決定と共に、契約から生じる賃貸借権利を保証するための必要な調整を行うことを、職権を以て決定を下すことができる。

2. 死亡の場合

第 255 条 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者は分配財産である家具または夫婦が共に生活した住宅が；自己への遺産や分配の権利に割当てられるように、また不十分であれば対価を追加するように所有権の承認を請求できる。

正当な事由がある場合、生存配偶者あるいは死亡者の他の法定相続人からの要請により、所有の代わりに用益権または居住権承認に対しても決定を下すことができる。

生存配偶者は、卑属が故人の従事していた同じ職業または手職に従事するために必要な財產品目において、この権利を行使できない。農業の不動産に関する相続法の規定は留保する。

第 5 節 財産の共有

A. 所有

I. 範囲

第 256 条 財産共有制度には、共有財産と夫婦の私有財産を含む。

II. 共有財産

1. 一般財産の共有

第 257 条 一般財産の共有において、法律により私有財産以外の夫婦の財産と収入は共有財産をもたらす。

夫婦は、共有不動産として分割されていない全体に対して所有者である。

どの配偶者も、共有割当てに対して単独では処分権を有さない。

2. 制限された財産の共有

(1) 既得財産における共有

第 258 条 夫婦は、財産契約により単に既得財産から成立する共有を承認できる。

私有財産の収入もこの共有に含まれる。

(2) 他の財産共有

第 259 条 夫婦は、財産契約により明確な資産価値または種類を、特に不動産、配偶者の収益、職業または手職に携わるために利用する財産を共有外におさえることができる。

相対する契約において予見されなければ、この財産の収入は共有に含まれない。

III. 私有財産

第 260 条 私有財産は、財産契約、第三者の贈与または法律により決定される。

夫婦各々が単に個人的利用に分離している品と慰謝料取得分は法律上、私有財産である。

配偶者が遺留分として請求できる資産価値は、財産契約を以て共有に含まれる範囲であり、故人から自己に私有財産として贈与されない。

IV. 立証

第 261 条 配偶者の私有財産であることが立証されなければ、全資産の価値は共有財産として見なされる。

B. 管理と処分

I. 共有不動産において

1. 通常管理

第 262 条 夫婦は、共有財産を婚姻生活に有益な形で適正に管理する。

通常管理範囲において、各配偶者は共有であることを責任下に置き、共有財産を処

分することができる。

2. 通常でない管理

第 263 条 通常管理外にある事柄について、夫婦は共にまたは配偶者から同意を得ることにより共有責任下にあるとし、あるいは財産を処分することができる。

同意されていないことを知らない、あるいは知るよしもない状態にいる第三者のためにはこの同意はあるものと見なす。

婚姻生活の代表に関する規定は法的に留保される。

3. 共有財産と職業または手職への従事

第 264 条 夫婦の一方は、配偶者の同意により共有財産を利用しながら、単独で職業または手職に従事する場合、この職業または手職に関する全ての法的手続きを行うことができる。

4. 遺産の受諾または拒否

第 265 条 夫婦の一方は、配偶者の同意がなく共有財産に入る遺産を拒否できないのと同様に、相続財産が借金に埋もれている場合に遺産を承認することもできない。

配偶者の同意が得られる可能性がなければ、またはこの事柄の要請が配偶者側から正当な事由が無く拒否されるならば、要請者は配偶者自身の居所に在する裁判所に申請することができる。

5. 責任と管理支出

第 266 条 財産の共有が終了した場合、配偶者の各々は共有不動産の関連手続のために代理人のような責任がある。

管理支出は共有財産で対応する。

II. 私有財産

第 267 条 配偶者の各々は、法定の制限内において自己の私有財産を管理し、これらに関し処分権を有する。

私有財産に入る収入があれば、管理支出はこの収入で対応する。

C. 第三者に対する責任

I. 連帯債務

第 268 条 配偶者の各々は、以下の債務に対し私有財産と共有財産を以て責任をもつ。

- ① 婚姻生活を代表し、または共有財産を管理する権限を以て抱えた債務
- ② 共有財産あるいは共有財産に入る収入を利用しながら、職業または手職に従事する事由により抱えた債務
- ③ 配偶者に対しても個人的責任を生じさせる債務
- ④ 私有財産と共に共有財産にも責任を負うことになる場合において、夫婦が第三者と合意のうえ抱えた債務

II. 個人債務

第 269 条 各配偶者は、一方の全債務に対し、自己の私有財産や共有財産の価値の半分までを以て責任を負う。

共同関係が裕福になることから起因する要請は留保する。

D. 夫婦間の債務

第 270 条 財産制度は、夫婦間の債務を返済期日から防ぐことはできない。これを以て債務を負う配偶者が、婚姻生活を危うくさせる程の深刻な困難さに陥る場合、この配偶者は返済のために期間を請求することができる。状態や条件により必要であるなら、裁判官は要請する配偶者に担保を示すことを命じる。

E. 財産制度の終了と清算

I. 終了時

第 271 条 財産制は夫婦一方の死亡、別の財産制を承認すること、あるいは夫婦の一方への破産宣告により終了する。

裁判所が婚姻の取消しまたは離婚事由により終了させ、あるいは財産分離への移行に決定を下した場合において、財産制度は訴訟日から有効であるとする条件で終了する。

共有財産と私有財産の内容確定は、財産共有の終了日に基づく。

II. 私有財産への追加

第 272 条 夫婦の一方に社会保障または社会福祉機関から行われる一括支払いまたは就労不能により支払われる賠償金が、一括支払いあるいは賠償金の代わりに関係社会保障または社会保障機関が適用する方法により生涯にわたり給付される場合、財産制度の終了日において今後の時期における給付金の価値がどの位であろうと、清算においてはその額を以て私有財産として考慮する。

III. 私有財産と共有財産間の均衡

第 273 条 配偶者の私有財産に関する債務を共有財産から、あるいは共有財産に関する債務を私有財産から返済した場合；清算時において均衡を保つことを請求できる。

各債務は、関連財產品目の責任下に置く。どの品目に属するか合意に達しない債務は共有財産に関連するものと見なす。

IV. その他の価値増加配分

第 274 条 配偶者の私有財産または共有財産を以て、他の財產品目に入る資産価値の取得、回復、あるいは保護に貢献した場合、既得財産への相続制度における価値増加配分に関する規定を準用する。

V. 価値の決定

第 275 条 財産制度が終了した場合、現存の共有財産の評価は清算時に基づく。

VI. 分配

1. 死亡あるいは別の財産制度承認の場合

第 276 条 夫婦の一方が死亡あるいは別の財産制度の承認事由により財産共有が終了の場合、各配偶者または相続人に共有財産の半分が与えられる。

財産契約により他の分配率を決定できる。

この種の合意は卑属の遺留分に損害を与えない。

2. 別の状態で

第 277 条 離婚または婚姻の取消し事由を以て、あるいは法律または必要であれば財産分離への移行において、各配偶者は既得財産相続制度において自己の私有財産と見なされるものを共有財産から回収する。

残りの共有財産は夫婦間で半分に分配する。

合法的分配の変更に関する協定は、特に財産契約において明確に予見される場合に有効とする。

VII. 分配方法

1. 私有財産

第 278 条 財産共有が夫婦一方の死亡により終了した場合において、生存の配偶者は既得財産相続制度において私有財産として見なすことができる配分に考慮し自己への譲渡を請求できる。

2. 家族の住宅と家具

第 279 条 夫婦が共に生活をした住宅または家具が共有財産に含まれる場合、生存の配偶者は配分に考慮されるこれらの所有が自己に譲渡されることを請求できる。

正当な事由がある場合、生存の配偶者または故人の他の法定相続人の請求により、これらに対する所有の代わりに用益権または居住権を承認することができる。

共有財産制度が死亡以外の事由で終了となった場合、夫婦の各々は、最善の有益策があることを立証することにより同様の請求をすることができる。

3. 他の資産価値

第 280 条 配偶者は、有益策があることを立証することにより、他の資産価値の配分も考慮に入れて自己に譲渡されることを請求できる。

4. 他の分配規則

第 281 条 他の場合においては、共有所有や遺産分配に関する規定を類推して適用する。

トルコ民法

第4721号法

承認日：2001年11月22日

第2編 親族 第1部 血縁関係 第1章 総則

A. 一般的な血縁関係の構築

第282条 子と母の間の血縁関係は、出生により構築される。

子と父の間の血縁関係は、母との婚姻、認知、あるいは裁判官決定により構築される。

血縁関係は別途、養子縁組の方法によっても構築される。

B. 訴訟における権限および裁判方法

I. 権限

第283条 血縁関係に関する訴訟は、当事者のうち一方の訴訟の、もしくは出生の際における居住先の裁判所に提起する。

II. 裁判方法

第284条 血縁関係に関する訴訟においては、下記の規則を保証したうえで、民事訴訟法が適用される：

1. 裁判官は物的事象に関し職権を以て調査し、証拠を自由に評価する。
2. 当事者および第三者は、血縁関係の判定において必須であり、当事者の健康面を損なわせない調査に同意する義務がある。裁判官が前提とする調査に被告が同意しなければ、裁判官は状況と条件により、そのことから予想される結果は、その者の対立により生じたと見なすことができる。

第2節 夫の父性

A. 父性の推定

第285条 婚姻継続中に、あるいは婚姻の終了から起算し300日以内に出生した子の父は夫である。

この期間経過後に出生した子の夫への帰属は、母が婚姻中に懐胎したという証明により可能である。

夫が行方不明との判断が下された場合において、300日の期間は、死亡の危険もしくは最後の連絡日から起算する。

B. 血縁関係の否認

I. 訴権

第286条 夫は血縁関係の否認裁判を提起して父性の推定を覆すことができる。この訴訟は、母および子に対して提起される。

子も提訴の権利を有する。この訴訟は、母および夫に対して提起される。

II. 証明

1. 婚姻中の受胎

第287条 子が婚姻中に受胎したのであれば、原告は、夫が父ではないことを証明責任しなければならない。

婚姻前から起算し少なくとも共180日経過後、および婚姻の終了から起算し最大300日以内に出生した子は、婚姻中に受胎したと見なされる。

2. 婚姻前あるいは別居中の受胎

第288条 子が婚姻前もしくは別居中に受胎したのであれば、原告は他の証拠を提示する必要はない。

ただし、懐胎期に夫が妻と性的関係を持ったことについて信用できる他の証拠があれば、夫の父性に関する推定は有効性を保つ。

III. 権利失効期間

第289条 夫は、出生および父ではないことを、もしくは母が懐胎時に別の男と性的関係を持っていたことを知った日から起算して1年、いずれの場合でも出生から起算し5年以内に、訴訟を提起しなければならない。

子は成人した日から遅く共1年以内に提起しなければならない。

遅延が正当な理由に依拠している場合、1年の期間は、その理由が取り除かれた

日から始まる。

C. 推定の衝突

第290条 子が婚姻の終了から起算し300日以内に出生しており、母がこの間に再婚していれば、二度目の婚姻における夫が父と見なされる。

この推定が覆されれば、最初の婚姻における夫が父と見なされる。

D. その他の関係者の訴権

第291条 提訴期間の経過する前に夫が死亡、あるいは行方不明の判断が下された場合、もしくは継続的に判断能力を喪失した場合には、夫の卑属や母および父、あるいは父であると主張する者は、出生および夫の死亡、継続的な判断能力の喪失、もしくは当人に関して行方不明の決定が下されたのを知った日から起算して1年以内に、血縁関係の否認訴訟を提起することができる。

未成年子に対し選任される特別代理人は、自身への選任決定伝達から起算し1年、いずれの場合でも出生から起算し5年以内に、血縁関係の否認訴訟を提起する。

夫が提起する血縁関係の否認訴訟に関する規定は類推に基づき適用する。

E. 後日による婚姻

I. 条件

第292条 嫡出でない子は、父と母が互いと婚姻した場合、自動的に嫡出子に関する規定の対象となる。

II. 届け出

第293条 夫婦は、嫡出でない共通の子を、婚姻時または婚姻後に、居住先あるいは婚姻が行われた場所の住民登録職員に届け出なければならない。

届け出が行われていないことは、子が嫡出子に関する規定の対象になることを避けられない。

以前に認知あるいは父性に対する判断で血縁関係が構築された子の父と母が互いと婚姻すれば、住民登録職員は職権により必要な手続きを行う。

III. 異議と取り消し

第294条 父および母の法定相続人、子、および共和国検察官は、後日の婚姻方法による血縁関係の構築に異議を申立てることができる。異議を申し立てる者は、夫が父でないことを証明する責任がある。

子の卑属も、子が死亡あるいは判断能力を継続的に喪失した場合、異議申し立て

の権利を有する。

認知の取り消しに関する規定は類推に基づき適用する。

第3節 認知および父性の規定

A. 認知

I. 条件と形式

第295条 認知は、父が住民登録職員あるいは裁判所への書面での申請、もしくは公的な認知書または遺言書において行う宣言で成立する。

認知宣言における者が未成年子、あるいは制限行為能力者ならば、保護者あるいは後見人の同意も必要である。

他の男と血縁関係にある子は、この縁が無効にならないかぎり認知されることはない。

II. 通知

第296条 宣言を受けた先の住民登録職員、民事裁判所裁判官、公証人あるいは遺言書を開封した裁判官は、認知を父および子が登録されている住民登録部署に通知する。

子の登録先の住民登録部署も、認知を子や母、また子が被後見人ならば後見当局に通知する。

III. 取り消し訴訟

1. 認知者の訴権

第297条 認知者は、間違い、詐欺、あるいは脅迫の理由により認知の取り消しを提訴できる。

取り消し訴訟は母および子に対して提起する。

2. 関係者の訴権

a. 一般的事項

第298条 母、子、および子が死亡の場合にはその卑属、共和国検察官、国庫庁およびその他の関係者は、認知の取り消しを提訴できる。

訴訟は認知者に対し、認知者が死亡していればその相続人に対し提起する。

b. 証明責任

第299条 原告は、認知者が父ではないことを証明する責任がある。

母あるいは子から、認知者が父ではないとの主張で提起された取り消し訴訟における証明責任は、認知者が懐妊時に母と性的関係を持ったということを裏付ける証拠を提示した後に生じる。

3. 権利失効期間

第300条 認知者の訴権は、取り消し理由を知った、もしくは脅しの影響が取除かれた日から起算し1年で、いずれの場合でも認知後5年の経過で失効する。

関係者の訴権は、原告が認知を、および認知者が子の父ではないことを知った日から起算し1年で、いずれの場合でも認知後5年の経過で失効する。

子の訴権は、成人後1年を経過すると失効する。

上記の期間を経過しても、遅延を正当とする理由があれば、その理由が取除かれてから1ヶ月以内に提訴できる。

B.父性の規定

1. 訴権

第301条 母や子は、子と父の血縁関係に関する裁判所の判断を請求できる。

訴訟は父に対し、父が死亡していればその相続人~~ら~~に対し提起する。

父性訴訟は共和国検察官および財務庁に；訴訟が母から提起されていれば特別代理人に、特別代理人側から提起されていれば母に通知される。

II. 推定

第302条 被告が子の出生から遡り第300日目および第180日目の間に 母と性的関係を持ったことは、父性の推定と見なされる。

この期間外であっても懐胎期に被告が母と性的関係を持ったことが立証されれば、同じ推定が有効となる。

被告は、子の父であることが不可能なこと、あるいは第三者が父である確立の方が更に高いことを証明すれば、推定は有効性を失う。

III. 権利失効期間

第303条 父性訴訟は、子の出生前あるいは出生後に提起できる。母の訴権は、出生から起算し1年の経過で失効する。

生後、子に特別代理人が選任されていれば、子に関する1年の期間は、特別代理人に選任が通達された日から、また特別代理人が全く選任されていなければ子が成人した日から起算する。

子と他の男との間に血縁関係があれば、1年の期間は、この関係がなくなった日から始まる。

1年の期間が経過後、遅延に正当な理由があれば、理由が取除かれた時から起算し1ヶ月以内に提訴できる。

IV. 母の財務上の権利

第304条 母は父性訴訟と共に、あるいは別途に父またはその相続人に下記の費用の負担を請求できる。

- (1) 出産費用、
- (2) 出生前後の各6週間分の生活費、
- (3) 懐胎時および出産時におけるその他の必要経費。

子が死産であったとしても、裁判官は、これらの費用負担の判断を下すことができる。

第三者あるいは社会保障組織から母に対して行われる支払いは、衡平法に基づいて賠償金から差し引かれる。

第4節 養子縁組

A. 未成年子の養子縁組

I. 一般的条件

第305条 未成年子の養子縁組には、養子とする側に1年間養育し教育を受けさせる条件が課せられる。

養子縁組はいかなる場合でも未成年子のために有益であり、養子とする側にいる別の子の利益が衡平法に反して損なわれてはならない。

II. 共に行う養子受け入れ

第306条 夫婦は、共に養子を受け入れることができる；婚姻していない者が共に養子を受け入れることはできない。

夫婦は少なくとも5年来において婚姻しているか、あるいは30歳以上でなければならない。

夫婦の一方が、少なくとも2年来において婚姻している、または自己が30歳以上である条件を満たしている場合、別の子を養子に受け入れることができる。III.

単独で行う養子縁組第307条 未婚者は30歳以上であれば、単独で養子を受け入れることができる。

30歳以上の配偶者は、もう一方の配偶者が継続的に判断能力を喪失していたり、

2年間以上にわたり所在不明であれば、あるいは2年以上配偶者と別居しているために共に養子の受け入れを行うことが不可能であることを裁判所の決定により証明された場合、単独で養子縁組を行うことができる。

IV. 未成年子の同意と年齢

第308条 養子になる者は、養親となる者より少なくとも18歳年下であることが条件である。

判断能力を有する未成年子に関しては、本人の同意がなければ養子縁組をすることができない。

被後見人である未成年子は、判断能力を有しているか否かに関わらず、後見当局の許可により養子縁組をすることができる。

V. 父母の同意

1. 形態

第309条 養子縁組には、未成年子の父母の同意が必要である。

同意は、未成年子あるいは父母の居住先の裁判所で、口頭あるいは書面で明らかにし、公文書に記される。

明らかにした同意は、養親になろう

とする者の氏名、または養子となる者が決まっていなくても有効である。

2. 時期

第310条 同意は、未成年子の出生から6週間が経過する前にすることはできない。

同意は、公文書に記された日から起算し6週間以内に、また同じ方法を以て取り下げることができる。

取り下げ後に改めて明らかにした同意は確定である。

3. 同意が求められない場合

a. 条件

第311条 下記の状態において、父母の一方の同意は求めることができない。

(1) 誰であるかが、あるいは長期間所在が不明である場合、または判断能力を継続的に喪失している場合、

(2) 未成年子に対し慈しむ義務を十分に果たしていない場合。

b. 決定

第312条 未成年子は将来において、養子となる意図で施設に預けられたが父または母の一方の同意が欠けている場合において、養親となる側、もしくは養子縁組において仲介を行う機関の請求により、また規則により、その居住先に在する裁判所は、子が預けられる前にこの同意を求める必要があるか否かを判断する。

その他の状況でこの件についての決定は、養子縁組手続の際に下される。

父または母の一方が未成年子に対し慈しむ責任を十分に果たせていない理由で同意を得られない場合、この件についての決定は、本人に書面で通知する。

B. 成人および制限行為能力者の養子縁組

第313条 養子をとる側に卑属がない条件で、成人あるいは制限行為能力者は、下記の場合に養子として受け入れられることができる。

- (1) 身体的あるいは精神的な障害理由で継続的に援助を必要とし、また養親になろうとする側から少なくとも5年来に渡り監護を受けている場合、
- (2) 養親になろうとする側から、未成年子時に少なくとも5年間に渡り監護、教育を受けている場合、
- (3) その他正当な理由があり、養子になる者が、少なくとも5年来養親になる者と家族同様に共に生活している場合。

婚姻している者は配偶者の同意を以て、養子になることができる。

これら以外は、未成年子の養子縁組に関する規定を準用する。

C. 規定

第314条 父母に属する権利や義務は、養親に移行する。

養子は養親の相続人となる。

養子が未成年子である場合、養親の姓を称する。養親が望めば、子に新しい名を付けることができる。成人の養子は、養子縁組時に望めば、養親の姓を称することができる。

夫婦が共に養子に受け入れた判断能力を有しない未成年子の住民登録には、父母の名前として、養親の名前が記載される。

養子縁組が、遺産や他の権利に害を与えないこと、家族の絆を維持するために養子が移されてきた戸籍と養親の戸籍の間にあらゆる縁が形成される。特に養子縁組に関して確定した裁判所の決定は、双方の住民台帳で処理される。

養子縁組に関する登録、書類及び情報は、裁判所決定がないかぎり、あるいは養子縁組を望まないかぎり、一切発表されてはならない。

D. 形態と手法

I. 一般的事項

第315条 養子縁組は、縁組を行う者の居住先；共に養子を受け入れるにあたり夫

婦のうち一方の居住先に在する裁判所により決定が下される。裁判所決定により、養子縁組関係が構築することになる。

養子縁組申請の後、養親となる者の死亡あるいは判断能力の喪失は、他の条件に影響を及ぼさない場合において養子縁組の妨げにはならない。

申請後、未成年子が成人すれば、条件は以前から満たされていたものとして、未成年子の養子縁組に関する規定を適用する。

II. 調査

第316条 養子縁組は、原則と見なされるあらゆる状況や条件を広範に調査し、養親となる者と養子になる者から聴取を行い、また必要であれば専門家の意見を聞いた後に、決定が下される。

調査においては、特に養親となる者と養子になる者の性格、健康、相互関係、経済状況、養親となる者の教育能力、養子受け入れに向かわせられた理由、および家族関係と養育関係における進展を明確にさせることが必要である。

養親となる者に卑属がいる場合、養子縁組に関する卑属の態度や考え方も評価される。

E. 養子縁組関係の取り消し

I. 理由

1. 同意がない場合

第317条 法的な理由がないのに同意を受けられない場合、結果が未成年子の利益を大きく損なうことが無ければ、同意を必要とする者は、未成年子裁判官に養子縁組関係の取り消しを請求できる。

2. その他の欠如

第318条 養子縁組において、原則に対し欠如している点があり、それが不完全であれば、共和国検察官あるいは全ての関係者は、養子縁組関係の取り消しを請求できる。

欠如している点がこの間に取除かれたり、あるいは単に方法に関することだけであり、関係を取り消すことが養子の利益をひどく損なう場合、この方法は取ることができない。

II. 権利失効期間

第319条 訴権は、養子縁組関係の取り消し理由を知った日から起算し1年、そして、いずれの場合でも養子縁組手続から5年経過すると失効する。

F. 養子縁組手続における仲介

第320条 未成年子の養子縁組に関する仲介活動は、内閣から権限を付与された機関および組織によってのみ行われる。

仲介活動の実施に関する事項は、法令を以てまとめる。

第5節 血縁関係の規定

A. 姓

第321条 子は、母と父が婚姻していれば家族姓を、婚姻していなければ母の姓を称する。ただし、母が以前の婚姻により二重の姓を称していれば、子は独身時の姓を称する。

B. 相互の義務

第322条 父、母、子は、家族の平穏と一体性を必要として相互扶助を行い、敬意、理解を示し、家族の尊厳に配慮する義務を負う。

C. 子との個人的な関係

1. 父母と

1. 規則

第323条 父母の各々は、自身の親権に服していない、あるいは自身に託されていない子と適切な個人的関係が構築されることを要請する権利を有する。

2. 制限

第324条 父母の各々は、もう一方の子との個人的な関係を損ねたり、子の教育および育成を妨げないようにする義務を有する。

個人的な関係が理由で子の平穏が脅かされ、または父母が第1項で前提とされる義務に反して権利を行使し、子と真剣に向かい合わず、あるいはその他の重要な理由がある場合、個人的な関係を構築する権利は拒否され、または当事者から剥奪される可能性を有する。

II. 第三者と

第325条 通常でない状態がある場合、子の利益に適う範囲で、子との個人的な関係を構築することを要請する権利は他の者にも、特に親族に対して承認される。

父母に対し前提とされる制限は、第三者に対して類推に基づく方法で適用する。

Ⅲ. 権限

第326条 個人的な関係を築くことに関連する全ての調整において子の居住先に在する裁判所も権限を有する。

離婚および婚姻生活の維持に関する権限規定は保証されている。

子との個人的な関係に向けて調整が行われるまで、親権を有する者、あるいは子が自身のもとに委ねられている者の同意を無くして、個人的な関係を構築できない。

D.子の養育と教育費用の負担

I. 範囲

第327条 子の監護、教育、保護に必要な費用は、父母が賄う。

父母は、貧困あるいは子に対し臨時出費を必要とする場合、あるいは通常外でのあらゆる事由の発生に対して、裁判官の許可を受け、その養育と教育に足りる一定の額を子の財産から使うことができる。

Ⅱ. 期間

第328条 父母の養育債務は、子が成人に達するまで継続する。

子が成人した場合でも教育が継続していれば、状況や条件に応じて父母から期待することが可能な範囲であることを条件に、父母は教育が修了するまで子を養育する義務を有する。

Ⅲ. 訴権

第329条 未成年子を実質的に養育している父または母は、一方に対し、子の名のもとで扶養料請求訴訟を提起できる。

判断能力を有していない未成年子のために必要な場合において、扶養料請求訴訟は選任される特別代理人あるいは後見人からも提起できる。

判断能力を有する未成年子も、扶養料請求訴訟を提起することができる。

Ⅳ. 養育費の額の評価

第330条 養育費の額は、子の需要と父母の生活条件、および支払い能力を考慮しながら決定する。養育費の決定においては、子の収入も考慮する。

養育費は毎月即金で支払うこととする。

裁判官は請求があった場合、収入形態での支払いが決定されている養育費が、今後における当事者の社会的および経済的状況に応じてどの位の額で支払えるかを、決定することができる。

Ⅴ. 状況の変化

第331条 状況が変化した場合に裁判官は、請求により養育費の額を改めて決定し、

あるいは養育費を廃止する。

VI. 臨時措置

1. 一般的事項

第332条 養育費訴訟が提起されると、裁判官は原告の請求に基づき、訴訟期間中必要な対策を講じる。

血縁関係が立証されれば、被告が適切な養育費の額を蓄えるか、あるいは臨時的に支払うかの決定を下すことができる。

2. 父性立証の前

第333条 父性訴訟と合わせて養育費が請求され、裁判官が父性の可能性が高いと見なせば、判決前に子の需要のために適切な養育費を決定することができる。

VII. 保障の付与

第334条 父および母が養育費の責任を継続的および執拗に実行しない場合、あるいは逃亡を準備中、財産を放題に消費、あるいは浪費していると認められれば、裁判官は今後の養育費責任に関し適切な保障の付与を、あるいは必要であれば対策を講ずる判決を下すことができる。

第6節 親権

A. 一般的事項

I. 条件

第335条 未成年子は、父と母の親権に服する。法的な理由がないかぎり、親権は父および母から剥奪されない。

裁判官が後見人の選任を必要と見なさない限り、制限行為能力者である子も、父および母の親権に服したままとなる。

II. 父と母が婚姻関係にある場合

第336条 婚姻が継続するかぎり、父母は親権を共に有する。共同生活が終了した場合、裁判官は親権を夫婦の一方に与えることができる。

親権は、父または母の一方が死亡した場合には生存している側に、離婚であれば子は委ねられた側に属する。

III. 父と母が婚姻関係にいない場合

第337条 父と母が婚姻関係にいない場合、親権は母親に属する。

母親が少女未成年子である、成年日後見人または死亡している、あるいは親権が自己から剥奪された場合、裁判官は子の利益のために後見人を選任するか、あるいは親権を父に与える。

IV. 継子

第338条 夫婦は、未成年である継子にも慈しみと関心を示す義務がある。

実子に対し親権を行使する配偶者に、もう一方の配偶者は適切な形で扶助する；事情および条件は必要な範囲で、子の需要に応じる。

B. 親権の範囲

1. 一般的事項

第339条 父母は、子の養育と教育において子の利益を考慮しながら、必要な決定を下し実行する。

子は父母の言うことを聞く義務を有する。

父および母は、成熟度に応じ子の人生と向き合う可能性を認識する；重要な問題において可能な限り子の考え方を心に留める。

子は父母の同意を受けずに家を放棄することはできず、法的な理由なくして父母のもとから奪い取られない。

子の名前は父母が付ける。

II. 教育

第340条 父母は、子の可能性に応じて教育し、子の身体的、知的、心理的、道徳的、社会的発達を図り保護する。父母は子に、特に身体的・知的障害児に対し、能力や傾向に合わせた範囲で一般的・職業的教育をもたらす。

III. 宗教教育

第341条 子の宗教教育を決める権利は父と母にある。

この件において父母の権利を制限する如何なる取り決めも無効である。

成人は宗教を自由に選択できる。

IV. 子の代表

第342条 父母は、第三者に対して親権範囲内において子の法的な代表者である。

善意の第三者は、夫婦の一方がもう一方の同意を以て手続を行ったと想定することができる。

後見当局の許可を必要とする事項以外において、制限行為能力者の代表に関する規定は、親権における代表にも適用される。

V. 子の実質的な資格

第343条 親権に服している子の実質的な資格は、後見人の下にいる者の資格に類似する。

父母は債務により子の財産上の権利を損なうことなく、子は自身の財産対し責任を有する。

VI. 子による家族の代表

第344条 親権に服している子は、判断能力を有していれば父と母の同意を得て、家族の名において法的な手続きを行うことができる；この手続を以て父と母は債務者となる。

VII. 子と父母との間の法的な手続き

第345条 子と父または母との間において、あるい

は父母の利益のために子と第三者の間で行われる法的な手続きにより子が債務下に入る場合、特別代理人の参加や裁判官の承認を必要とする。

C. 子の保護

I. 保護防止策

第346条 子の利益と成長が危険にさらされている場合において、父母がこの状態に

対策を講じることができず、または力不足であるならば、裁判官は子を保護するために適切な措置をとる。

II. 子の預け入れ

第347条 子の身体的及び精神的発達に危険な状態にあり、あるいは子が精神的に遺棄されている状態に置かれている場合、裁判官は、子を父母から取り上げ別の家族のもとに、あるいは施設に預け入れることができる。

子が家庭内に留まることに関して、家庭の平穏が期待できないほどに著しく壊れている場合、そしてその状況に必要とされる何らかの対策が残されていないならば、父母あるいは子の要請に応じて、裁判官は同様の措置を取ることができる。

父母と子に支払い能力がなければ、これらの対策に必要な支出は国が対応する。

養育費に関する規定は法的に保証される。

III. 親権の剥奪

1. 一般的条件

第348条 子の保護に関して他の対策から結果が得られず、または既にこの対策が不十分であることが明らかにされている場合、裁判官は以下の状態において、親権

の剥奪決定を下す：

- (1) 父母の経験不足、病気、障害者であること、他の場所に居住している、あるいは類似する理由から、親権義務を正当に果たしていない場合
- (2) 父母が子に十分な関心を示さず、あるいは子に対する義務を甚だしく軽視している場合。

父母の両方から親権が剥奪された場合、子に後見人を選任する。

決定に反対がなければ、現存の、また出生予定の全ての子を対象に親権を剥奪する。

2. 父または母が再婚した場合

第349条 親権を有する父または母の再婚には、親権の剥奪を必要としない。ただし、子の利益のために必要な場合、親権所有者を変更させられるように、状況と条件に応じて親権を剥奪すると共に、子に後見人を選任することができる。

3. 親権失効の場合の母と父の責任

第350条 親権が剥奪された場合も、子の養育および教育支出を賄う父母の義務は継続する。

父母と子に支払い能力がなければ、これらの支出は国が対応する。

養育費に関する規定は法的に保証される。

IV. 状況の変化

第351条 状況が変化した場合、子の保護に関する対策は新たな条件に合わせる必要がある。

親権剥奪を必要とさせた理由が取除かれた場合、裁判官は職権により、あるいは父母の要請に基づき、親権を返還する。

トルコ共和国民法

法律第 4721 号

施行日 2001 年 11 月 22 日

第 3 部後見

第 1 章

後見制度

第 1 節

後見機関

A. 一般事項

第 396 条 後見機関は、後見部局、後見人と特別代理人から成る。

B. 後見部局

I. 公的後見

第 397 条 公的後見は、後見当局と監査当局からなる後見部局より行われる。

後見当局は民事裁判所、監査当局は第一審裁判所である。

II. 私的後見

1. 条件

第 398 条 被後見人の利益がある場合、特に法人の共同経営等の業務が継続される必要がある場合、後見は例外的に家族に委ねられる。

この状況で後見当局の権限は、義務と責任を担う家族会議に移譲される。

2. 組織化

第 399 条 私的後見は、被後見人の行為能力に責任を有する 2 名の近親族または 1 名の親族と配偶者の請求により、監査当局が組織する。

3. 家族会議

第 400 条 家族会議は、被後見人の後見人になり得る者として、任期 4 年で少なくとも 3 人の親族により、監査当局から組織される。

被後見人の配偶者も家族協議の一員となる。

4. 保証

第 401 条 家族会議の構成員は、任務を正しく遂行することを保証しなければならない。

保証を確立できなければ、私的後見は組織されない。

5. 終了

第 402 条 家族会議が任務を怠るまたは被後見人の利益が必要とされる場合、監査

当局は、いつでも家族会議を変更できるように、私的後見を終了させることができる。

C. 後見人と特別代理人

第 403 条 後見人は 被後見人である未成年子または制限行為能力者の身分人権と財産に関する全ての利益を保護し、法的手続きにおいて少年を代理する義務がある。

特別代理人は、決められた行為の遂行もしくは財産を管理するために任命される。この法律の後見人に関する条項は、特に明記されない限り、特別代理人にも適用される。

第 2 節 後見の必要な状況

A. 未成年子

第 404 条 親権に服していない全ての未成年子に後見が開始される。

任務遂行において、後見を必要とする状況を認識した住民登録職員、行政当局、公証役場、裁判所は、現状を直ちに権限を持つ後見当局に知らせなければならない。

第 3 節 権限

A. 後見職務の権限

第 411 条 後見職務の権限は、未成年子または制限行為能力者の居住する後見部に属する。

B. 居所の変更

第 412 条 後見当局の許可がない限り、被後見人は居所を変更できない。

居所変更の場合、権限は新たな後見部局に移譲される。この場合、制限行為能力者は新居所において公示される。

第 4 節 後見人の選任

A. 条件

I. 一般事項

第 413 条 後見当局は、当該任務を遂行可能な能力を有する成人を、後見人として選任する。

必要があれば、この任務を共同でまたは後見当局の示すように権限に従い事務を分掌するために、同時に複数の後見人を選任できる。

承諾がなければ、同時に複数の後見人を共同での任務遂行に選出できない。

II. 配偶者と親族の優先

第 414 条 正当な反対理由がない限り、後見当局は、優先的に被後見人の配偶者か近親の親族の誰かを、後見人の要件を満たす限り選任する。この選任では、居所の近さと人間関係を考慮する。

III. 関係者の請求

第 415 条 正当な反対理由がない限り、後見人として、被後見人もしくは父母の指名する人が選任される。

IV. 後見人承諾の法的責任

第 416 条 被後見人の居所での居住者から選任された後見人は、任務を承諾することが義務である。

家族会議により選出された場合、後見承諾は義務ではない。

V. 後見人を回避できる事由

第 417 条 次に掲げる者は、後見任務を回避することができる。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 身体障害者や持病がありこの任務遂行が困難な者
- (3) 4 人以上の子の保護者である者
- (4) すでに後見人の者

大統領、トルコ共和国国会議員、大臣、裁判官、検察官

VI. 後見の障害となる事由

第 418 条 次に掲げる者は後見人になれない。

- (1) 制限行為能力者
- (2) 公的行為が禁止されている者や公序良俗から外れて暮らす者
- (3) 被後見人と著しく利害が対立する者や敵対関係にある者
- (4) 関係する後見部局の裁判官

B. 選任手続き

I. 後見人の選任

第 419 条 後見当局は、遅滞することなく後見人を選任する義務がある。

必要がある場合、未成年であっても制限行為能力者としての決定が下されるが、その決定は、成人後適応される。

子である制限行為能力者が成人した場合、法的に被後見ではなく親権の元に置かれる。

II. 臨時措置

第 420 条 後見開始が請求されると後見当局は、後見人の選任の前に、職権上必要な措置を講じる。特に、制限行為能力者となる者は行為資格を一時的に停止し、代理人を選任ことができる。

後見当局の決定は、公示される。

III. 通知と公示

第 421 条 選任の決定は、後見人に直ちに通知される。

制限や後見人の選任について、また制限行為能力者が親権の元にいるならばこれに関する決定は、制限行為能力者の居所と住民登録地で公示される。

IV. 回避と異議

1. 手続き

第 422 条 後見人に選任された者は、通知日から 10 日以内に、後見を回避する権利を行使できる。

すべての関係者は、後見人の選任を知った日から 10 日以内に、選任者が法的に不適切であることを知らせることができる。

後見当局は、後見回避や異議の事由を確認した場合、新たな後見人を選任する。該当事由が確認できなければ、本件に関する意見と共に、必要な決定を下す目的で現状を監査当局へ知らせる。

2. 一時的任務

第 423 条 選任された後見人は、後見回避や選任への異議がある場合でも、別の後見人が選任されるまで後見任務を遂行する義務がある。

3. 決定

第 424 条 監査当局は、決定事項を選任された後見人と後見当局に知らせる。

後見人が解任された場合、後見当局は遅滞することなく別の後見人を選任する。

V. 任命

第 425 条 選任が確定した場合、後見当局は後見任務の開始のために必要な手続きを行う。

第 5 節 特別代理と法律相談

A. 特別代理が必要な状況

I. 代理

第 426 条 後見当局は、次に掲げるまたは法律で示されるその他の状況において、関係者の請求または職権を以て代表の特別代理人をおく。

- (1) 成人している者が、病気または遠隔地で滞在等の事由で、緊急を要する行為を自分が遂行できないもしくは代理人を任命することができない場合
- (2) ある行為が法定代理人の利益と未成年子や制限行為能力者の利益と相反する場合
- (3) 法定代理人が任務を遂行することが困難な場合

II. 管理

1. 法的要件

第 427 条 後見当局は、管理が誰にも属さない財産に対して必要な対策をとり、特に次に掲げる状態の場合、管理特別代理人を選任する。

- (1) 長期間にわたり所有者が見つからず居所不明の場合
- (2) 被後見人になり得る十分な事由がないが、単独で財産の自己管理や当該事案のための代理人を置くことができない場合
- (3) 遺産に対する相続権が不明確、または胎児への利益が必要とされる場合
- (4) 法人の必要な経営母体がなくなり、他の方法による管理が成り立たない場合
- (5) 慈善事業や有益な他の事業のために、人々から集めた金銭やその他の援助

を管理する方法や使途が見つからない場合

2. 請求

第 428 条 請求により制限行為能力者としての何れかの事由がある場合、その成人である者に対して、自らの請求によって特別代理人が選任される。

B. 法律相談

第 429 条 制限行為能力者のための十分な事由がないが、保護の観点から行為資格を制限する必要がある成人に対して、次に掲げる行為に関して意見を聞く目的で、法律相談人を選任する。

- (1) 提訴と和解
- (2) 不動産に関する売買、担保、およびこれらにおける他の物権の確立
- (3) 手形の売買と抵当
- (4) 通常管理範囲を超える建設
- (5) 金銭の貸借
- (6) 元本の獲得
- (7) 寄付
- (8) 外国為替に関する契約
- (9) 保証人になること

同じ条件のもとで財産管理資格者は、収入に応じて望めるように保有権を保持する条件を以て取り除くことができる。

C. 権限

第 430 条 代表特別代理人は、特別代理人が選任される者の居住地に在する後見当局により選任される。

管理特別代理人は、資産の大部分が管理されている、あるいは代理される者の配分である財産が存在する場所の後見当局が選任する。

D. 手続き

第 431 条 後見人の選任の手続きに関する法律は、特別代理人と法律相談人の選任についても適用する。

特別代理人や法律相談人の選任に関する決定は、必要があれば後見当局により公示される。

第2章 後見の執行 第1節 後見人の任務

A. 職務の開始

1. 目録の作成

第438条 後見人選任が確定後、後見人と後見当局が任命する担当者によって、遅滞することなく管理される財産目録が作成される。

被後見人が判断能力を有する場合、可能であれば目録作成に参加する。

必要な場合、監査当局は、後見人と後見当局の請求により、被後見人の公式の財産目録作成を決定できる。公式の遺産目録は債権者に結果をもたらし、手順に従い目録は作成される。

II. 貴重品の保管

第439条 手形、貴重品、重要書類等は、財産管理の観点から問題がなければ、後見当局の監視下の安全な場所に保管される。

III. 動産の売却

第440条 被後見人の利益が必要な場合、貴重品以外の動産は、後見当局の指示に従い、入札にて売却する。裁判官は、例外的に、動産の質と希少価値を考慮し、競売も決定できる。

被後見人本人や家族にとって特別な価値のある物は、必要でない限り売却しない。

IV. 資産の投資

1. 投資の義務

第441条 被後見人本人や財産管理に必要なでない資産は、利子が付くように後見当局が決定した国立銀行に預金するか、または財務省発行の有価証券に換える。

資産投資を1ヶ月以上遅滞させた後見人は、利子の損失を支払う責任がある。

2. 投資の変換

第442条 十分な信用保証のない投資は、他の信用できる投資に変換される。

変換の作業は、適切な時期に被後見人の利益を考慮して実施されなければならない。

V. 商売や産業の経営

第443条 被後見人の財産として、商売や産業等の経営がある場合、後見当局が、該

当する経営の存続もしくは清算のための必要な決定を下す。

VI. 不動産の売却

第 444 条 不動産の売却は、後見当局の命令に従い、被後見人の利益があるならば可能である。

売却は、後見当局が選任するこの件に関する一名の担当者により、後見人立会の上で入札され、落札は後見当局の承認により成立する。承認に関する決定は、入札日から 10 日以内に出なければならない。

ただし、例外的に特殊事情がある場合、監査当局が、不動産の質と希少価値を考慮し、競売を決定できる。

B. 監護と代理 I. 身上監護

1. 未成年子

a. 一般事項

第 445 条 被後見人が未成年子である場合、後見人は被後見人の養育のために、必要な措置をとる義務がある。

後見部局の権限に関する条件は保留された上で、後見人はこの件に関して父母的な資格を有する。

b. 保護目的による自由の制限

第 446 条 未成年子の保護目的での施設入所について、後見人の請求により後見当局が、または遅滞による問題が場合は後見人自らが決定を下し、状況を直ちに後見当局に知らせる。

これ以外に、手続きや権限に関する事項は、制限行為能力者であるか否かに関わらず、成人保護の目的で、自由の制限に関する条項が適用される。

16 歳以下の子は、この件を裁判所に自ら請求できない。

II. 代理

1. 一般事項

第 448 条 後見関係機関の権限に関する条件は保留された上で、後見人は被後見人の全ての法律行為を代理する。

2. 禁止行為

第 449 条 被後見人の名で保証人になること、財団の創設、重要な寄付は、禁止である。

3. 被後見人の意思の尊重

第 450 条 被後見人の意思があり説明能力がある場合、後見人は行為決定する前に可能な限り、被後見人の意思を尊重する義務がある。

被後見人が行為を適正と認識しても、後見人としての責任から逃れられない。

4. 被後見人の可能な行為

a. 後見人の同意

第 451 条 判断能力を有する被後見人は、後見人の明確または暗黙の許可や事後承認により、義務を有しもしくは権利を放棄できる。

行為は、他方が示した、または裁判で裁判官が決定した適切な期間内に承認されなければ、他方は該当する件と無関係となる。

b. 未承認の結果

第 452 条 後見人が承認しない行為について、各々の当事者は提供したものを回収できる。

ただし、被後見人は、自己利益のための支出したもの、もしくは回収時点において財産のうち増加した分量、または悪意をもって処分した分量について責任がある。

被後見人が行為資格を有するという点について、他方が誤信した場合、そのことで相手がこうむる損失に対して責任がある。

5. 職業と手職

第 453 条 被後見人が後見当局より職業や手職に従事することを許可された場合、被後見人は該当する職業や手職に関する全ての通常の業務を行う権利を有し、当該業務に関係する全ての財産に責任がある。

C. 財産管理

I. 管理と目録作成の義務

第 454 条 後見人は、被後見人の財産の良き管理者として、慎重に管理しなければならない。

後見人は、財産管理の目録を作成し、後見当局が示す時期、おおむね年に一回、後見当局の調査を受ける義務がある。

被後見人の意思があり説明能力がある場合、裁判官による目録調査の際には出来る限り参加する。

II. 裁量財産

第 455 条 被後見人は、裁量財産と後見人の許可による勤労の対価は、自由に管理し使用できる。

D. 任期

第 456 条 後見人の法定の任期は、2 年である。

後見当局は、この任期を毎回 2 年ずつ延長できる。

4 年の任期を満了後、後見人は後見回避の権限を持つ。

E. 後見人の報酬

第 457 条 後見人は、被後見人の財産からの請求に可能性がなければ、国庫から報酬を請求できる。

与えられる報酬は、管理に必要とされた労働と管理財産の利益を考慮しながら、会計年度毎に後見当局より決定される。

第 2 節 特別代理人の位置付け

A. 特別代理人の位置付け

第 458 条 特別代理人を付される如何なる者も、本人の行為資格に影響を及ぼさせない。法定相談人に関する条件も変わらない。

特別代理人の任期、報酬は、後見当局が決定する。

B. 特別代理の範囲

I. 特定の職務

第 459 条 特定の職務のために選任された特別代理人は、後見当局の指示どおりに従わなければならない。

II. 財産管理

第 460 条 特別代理人は、特定の財産の管理と監督のために選任された場合、該当する財産の管理と保全のために必要な職務においてのみ遂行できる。

特別代理人のそれ以外の職務遂行は、被代理人の特別な権限を以て、または被代理人がこの権利を行使する状態ではない場合には後見当局の許可に従う。

第 3 節 後見関係機関の任務

A. 苦情及び異議

第 461 条 判断能力を有する被後見人と関係者が、後見人の行為や処理に対して、後見当局に苦情申し立てができる。

後見当局の決定に対して、通知日から 10 日以内に監査当局に異議申し立てができる。

B. 許可

I. 後見当局より不動産に関する売買、担保、およびこれらにおける他の物権の確立

第 462 条 下記の状況の場合、後見当局の許可が必要となる。

- ① 不動産に関する売買、担保、およびこれらにおける他の物権の確立
- ② 通常の管理と運用で必要とする以外の動産または権利や価値の売買、譲渡、抵当に入れること
- ③ 通常管理範囲を超える建設
- ④ 金銭貸借
- ⑤ 外国為替に関する契約
- ⑥ 一年もしくは一年以上製品の、または 3 年もしくは 3 年以上不動産の賃貸借契約をすること
- ⑦ 被後見人が手職や職業に従事すること
- ⑧ 緊急事態における後見人の一時的措置を講じる権限は保留として、提訴・調停・仲裁・破産すること
- ⑨ 夫婦財産契約、遺産分割、相続の権利譲渡の契約をすること
- ⑩ 債務返済をせず破産宣告
- ⑪ 被後見人の生命保険加入
- ⑫ 見習い雇用の契約を結ぶ
- ⑬ 被後見人の教育や養育、保健施設への入所
- ⑭ 被後見人の居所変更

II. 監査当局より

第 463 条 次に掲げる状況において、後見当局からの許可の後、監査当局の許可も必要となる。

- ① 被後見人が養子をするまたは養子となる
- ② 被後見人の国籍取得または離脱
- ③ 企業買収もしくは清算、個人的な責任を伴うパートナーシップまたは重大な資本投資による会社の株主になること

- ④ 生涯にわたり毎月もしくは不定期の収入に関与、または生涯にわたる扶養の契約をすること
- ⑤ 遺産の受託と拒否、または遺産契約をすること
- ⑥ 未成年子を成人として扱われること
- ⑦ 被後見人と後見人で契約をすること

C. 報告書と計算の調査

第 464 条 後見当局は、後見人が定期的に提出する報告書と会計を調査する。必要があれば、これらの仕上げまたは修正を求める。

後見当局は、報告書と会計を承認もしくは拒否する。必要があれば、被後見人の利益保護のため適切な措置をとる。

D. 許可の必要

第 465 条 法律で決められているにも関わらず、後見人は権限のある後見部局の許可を受けずに行った行為は、被後見人が後見人の許可を受けずに行った行為と同じである。

第 4 節 後見機構の責任

A. 注意義務

第 466 条 後見機関と後見に関わる業務を行う者は、任務遂行の際、良き運営を行うための注意義務がある。

B. 後見人の責任

第 467 条 後見人は、任務を遂行する際、過失行為により被後見人に与える損失に対して責任がある。

特別代理人と法律相談人に関しても同じ条項を準用する。

C. 国の責任

第 468 条 国家は、後見部局で任務に就く者の違法行為に起因する損失に対し直接責任があるように、後見人と特別代理人と法律相談人に賠償されない損失に対しても、

責任がある。

損失を賠償する国は、損失を招いた過失責任者に償還する。

損失を招いた過失責任者と起因となる者は、償還の権利を行使する国家に対して連帯責任を有する。

D. 任務と権限

第 469 条 国家の後見部局にいる任務者に対する償還訴訟は、後見関係機関の所在地に最も近い第一審裁判所の権限となる。

後見に関する賠償とその他の償還訴訟は、後見関係機関が所在する第一審裁判所が管轄となる。

第 3 章

後見の終了

第 1 節

後見を要する状況の終了

A. 未成年子において

第 470 条 未成年子に対する後見は、本人が成人することにより自動的に終了する。

成人したことを裁判所が決定した場合、同時に裁判所は未成年子が成人になる日付を確認し公示する。

D. 特別代理と法律相談

I. 一般事項

第 477 条 代表特別代理は、特別代理人となり任命された職務の終了により終了する。

管理特別代理は、特別代理人選任を必要とする事由の消滅もしくは特別代理人の解任により終了する。

法律相談は、後見の取消の条項に従い、後見当局の決定により終了する。

II. 公示

第 478 条 選任が公示された、または後見当局が必要とした場合、管理の終了も公示される。

第 2 節

後見職務の終了

A. 行為能力喪失と死亡

第 479 条 後見人の任務は、後見人の行為能力喪失または死亡により終了する。

B. 任期の終了と延長

I. 任期満了

第 480 条 後見の任務は、伸長されない場合、任期満了により終了する。

II. 障害と回避理由の出現

第 481 条 後見人は、後見の障害となる事由の出現により、任務から離れなければならない。

後見人は、回避事由の出現により、任期終了を待たずに辞任する請求ができる。

ただし、重要な事由が存在する場合は、任務を継続しなければならない。

III. 任務継続の強要

第 482 条 任務を終了する後見人は、後続の後見人が任務に就くまで、必要な処理をする義務を有する。

C. 解任

I. 事由

第 483 条 後見人は、任務に対する緩慢な遂行、権限の悪用もしくは信頼を損なう行いをする、また債務返済で破産した場合、後見当局より解任される。

後見人が任務の怠慢事由で、被後見人の利益が危険にさらされた場合、後見当局は過失がない場合でも後見人を解任できる。

II. 手続き

1. 請求または職権

第 484 条 判断能力を持つ被後見人または関係者は、後見人の解任請求ができる。

解任を要する事由の存在をその他の方法により認識した後見当局は、職権上解任する義務を有する。

2. 調査と警告

第 485 条 後見当局は、必要な調査と後見人からの聞き取りの後、後見人を解任できる。

後見当局は、事態が深刻でない場合は、後見人へ解任についての警告を発する。

3. 臨時措置

第 486 条 一刻の猶予もない場合、後見当局は後見人を一時的に解任し、特別代理人を任命できるように、必要であれば損失の可能性を考慮し後見人の財産を仮押さえでき、逮捕請求もできる。

4. その他の措置

第 487 条 後見当局は、解任や警告以外にも、被後見人の保護目的で、その他必要な措置を講じる責任がある。

5. 異議

第 488 条 関係者は、後見当局の決定に対し、通知日から 10 日以内に監査当局に異議申し立てができる。監査当局は、必要であれば裁判によりこの異議に対して審判を仰げる。

第 3 節 後見終了の結果

A. 最終の会計と財産の引き渡し

第 489 条 任務を終了した後見人は、管理に関する最終報告書と最終会計を後見当局に提出する責任があると共に、財産を被後見人、相続人もしくは後任の後見人に引き渡す準備をしなければならない。

B. 報告書と会計調査

第 490 条 最終報告書と会計は、定期的に提出された報告書と会計と同様に、後見当局によって審査され承認される。

C. 後見人の任務の終了

第 491 条 最終の報告書と会計が承認され、財産が被後見人や相続人もしくは後任の後見人に引き渡された後、後見当局は後見人の任務の終了と判断する。

後見当局は、最終の報告書と会計の承認または拒否に関する決定とともに、最終会計を被後見人や相続人にまたは後任の後見人に、賠償訴訟を起こす権利があることも併せて通知する。この通知で、後見人の任務が終了したことも明らかにする。

D. 責任訴訟の時効

I. 通常の時効

第 492 条 担当の後見人と特別代理人に対する賠償訴訟は、最終会計の通知がなされた日から 1 年経過すれば時効となる。

賠償されない損失の国に対する損害賠償訴訟の時効は、損失が後見人や特別代理人と法律相談人により賠償されない事態が確認された以後、一年である。

後見部局で任務にあたる者が原因となる損失の国に対する訴訟の時効は、一般条項の対象となる。

国の償還訴訟は、償還権利が発生した後、一年で時効となる。

II. 例外的な時効

第 493 条 通常の時効の開始前に、損失を受けた側が認識したり見つける可能性のない会計の間違い、またはある責任に起因する賠償訴訟は、会計の間違いまたは責任の原因について知り得た時点から、1 年以内に提起できる。

後見職務に起因する賠償訴訟はおおよそのところ、最終会計の通知から 10 年経過すると時効となる。

E. 被後見人の債権

第 494 条 被後見人の後見人もしくは国に対する債権は、特権としての債権である。

トルコ共和国民法の親権、後見と遺産条項の適用に関する法令

閣僚会議決定日付： 2003年7月21日 第2003/5960号

根拠となる法律： 2001年11月22日 第4721号官報発行日： 2003年8月10日 第25195号

第1部 目的と内容

目的と内容第1条 この法令の目的は、第4721号のトルコ共和国民法の親権、後見と遺産に関する条項の適用についてまとめたものである。

第2部 親権

第1章 親権に関する条項

親権

第2条 未成年子は、父母の親権に服する。父母が婚姻中でない場合、親権は母が有する。

法的な事由無くして、親権は父母から剥奪されない。

親権に関するトルコ共和国民法第335条から第351条の条項を適用する。

第2章 子の財産の保護

子の保護

第3条 トルコ共和国民法第346条から347条に掲げる状況において、裁判官は子の保護のために、子が家族または施設に居所を定めるよう決定する。この状況で、第2828号社会福祉事業および児童保護協会に関する法律第22条により、関連の裁判所が保護決定下す。

保護決定が下されない状況において、子は第1593号公衆衛生法第161条と第1580号地方自治法第15条に関する条項により、必要な措置がとられる。

子の財産の保護

第4条 父母の一方が死亡している場合、あるいは住民登録職員または婚姻に関する裁判の決定で婚姻が終了している場合においては、決定を下した裁判所は、生存または親権を有する側の居住先に在する家庭裁判所に、もしくは判検事高等評議会が特定する裁判所へ、状況を直ちに知らせる。裁判所は、生存するまたは親権を有する側にいる子に財産がある場合、資産の内訳を示す帳簿の提出と、この資産や預金に関する重要な変更について、の報告を、指定された期間内に報告することを要求する。

裁判官は、父母が如何なる理由があろうとも、子の財産管理において十分な注意を払わない場合、トルコ共和国民法第360条と361条で示す措置をとり、必要な手続きをする。

収入からの支出

第5条 子の財産からもたらされる収入は、特に子の監護と育成と教育に充てられる。

これ以外の収入は、家庭の社会的・経済的状況により、子が家族にかかる経済的負担のような正当性のある範囲内で、家族の必要性のために支出させることができる。

余剰収入は、子の財産に加えられる。

子の財産の部分的消費

第6条 子の一般的な需要に応じる場合や需要の限度内で行う子に対する投資としての支払い、こうむった損失に対して支払われた賠償金や賞与、また社会的支援や社会保障機関からの支払や収入等を、子の養育のために部分的に使うことができる。

子の監護や育成や教育のために必要な場合、裁判官の決定を以て父母に一定の金額で、子のその他の財産からも支出させる権限を与えることができる。

親権の終了による財産の移譲

第7条 裁判官の決定により、親権または財産管理権が終了した父母は、計算書と共に子の財産を後見人または特別代理人へ移譲する。不足分があれば個々に識別し、後見機関が必要とすれば、不足または損失財産について保護者に対して起訴するよう後見人または特別代理人に要求する。

子が成人に達することで親権が終了する場合、父母は、成人した子の要求に従い計算書も渡すことにより、財産を本人に移譲し引渡す。

未成年子未成年子の養子縁組における仲介活動の 実施に関する規定

2009年3月15日 日曜日

官報

第27170号

閣議決定

決議番号：2009年度第14729号

添付の「未成年子の養子縁組における仲介活動の実施に関する規定」の施行は；国務大臣作成にかかる2008年4月10日付第1164号文書を受け、第4721号トルコ民法の第320条にもとづき、閣僚会議によって2009年2月25日に決議されたものである。

未成年子の養子縁組における仲介活動の実施に関する規定

第1部 目的、範囲、定義

目的と範囲

第1条 (1) 本規定は、未成年子の自国内あるいは国境を越えた養子縁組における、仲介活動の実施に関する方法と原則をまとめることを目的とし；

- ① 未成年子の養子縁組における仲介活動の実施
- ② 未成年子の；高い有益性を監督すること、基本的権利を保障すること、誘拐や売買を防止すること、そして先ずは自国内での養子縁組を探り、国内での養子受け入れ先が無い、あるいは受け入れ先に溶け込ませてもらえる個人または夫婦がない場合には国境を越えた養子縁組へ③ 未成年子が養子となる目的で、個

人あるいは夫婦のもとに送り出された結果において、保護期間中における取得した諸権利の保護に関する監視

上記に関する法規を範囲とする。

定義

第2条 (1) 本規定において、以下を次の通りに表す；

- ① 養子とする者：施行中の法規により、養子を受け入れる法的な障害のない個人および夫婦
- ② 養子となる者：自己に関し、裁判所から保護決定が出された、あるいは家族から養子縁組に同意が示された未成年子
- ③ 臨時養育協定：未成年子養育と教育のために適切な養子縁組申請であると見なされた個人あるいは夫婦が、養子となる未成年子が送り出される前に、結ぶ協定
- ④ 県支局：社会福祉事業及び青児童保護協会県社会福祉事業局
- ⑤ 受け入れ国：養子をとる申請をした者の居住国
- ⑥ 受け入れ国の中央部局：国境を越える養子縁組に関して権限を有する当局
- ⑦ 委員会：県支局におき、社会調査報告書の作成者や、案件の特殊性に応じ当件に関連する協会の職業専門家が参加する最低3人から成る評価グループ
- ⑧ 保護を要する未成年子：1983年5月24日付第2828号社会福祉事業及び児童保護協会法第3条（b）項に述べられる未成年子
- ⑨ 協会：社会福祉事業と児童保護協会総局
- ⑩ 未成年子：より若年齢で成人に達していない18歳未満の者
- ⑪ 出身国：養子となる未成年子の居住国
- ⑫ 中央部局：トルコにおける社会福祉事業及び児童保護協会総局社会福祉事業局

第2部

仲介活動に適用される方法と原則

責任部署

- 第3条** (1) 養子縁組における仲介活動は、協会が実施する。
- (2) 国境を超える養子縁組手続における協会の職務部署は中央部局である。

中央部局は、この手続を受け入れ国あるいは出身国の中央部局との間で、共に協力し実施する。

養子受け入れの条件

第4条 (1) 養子縁組には以下の条件が求められる；

- ① 未成年子は、養子とする者により少なくとも1年間養育と教育を受けていること
 - ② 養子縁組がいかなる場合でも未成年子の利益となり、養子とする者の他の子の利益が公正さに反して損なわれることがないこと
 - ③ 養子とする個人および夫婦は、養子となる者より少なくとも18歳年上であること
 - ④ 判断能力を有する未成年子の同意を得ていること
 - ⑤ 2001年11月22日付第4721号トルコ民法の第311条および第312条にある規定を除き、第309条に述べられたように未成年子の父母の同意があること
 - ⑥ 未成年子が被後見人である場合には、トルコ民法第397条で前提とされる後見当局の許可を受けていること
 - ⑦ 養子縁組を希望する未婚者は、30歳以上であること
 - ⑧ 夫婦が最低5年来婚姻状態にあり、あるいは2人ともが30歳以上であること
 - ⑨ 夫婦のうち一方が、別の子を養子とすることができるには、少なくとも2年来婚姻状態にあるか、自己が30歳以上であること
- (2) 30歳以上の配偶者が単独で養子縁組をするためには、もう一方の配偶者が継続的に判断能力を欠乏させている、または2年以上所在不明である、あるいは裁判所の決定で2年以上に渡り配偶者と別居している理由のために、共に養子縁組をすることが不可能であることを立証する必要がある。

申請場所、形態、申請の際に行われる手続

第5条 (1) 養子縁組を希望する者は；

- ① 居所がトルコであるトルコ共和国国籍者は、居住先の県支局に
 - ② 居所が国外にあるトルコ共和国国籍者と外国国籍者は、受け入れ国の中央部局に
 - ③ トルコで1年以上居住許可を取得している外国国籍者は、中央部局に送付してもらうために、居住先の県支局に書面を以て申請を行う。
- (2) 夫婦が養子縁組をする場合、両者共に書面を以て申請を行う必要がある。

- (3) 申請者には、養子となる未成年子の特性と、養子縁組の社会的および法的結果についてソーシャルワーカーが情報を提供し、最初の面会書類に併せて記入する。
- (4) 養子縁組をするために申請した個人あるいは夫婦は、養子縁組手続に関する全ての義務を受け入れ確約する。

必要な書類

第6条 (1) 養子縁組をするために申請した個人あるいは夫婦には、以下の書類が求められる

住民管理局が作成した住民実態登録の写し

申請者および同居中の家族構成員の2005年5月25日付第5352号法務記録法にある、抹消記録も含めた前科登録

財産、収入及び社会保障状況を示す証明書

身分事項共有システムから書類を発行することのできる地区長あるいは住民管理局から取得する居所証明書

学歴状況を示す証明書

身体的、精神的、心理的な障害、継続的な擁護を必要とする伝染病または慢性疾患がないこと、特にアルコールあるいは麻薬物質の中毒性がないことを示す保健委員会報告書

トルコ在住の外国国籍者あるいは国外在住のトルコ共和国国籍者には、居住許可証や未成年子の受け入れ国への入国許可および現地での継続的な居住に許可が下りていること、または発給されるという証明書

申請の調査

第7条 (1) 養子縁組をするために申請を行った個人と夫婦は、第6条第1項に挙げられた書類を、申請日から遅くとも2ヶ月以内に揃えて提出する。この期間内に書類を提出しない申請は受理されない。書類の提出年月日と時刻は、社会調査と未成年子を送り出す順番の根拠となる。ただし、保護を要さない未成年子の養子縁組、あるいは既に父、母、未成年子の間に関係が構築されていたり、または親族関係がある場合は、この順番の根拠にとらわれない。

(2) 申請者は書類の提出以降、遅くとも6ヶ月以内に居住先において訪問を受け、自己に関する社会調査が開始される。申請が多い県支局ではこの期間は、更に6ヶ月延長される可能性がある。

(3) 調査においては決定するのに参考となるあらゆる書類が要求され、申請者や同

居者の性格、教育、文化的特性、経済力、健康状態、家族構成員同士や周囲との関係、未成年子に期待すること、養子縁組に対する見方、養育、教育、躾に対する態度、養子となる未成年子の特性、申請者または卑属の態度および考え方を、少なくとも5回の面接から結果を評価し、広範に渡る社会調査報告を作成する。

- (4) 社会調査の結果、養子縁組申請が適切であると見なされる者に、この状況を書面で通知する。

申請の却下、中断、手続の中止

第8条 (1) 養子縁組の希望者が本規定の第4条に挙げる要件を満たしていないと見なされた申請は、社会調査を行うことなく却下される。

- (2) 申請手続きに入っているファイルは正当な理由の提示があった場合、理由において必要される期間、手続きを中断する可能性がある。この期間の最後に改めて行う社会調査の結果、作成される報告書に応じてファイルを手続きに進める。

- (3) 第7条第2項で述べる期間内において、申請者に起因する理由で社会調査を開始できない場合、ファイルは手続きから外される。当事者が再申請した場合には、初回申請に関する規定を適用する。

- (4) 臨時養育協定により養家に送り出された未成年子が、書類に記載した自己あるいは未成年子における深刻な健康上の理由以外で戻された場合、次の養子縁組申請は却下される。

異議

第9条 (1) 養子縁組申請の却下、中断、あるいは手続の中止に関する手続きは、県支局が申請者に書面を以て通知する。

- (2) この手続に対し、通知日から15日以内に県支局において異議を申立てることができる。異議申立て委員会で審査の上、遅くとも1ヶ月以内に確定の決定を下し、決定は異議申立て者に書面を以て通知する。

順番で考慮される件

第10条(1) 未成年子の年齢、性別、健康状態、または兄弟姉妹と共に希望するという特殊事項は、順番の決定においても考慮される。

- (2) 養子となる未成年子に兄弟姉妹がいるならば、共に養子縁組ができるように心に留め、それが不可能な場合には、双方の居住先が近く、双方を会することができる個人あるいは夫婦のもとに送り出すように配慮する。兄弟姉妹と未成年子の両

方を共に養子とする者については、必ずしも順番にとられない。

未成年子の送り出し

第 11 条 (1) 臨時養育協定が交わされた後、養子となる未成年子は、少なくとも 1 年の間、養育と教育に適切と見なされる個人あるいは夫婦のもとに送り出される。

観察

- 第 12 条** (1) 養子縁組前に、第 11 条に適した形で送り出された未成年子は；養子とする個人あるいは夫婦の未成年子を教育する能力、家族関係、健康、未成年子との関係における進展と社会的経済的条件における変化側面からソーシャルワーカーによる観察を受け、観察の結果は 3 ヶ月毎に 報告書にまとめられる。
- (2) 養子とする者に卑属がいれば、報告書では、卑属の未成年子に対する態度や考え方も評価される。
- (3) 養子とする者の未成年子に対する態度は、協会により監督される。必要な場合は、カウンセリングや指導業務を行う。
- (4) 1 年間の観察期間終了時に、社会調査報告書も含む資料を 1 ヶ月以内に作成する。
- (5) 養子とする者は、臨時養育協定期間内に未成年子と共に国外に出国する際は事前に県支局に知らせる。この情報は、県支局中央部局に伝えられる。中央部局も、行き先国の中央部局と協力し、観察を続ける。

養子の受け入れ決定および未成年子の取り戻し

- 第 13 条** (1) 観察期間終了時に作成される社会調査報告書あるいは異議に基づき委員会が判断し、養子縁組申請が適切であると見なされた者に、その結果と養子縁組決定のために、裁判所に申請する必要がある旨を、県支局が書面を以て通知する。
- (2) 観察期間終了時に作成される社会調査報告書に基づき、養子縁組申請が適切でないと思なされた者の申請は却下される。却下の決定に対し、書面の通知日から 15 日以内に県支局内において異議を申し立てることができる。異議は委員会が審査し、遅くとも 1 ヶ月以内に確定の決定を下す。養子とする者が委員会から適切でないと思なされた場合には、未成年子は取り戻される。
- (3) 有効な理由がなく、書面の通知日から 2 ヶ月以内に養子受け入れ決定を下してもらおうように裁判所に請求しない場合には、県支局から、未成年子の取り戻し決定が下される。

- (4) 臨時養育協定期間内に、養親責任を果たさなかったことが社会調査報告書で特定された場合には、期間満了を待たずして未成年子を取り戻すことができる。

養子縁組手続の完了と戸籍登録

第 14 条 (1) 2006 年 4 月 25 日付第 5490 号住民管理業務法第 29 条の規定により、養子縁組決定は裁判所により 10 日以内に、現地の住民管理局に通知される。養子縁組の件は家族台帳に記録され、養子となる者の記録は、養子とする者の家族台帳に移される。

(2) 県支局は、身分事項共有システムあるいは住民管理局から取り寄せる住民の実態登録の写しを、養子縁組ファイルに加え、養子縁組手続の完了に関するファイルを遅くとも 1 ヶ月以内に協会に送付する。

第 3 部

国境を越える養子縁組に関する法規

国境を超える養子縁組

第 15 条 (1) 国境を超える養子縁組手続は、本規定に関する法規と 2004 年 4 月 5 日付および 2004 年第 7087 号閣議決定で承認された、未成年子の保護と国境を超える養子縁組における協力に関する協定の規定に、適切な形で実施される。

トルコ共和国を出身国とする国境を超える養子縁組のに適用方法と必要書類

第 16 条 (1) 国境を超える養子縁組は、未成年子がトルコにおいて養子縁組の機会を得られないために、また、国境を越える養子縁組が未成年子に高い有益性をもたらす点で可能である。

(2) 国境を超える養子縁組申請は、本規定の第 5 条に記載の方法により行われる。

(3) 中央部局から受け入れ国の中央部局に対し、養子とする個人あるいは夫婦に関する家族、健康履歴、社会的環境、養子縁組の理由と養親としての資格を有し妥当であること、国境を超える養子縁組を担う能力があること、また、養子となる未成年子に求める特性を記した社会調査報告書、そして書類ファイルの作成を要求する。

(4) 作成されたファイルにより調査を行い、その結果、受け入れ国家の中央部局が、申請者のもとに養子となる未成年子を送り出すことに不都合がないことを承認し

た場合、そのファイルは手続順番に入れられる。中央部局にファイルを提出した日が、未成年子を送り出す順番の基本となる。ただし、居所が国外にあるトルコ国籍者と、出生によりトルコ国籍者となったが内務省の許可を得て国籍を離脱した者、また養子となる未成年子と言語の共通性および近い文化をもつ個人や夫婦は、その順番において優先される。

(5) 国境を超える養子縁組申請におけるファイル作

成期間は、受け入れ国の規則に従うものとする。受け入れ国から否定的な通知があった場合には、ファイルは手続から外される。

(6) 中央部局から受け入れ国の中央部局に送付される未成年子に関するファイルには；身分証明書の写し、保護決定書の写し、未成年子が遺棄されたのであれば公安調書、トルコ民法第 309 条あるいは第 311 条に該当する関連の裁判所から下された判決の写し、健康状態に関する医師の診断書、社会調査報告書、国外への出国に関し保護または後見人の許可、未成年子の受け入れ国への入国、現地において 1 年間の居住権利を有すること、あるいは有することに関する証明書もしくは査証、未成年子の個人的需要の情報を含む書類と写真が入る。

(7) 中央部局は；未成年子の身分事項、養子受け入れの適切さ、本人と家族の履歴、社会的環境、本人と家族の健康履歴、未成年子の個人的要求に関する情報を含める報告書を作成する。作成される報告書では、特に未成年子の育成条件と国籍の状況、宗教、言語、文化的履歴を前提にし、国境を超える養子縁組が未成年子に高い有益性をもたらすことについて意見が述べられる。

(8) 未成年子の引き渡し前に、中央部局と受け入れ国の中央部局の間で、未成年子の養子縁組に関して合意が図られている必要がある。

(9) 養子とする個人および夫婦が未成年子を在住国に連れて行く時にに必要な書類が、受け入れ国の中央部局からトルコ所在の領事館に送付される。

送り出し手続、未成年子の引き渡しと観察

第 17 条 未成年子は、一年間の養育および教育のための臨時養育協定に署名した上で、中央部局の観察および監督のもと、養子とする個人あるいは夫婦に引き渡される。

(2) 未成年子の受け入れ国への送り出しは、養子とする者が同伴のうえ、安全で適切な条件のもとで実現される。

(3) 受け入れ国の中央部局から養子となる未成年子に対し、一年間の観察期間内につき、必要であれば健康や教育面での追跡調査に対してのみ権限を有する法的代表者の選任を要請することができる。

- (4) 観察期間内において個人あるいは夫婦は、中央部局と受け入れ国家の中央部局に知らせることなく居所を変更できず、承認なくして国外に出国できない。
- (5) 中央部局は、養子縁組のために未成年子を側に呼び寄せた個人あるいは夫婦と未成年子が受け入れ国の中央部局により定期的に観察されることを、また作成報告書の送付を請求する。

養子受け入れ手続が適切と見なされない場合

第 18 条 国境を超える養子縁組をする未成年子が、養親となる者のもとで継続して滞在することが、未成年子のために高い有益性を得ること繋がらず、適切でないと判断された場合、中央部局は受け入れ国の中央部局に対し、未成年子を養親になる者から取り戻し、先ずを以て臨時監護がなされることを要求する。受け入れ国の中央部局と協力しながら、未成年子を、本規定の第 16 条第 4 項により優先権がある個人あるいは夫婦のもとに遅滞なく改めて送り出すか、あるいは長期にわたる養育の機会を求め調査する。これが不可能な場合には、判断能力を有する未成年子の同意も得たうえで、国への安全な帰国が取り計らわれる。

トルコ共和国が受け入れ国となる国境を超える養子縁組の適用方法

- 第 19 条** (1) 居所が国外である未成年子を養子とする個人あるいは夫婦は、中央部局に送付してもらうために、所在の県支局に書面を以て申請を行う。
- (2) 養子縁組に関する手続きは、本規定に関する法規と、未成年子の保護及び国境を超える養子縁組への協力に関する協定の規定枠内で、中央部局と出身国の中央部局とが協力して完了する。

第 4 部

養子縁組における義務と養子縁組関係の取り消し

養子縁組決定が下された後の権利と義務

- 第 20 条**(1) 養子縁組決定が下された後、父母に属する権利と義務は養親に移行する。
- (2) 養子は養親の相続人となる。
- (3) 養子が未成年子であれば、養親の姓を称する。養親が望めば、未成年子に新しい姓を付けることができる。新しい姓を付ける時、判断能力を有する未成年子の

意見を聞く。

- (4) 夫婦が共に養子縁組を行った判断能力を有しない未成年子の住民個人登録には、父母の姓名として、養親夫婦の姓名が記載される。単独での養子縁組でも、同じ方法が適用される。
- (5) 養子縁組、遺産およびその他の権利が損なわれず、家族の絆を継続させるために、養子縁組が移されてきた家族台帳と養子に受け入れた者の家族台帳の間には、あらゆる縁が構築される。また養子縁組を確定した裁判所の決定は、双方の住民台帳を以て手続する。
- (6) 養子縁組に関する記録、書類および情報は、裁判所の決定がないかぎり、あるいは養子が望まないかぎり、一切発表されてはならない。養子が要請する場合には、その状況における養子の精神面への影響も推考し、協会が定める条件の枠内で、ソーシャルワーカーが公表する。

養子縁組前の養子とする者の死亡

第 21 条 養子縁組申請後における養子とする者の死亡、あるいは判断能力の喪失は、その他の条件がこの影響を受けず、および未成年子の高い有益性がこれを必要とする場合、養子縁組の妨げにはならない。この状況において、新条件のもとで未成年子の高い有益性が損なわれるか否かに関して、協会が作成する社会調査報告書やその他の書類から作成されたファイルが、関連の裁判所に提出する。未成年子が判断能力を有している場合には、本人と行う面接に関する報告書も裁判所に送付する。

養子となる者への提訴

第 22 条 家族および財産法に関連する件で、養子となる者が権利喪失に遭う理由となる訴訟が提起された場合、協会は未成年子の権利保護の面から必要なあらゆる法的援助を図る。

養子縁組関係の取り消し

第 22 条 トルコ民法第 317 条により、法的な事由がないのに同意を得ていない場合、その結果において未成年子の有益性がひどく損なわれないのであれば、同意を得る必要のある者は、裁判官に養子縁組関係の解消を請求できる。この請求が未成年子の有益性をひどく損なうか否かに関して、協会が作成する社会調査とその他の書類からなるファイルを関連の裁判所に送付する。未成年子が判断能力を有し

ている場合には、本人と行う面接に関する報告書も裁判所に送付する。

養子縁組における欠如

- 第 24 条** (1) トルコ民法第 318 条により、養子縁組の原則に関連していくつかの欠如のうちどれか一つでも不完全であれば、共和国検察官や全ての関係者は、養子縁組の取り消しを請求できる。
- (2) 欠如がこの間に取除かれた場合、あるいはその方法に関してだけであった場合において、縁組の取り消しが養子の有益性をひどく損なうのであれば、この方法は取らない。
- (3) 協会から特定された原則に関連する欠如のうちどれか一つでも不完全さを有する養子縁組について、作成されたファイルは、決定を下した裁判所の所在する県の共和国検察庁に送付される。

作成書類の形態および基準

- 第 25 条** (1) 未成年子未成年子の養子縁組における仲介活動の実施において必要となる臨時養育協定、送り出し、あるいは案件終了書式、その種の書類形態、基準、内容に関しては、法規に適切な形で協会が定める。

管理規定第 26 条 (1) 当規定の施行に関する事項は、管理規定にまとめる。

効力第 27 条 (1) トルコ民法第 320 条により作成し、国家評議会の調査を受けた本規定は、官報発行を以て施行とする。

施行第 28 条 本規定を内閣が施行する。

トルコ国籍法

法律第5901号

承認日：2009年5月29日

官報発行番号：27256号

官報発行日：2009年6月12日

第1章

目的、内容、定義、国籍管理業務の実施

目的

第1条

- (1) 本法の目的；トルコ国籍の取得および喪失に関する業務や手続の実施について手順や基本を定義する。

内容

第2条

- (1) 本法は、トルコ国籍の取得および喪失に関する基本調整や国籍管理業務の実施における手順を含む。

定義

第3条

- (1) 本法の適用において、以下を次の通り示す；
- ① 所轄管庁：内務省
 - ② 多重国籍：トルコ国籍と同時に多国籍を取得している者
 - ③ 総局：住民・国籍管理業務総局
 - ④ トルコ国民：トルコ共和国国家に国籍を以て繋がる者
 - ⑤ 外国人：トルコ共和国国家と国籍による繋がりが無い者

国籍管理業務の施行

第4条

- (1) トルコ国籍の取得および喪失に関する業務は国内では所轄管庁、国外においては外国の駐在員事務所が実施する。

第2章 トルコ国籍の取得

トルコ国籍取得の状態

第5条

- (1) トルコ国籍は、出生によりまたは後日に取得する。

出生により取得する国籍

第6条

- (1) 出生によるトルコ国籍取得は、血縁または出生地により自動的に取得となる。出生により取得する国籍は、出生時から効力を生ずる。

血縁

第7条

- (1) トルコ国内あるいは国外において、トルコ国民の父または母からの嫡出子はトルコ国民である。
- (2) トルコ国民の母と外国人の父による嫡出でない子はトルコ国民である。
- (3) トルコ国民の父と外国人の母による嫡出でない子は、血縁を確証する方法と根拠がある場合において、トルコ国籍を取得する。

出生地

第8条

- (1) トルコで生まれ、父と母が外国人であるために、出生からどの国の国籍をも取得できない子は出生以降トルコ国民である。
- (2) トルコで発見された棄児は、反証がなければトルコで生まれたものと見なす。

後日に取得する国籍

第9条

- (1) 後日によるトルコ国籍取得は、管轄当局の決定、養子縁組あるいは選択権の行使

により実現する。

管轄当局の決定によるトルコ国籍の取得

第10条

- (1) トルコ国籍取得を志望する外国人は、本法で掲げる要件を満たしている場合において、管轄当局の決定によりトルコ国籍を取得できる。ただし、要件を満たしていることが国籍取得に対し自己に絶対的な権利を保障するものではない。

申請要件

第11条

- (1) トルコ国籍の取得を志望する外国人は下記の要件を満たすこと；
- ① 自己の国民法により無国籍である場合は、トルコ法により成人であり判断能力を有していること
 - ② 申請日から遡及し継続して5年間はトルコに居住していること
 - ③ トルコでの定住決意をその行為により立証していること
 - ④ 公衆衛生上、危険となるような如何なる病気も有していないこと
 - ⑤ 道徳的人格者であること
 - ⑥ 十分にトルコ語を話せること
 - ⑦ トルコにおいて自己および扶養者への生計を保証できる収入または職業を有していること
 - ⑧ 国家安全保障および公共秩序の観点から妨害を形成するような立場に在していないこと
- (2) トルコ国籍取得を志望する外国人に、上記の要件と共に有している国籍からの離脱条件も求めることができる。この場合の施行に関連する基本事項の確定は内閣の権限による。

例外的状況によるトルコ国籍の取得

第12条

- (1) 所轄管庁の提案は内閣の決定を受け、国家安全保障および公共秩序の観点から妨害を形成するような立場に在していない条件のもと、下記に該当する外国人はトルコ国籍を取得できる。

- ① トルコに産業施設をもたらし、あるいは科学、技術、経済、社会、スポーツ、文学、芸術分野において特別な貢献を行うか、または貢献すると見込まれ、関係省により根拠ある届出と見なされる者。
- ② 帰化させることが止むを得ないと見なされる者。
- ③ 移民者として承認された者

居住要件を求められないトルコ国籍の再取得

第13条

- (1) 国家安全保障の観点から妨害を形成するような立場に在していないことを条件に、下記に該当する者はトルコにおける居住期間に注視されることなく、所轄管庁の決定を以てトルコ国籍を回復させることができる。
 - ① 離脱許可を受けることにより、トルコ国籍を喪失した者。
 - ② 父または母に従属しているためにトルコ国籍を喪失した者で、第21条に掲げる期間内に選択権を行使しなかった者。

居住要件に基づくトルコ国籍の再取得

第14条

- (1) 第29条によりトルコ国籍を剥奪された者は内閣の決定を以て、また第34条によりトルコ国籍を喪失した者は所轄管庁の決定を以て、国家安全保障の観点から妨害を形成するような立場に在しておらずトルコで3年間は居住する要件を満たすことによりトルコ国籍を回復することができる。

居住と期間の算定

第15条

- (1) 外国人における居住とは、トルコの法律に適応した形でトルコに住むことである。トルコ国籍取得請求をする外国人は、申請要件である居住期間内において合計6ヶ月を経過しない条件を以てトルコ国外で過ごすことができる。トルコ国外で過した期間は本法において居住期間内として評価する。

婚姻によるトルコ国籍の取得

第16条

- (1) トルコ国民との婚姻が、直接的にトルコ国籍をもたらせるわけではない。ただし、トルコ国民と少なくとも3年間の婚姻状態があり、かつ婚姻を継続してい

る外国人はトルコ国籍の取得を申請することができる。

申請者は下記の要件に該当すること；

- ① 家族との結束を以て生活していること
 - ② 婚姻生活において理解しあえない活動をしていないこと
 - ③ 国家安全保障および公共秩序の観点から妨害を形成するような立場に在していないこと
- (2) 申請後、トルコ国民である配偶者の死亡により婚姻が終了した場合は、第1項①の条件は求めない。
- (3) 婚姻によりトルコ国籍を取得した外国人が婚姻の無効宣告を受けた場合、婚姻に対し善意であるならばトルコ国籍を保持する。

養子縁組によるトルコ国籍の取得

第17条

- (1) トルコ国民により養子縁組された未成年者は、国家安全保障および公共秩序の観点から妨害を形成するような立場に在していないことを条件に、決定日以降トルコ国籍を取得できる。

帰化申請審理委員会

第18条

- (1) 第11条および第16条により、トルコ国籍取得を志望する外国人が申請のための要件を満たしているか否かの立証は、各県で構成される帰化申請審理委員会が行う。委員会の設立と基本業務は法規を以て定める。

管轄当局の決定によるトルコ国籍取得における手順と基本事項

第19条

- (1) 管轄当局の決定を以てトルコ国籍取得を志望する外国人で申請要件を満たしている者の名で市民ファイルを作成し、判断を下すために所轄官庁に送る。所轄官庁が実施する審理や実状調査結果により適格者は所轄官庁の決定を以てトルコ国籍を取得することができ、不適格者の要請は所轄官庁が拒否する。
- (2) 第12条により、トルコ国籍取得手続は所轄官庁が施行する。

管轄当局の決定によるトルコ国籍取得の効力と結果

第20条

- (1) トルコ国籍取得に関する決定は、決定日から効力を生ずる。
- (2) 管轄当局の決定によるトルコ国籍の取得は、配偶者の国籍に影響を及ぼさない。
父または母がトルコ国籍を取得した日に親権が自己に有すると見なされる子は、一方の配偶者が同意する場合においてトルコ国籍を取得する。同意されない場合は父または母の居所がある国の判決により手続きが行われる。トルコ国籍を共に取得した父母の子もトルコ国籍を取得する。
- (3) 父または母がトルコ国籍を取得した日に共に手続きを行わなかった子が、成年に達してからトルコ国籍を取得しようと申請する場合、権利は第11条の規定を準用する。

トルコ国籍の選択権と取得

第21条

- (1) 第27条により父または母に従属してトルコ国籍を喪失した子は、成人に達してから3年以内に選択権を行使することによりトルコ国籍を取得できる。

トルコ国籍の選択権、取得の効力と結果

第22条

- (1) 選択権によるトルコ国籍の取得は、この権利を行使する要件が確証され決定が下された日から効力を生ずる。
- (2) 選択権の行使によりトルコ国籍を取得する自己の配偶者および子については、第20条における規定を準用する。

第3章

トルコ国籍の喪失

トルコ国籍喪失の状態

第23条

- (1) トルコ国籍は、管轄当局の決定または選択権の行使により喪失できる。

管轄当局の決定による喪失手段

第24条

- (1) 管轄当局の決定を以てトルコ国籍の喪失、離脱、剥奪あるいは帰化の取消しにより実現する。

トルコ国籍からの離脱

第25条

- (1) トルコ国籍離脱許可を志望する者が下記の要件を満たしている場合、所轄官庁は離脱許可をまたは離脱証明書を交付する。
 - ① 成人であり判断能力を有すること。
 - ② 外国籍を取得あるいは取得することに説得力のある兆候が見られること。
 - ③ 如何なる犯罪あるいは兵役上の理由により捜索の該当者でないこと。
 - ④ 財政や刑罰から権利の制限を受けていないこと。

トルコ国籍からの離脱書類

第26条

- (1) 外国籍を取得する目的でトルコ国籍からの離脱許可を志望し要請が該当している
と見なされる者に、所轄官庁はトルコ国籍からの離脱許可証明書を；許可の結果
ま
たは外国籍の取得について以前から書面を以て証明している者にトルコ国籍から
の離脱証明書を交付する。
- (2) 離脱許可証明書は、決定日から2年間有効である。許可証明書を受けた者はこの
期間内に国内であれば居所の県庁に、国外であれば外国駐在事務所に外国籍を取
得したことに
関する情報と書類を提出しなければならない。期間内に外国籍が取
得されていなければ離脱証明書は無効となる。

トルコ国籍離脱の効力と結果

第27条

- (1) 署名の上、関係者への離脱書類提出を以てトルコ国籍を離脱できる。トルコ国籍
を喪失した者の住民家族台帳の登録は閉鎖され、喪失日以降は外国人手続の対象
となる。
- (2) 夫婦の一方が離脱許可を受けトルコ国籍を喪失しても、配偶者の国籍には影響を
及ぼさない。トルコ国籍を喪失した父または母の要請があり、且つ配偶者も同意
するならば、子も当事者と共にトルコ国籍を離脱する。同意を得られない場合は

裁決により手続きを行う。離脱許可が下されることによりトルコ国籍を共に喪失する父母の子もトルコ国籍を喪失する。

(3) 国籍の喪失が子が無国籍にする場合は、本条項の規定は適用しない。

離脱許可が下りることによりトルコ国籍喪失者に認められる権利

第28条

(1) 出生によりトルコ国籍者であっても、離脱許可が下りることによりトルコ国籍を喪失する者、また当事者と共に手続きをする子は；国家安全保障および公共秩序に
関する規定は留保させ、また兵役義務、選挙権、公職への従事、免税車輛または家
具の輸入権利を除き、社会保障関連で得ている権利を保持し、この権利の行使が
関
連法令規定の対象となる条件のもとトルコ国民に認可されている権利と同様に活
用を継続できる。

トルコ国籍の剥奪

第29条

(1) 公式機関により下記の行為をしたと確証される者は、トルコ人民省の申し出や内閣決定により剥奪される。

- ① トルコの国益に相反する外国の公務に在しており、国外では外国の駐在事務所を通じ、また国内では地方行政当局を通じ職務の放棄を通告したにも係らず、3ヶ月を切らない条件で与えられた適正な期間内に、その職務を自己の意思で放棄しない者。
- ② トルコと戦闘中にある国家の如何なる業務においても、内閣の許可なしに自己の欲求により任務を継続する者。
- ③ 許可を受けることなく外国国家の業務において志願兵を行う者。

トルコ国籍剥奪の効力と結果

第30条

- (1) トルコ国籍の剥奪は、内閣決定が官報で告示された日から効力を生ずる。
- (2) 剥奪決定は個人的なものであり、当事者の配偶者および子には影響を及ぼさない。

トルコ国籍の取消し

第31条

- (1) トルコ国籍の取得決定が；当事者の虚偽の陳述あるいは国籍取得への基盤を形成する重要な事柄を隠蔽した結果において生じたのであれば、決定を下した当局により取り消される。

取消し決定の効力と結果

第32条

- (1) 取消し決定は、決定日から効力を生ずる。取消し決定は当事者に従属するとしてトルコ国籍を取得した配偶者や子についても適用とする。

財産の清算

第33条

- (1) 国籍を取消された者については、1950年7月15日付第5683号法の「トルコにおける外国人の居住と旅行に関する法」の条令を準用する。これにより財産の清算を、必要と見なす場合は取消し決定において明らかにする。この者は、遅くとも1年内にトルコにある財産を清算しなければならない。さもなければ、これらの財産は国庫庁により売却される代金を公的出納システムに含まれる国立銀行の名義口座に預託する。
- (2) この者が取消し決定を不服として司法救済策に申し出る場合、財産の清算は訴訟決着まで延期するものとする。

トルコ国籍の選択権と喪失

第34条

- (1) 下記に該当する者は、成人に達した後3年以内にトルコ国籍から離脱することができる。
- ① 父または母との血縁を以て出生によりトルコ国民であり、且つ外国人である父または母の国籍を出生によりあるいは後日に取得した者
 - ② 父または母との血縁によりトルコ国民であり、かつ出生地により外国籍を取得した者
 - ③ 養子縁組によりトルコ国籍を取得した者
 - ④ 出生地によりトルコ国民であり、かつ後日に外国人である父または母の国籍

を取得した者

- ⑤ 何らかの方法でトルコ国籍を取得した父または母に従属してトルコ国籍を取得した者。

- (2) 上記の規定に基づき国籍を喪失する当事者が無国籍になる場合は、選択権を行使できない。

選択権とトルコ国籍喪失の効力と結果

第35条

- (1) 選択権によるトルコ国籍の喪失は、この権利を行使できる要件の有無が確認され
る決定日から効力を生ずる。
- (2) 選択権を行使しトルコ国籍から離脱する者の配偶者および子については、第27条の規定を準用する。

第4章 共通規定

トルコ国籍の立証

第36条

- (1) トルコ国籍の立証は、如何なる手続きも対象としない。
- (2) 下記の公式な登録および証明書は、反証があるまで当事者がトルコ国民である推定を構成する。
- ① 住民個人登録
 - ② 身分証明書
 - ③ 旅券または旅券に代わる書類
- (3) その者がトルコ国民で有るか否かについて決断がつかない場合には、この件を所轄官庁に諮問するものとする。

国籍手続の申請機関と手順

第37条

- (1) トルコ国籍の取得および喪失の申請は、国内ならば居所の県庁に、国外であれば外国の駐在員事務所に、当事者自らが、あるいはこの権利を行使する委任

状を以て行う。

情報と書類請求

第38条

- (1) 公的機関や組織は、帰化手続の審理や調査に関連する情報と書類を如何なる遅滞もなく発給するものとする。

重大な誤りの訂正

第39条

- (1) 本法により下された決定に重大な誤りがあると後日確認された場合、決定を下した当局が訂正あるいは変更の決定を行う。

帰化決定の撤回

第40条

- (1) トルコ国籍の取得あるいは喪失に関する決定は、法的要件の不成立、あるいは繰り返し交付されたことが後日に明らかになった場合には撤回される。

通達

第41条

- (1) トルコ国籍の取得および喪失に関する決定を、当事者や申請当局に通知する。第29条により下される剥奪決定は官報に掲載され、その日を以て通達されたと見なす。

第5章 雑則

北キプロストルコ共和国市民

第42条

- (1) トルコ国籍取得を申請する北キプロストルコ共和国市民は、トルコ国民になることを志望する旨を書面にて提出すればトルコ国籍を取得する。
- (2) 北キプロストルコ共和国国籍を後日取得した者について、第11条の規定を準用する。

第403号法によるトルコ国籍喪失者

第43条

- (1) 廃止されたトルコ国籍法第403号法第25条の①、⑤、⑥、⑦項によりトルコ国籍を喪失した者が申請を行う場合、国家安全保障の観点から妨害を形成するような立場に在していないという条件により、トルコに居住するための要件が求められることなく内閣決定を以て新たにトルコ国籍を取得できる。

多重国籍

第44条

- (1) 何らかの事由で外国国籍を取得している者がその状態に関する書類を提示し、実施された審理の結果、登録と同人物であることが立証される場合、住民家族台帳の登録に多重国籍者であるという但し書きを付ける。

帰化手続業務代金

第45条

- (1) トルコ国籍を後日に取得する手続業務代金は、所轄官庁および財務省が共に決定する。徴収される業務代金の合計は予算に収入として記録する。
- (2) 所得税法第193号法により収入のない者や当事者と共に手続を行う未成年子に対しては、第1項に示す手続代金を徴収しない。

法規

第46条

- (1) 本法の施行に関する手順と基本事項は、内閣が決定する法規を以て作成する。

効力から廃止された規定と権能

第47条

- (1) 1964年2月11日付けトルコ国籍法第403号、2006年4月24日付け住民管理業務法第5490号の第22条第2項における「県および郡」の一節は効力から除外する。
- (2) 別法において、1964年2月11日トルコ国籍法第403号法に対し行われた権能は本法に対し行われたものと見なす。

トルコ系外国人

暫定第1条

- (1) 第11条第1項②において示される居住期間に関し、トルコ系外国人のために2010年12月31日までは2年間適用するものとする。

現法規の適用

暫定第2条

- (1) 第46条に予見される法規は6か月以内に整備し発効する。この法規が効力を生ずるまで、本法に違反しない現規定の適用を以て継続するものとする。

効力

第48条

- (1) 本法は公布日を以て発効する。

施行

第49条

- (1) 本法の規定は内閣が施行するものとする。

トルコ国籍法改正法

法律第 4866 号

承認日：2003 年 6 月 4 日

官報発行日：2003 年 6 月 12 日

官報番号：25136

第 1 条 1964 年 2 月 11 日付けトルコ国籍法 403 号の第 5 条を下記の通り改める。

第 5 条 トルコ国民との婚姻を以て、それだけでトルコ国籍であるとは言えない。

ただし、トルコ国民との婚姻によりトルコ国籍取得を志望する外国人は、少なくとも 3 年間婚姻している者、事実婚者、かつ婚姻が継続中である場合において、国内では権限のある地方自治体に、国外であればトルコ領事館に書面を以て申請することができる。申請により内務省が行う審理や調査の結果により、要件を満たしていると思なされる者は、この状態の確証を以て決定日からトルコ国籍を取得する。

ただし、トルコ国民と婚姻した外国人が、婚姻することにより旧国籍を喪失しているならば、トルコ国籍を自動的に取得する。

婚姻によりトルコ国籍を取得した者が、婚姻の無効宣告を受けた場合、婚姻契約において誠実だった者であればトルコ国籍を保持する。

無効宣告を受けた嫡出子でない子は、父または母が誠実で無かったとしてもトルコ国籍を保持する。

この条項の施行に関する手順や基本事項は、内閣が提示する規定を以て決定する。

第 2 条 法律第 403 号の第 8 条を下記の通り改める。

第 8 条 本法に従いトルコ国籍を喪失した者は；第 19 条により外国人の男との婚姻や夫の国籍を選択することでトルコ国籍を喪失した者、第 13 条に示された期間を経過した女、第 20 条により許可を受けトルコ国籍から離脱した者は、内務省により第 25 条に基づき内閣決定を以てトルコ国籍を喪失した者であれば、内閣決定により居住要件を求められることなく新たに帰化することができる。

第 3 条 法律第 403 号の第 20 条を下記の通り改める。

第 20 条 トルコ国籍からの離脱許可は、下記の要件のもとに、内務省が交付する。

- ① 判断能力を有し成人に達していること
- ② 何らかの事由により外国籍を取得していること、または他の国籍を取得しようとしている納得しうる兆候があること
- ③ 何らかの犯罪事由を以て、捜索されている者でないこと
- ④ 財政や刑法上により権利の制限を受けていないこと

第 4 条 法律第 403 号の第 29 条に明記の「内閣から」の箇所を「内務省から」に改める。

第 5 条 法律第 403 号の第 32 条を下記の通り改める。

第 32 条 トルコ国籍から離脱した父の幼児は；

- ① 母が死亡した場合
- ② 母が外国人であること
- ③ 親権が父にあり、母の同意書があること

上記の状況において、父に従属してトルコ国籍を喪失する。ただし、母の同意が得られていない状態においては、裁判所の決定により手続きを行う。

トルコ国籍から離脱した母の幼児は；

- ① 父が死亡した場合
- ② 父が明らかでない場合
- ③ 父が外国人であること
- ④ 親権が母にあり、父の同意書があること

上記の状況において、母に従属してトルコ国籍を喪失する。ただし、父の同意が得られていない場合は、裁判所の決定により手続きを行う。

父または母に従属して国籍を喪失することに関し、子が 15 歳以上であれば、同意書に従ずる。

この条項の規定に従い、国籍を喪失した子が無国籍になる場合、子はトルコ人であることを保持する。

第 6 条 法律第 403 号第 42 条第 1 項に記された「第 5 条または第 19 条の」箇所を「第 19 条の」と改める。

第7条 本法は公布日に発効する。

第8条 本法規定を内閣が施行するものとする。

トルコ国籍法改正法

法律第 5203 号

承認日：2004 年 6 月 29 日

第 1 条 1964 年 2 月 11 日付けトルコ国籍法第 403 号の第 29 条を下記のように改める。

第 29 条 この法律に基づいてトルコ国籍を喪失した者は、喪失日から外国人手続の対象となる。ただし、出生によりトルコ国民であるが、内務省から国籍離脱許可を受けた者や国籍離脱証明書に登録された未成年子は；トルコ共和国の国家安全保障および公共秩序に関する規定は留保させ、また兵役義務、選挙権、公職への従事、免税車輛または家具の輸入権利を除き、社会保障関連で得ている権利を保持し、これらの権利の行使が関連法令規定の対象となる条件のもと、トルコ国民に認可されている権利と同様に活用を継続できる。法律の第 33 条と第 35 条の規定は留保される。

第 2 条 本法は、公布の日に発効する。

第 3 条 本法の規定を、内閣が施行するものとする。

トルコ国籍法施行規則

内閣決定日：2010年2月11日 第2010/139号
根拠となる法律の日付：2009年5月29日 第5901号
官報発行日：2010年4月6日 第27544号
公布された法典配列：5 巻：49 S：

第1部 総則

目的と内容

第1条

- (1) 本規定の目的；トルコ国籍の取得、喪失、立証、多重国籍の手続の実施において適用する手順や基本事項を決定し、適用における統一性を確立する。

根拠

第2条

- (1) 本規定は、2009年5月29日付けトルコ国籍法第5901号の第46条に基づき作成するものとする。

定義

第3条

- (1) 本規定の適用において、以下を次の通りに表す；
- ① 家族台帳：住民の実態登録を書面またはコンピューターネットワークを用いて保存した台帳
 - ② 所轄官庁：内務省
 - ③ 子：満18歳に達していない者
 - ④ 多重国籍：トルコ国民が同時に複数の国籍を有していること

- ⑤ 外国の駐在員事務所：外国に駐在するトルコ共和国の大使館、総領事館、または領事館
- ⑥ 成人：トルコ民法第 4721 号に基づき成人に達した者
- ⑦ 総局：住民・国籍管理業務総局
- ⑧ 移民：トルコ民族とトルコ文化に調和し、定住する目的を以て、単独または集団でトルコに移住し移民法第 5543 号により移民として承認された者
- ⑨ 行政区：登録した自己の家族台帳が属する地区や村
- ⑩ 居住：外国人が合法的な移住許可を以てトルコに在すること
- ⑪ 県支局：県住民・国籍管理業務局
- ⑫ 法律：トルコ国籍法第 5901 号
- ⑬ 委員会：帰化申請審理委員会
- ⑭ 機構：総局以外の公的機関や組織
- ⑮ ブルーカード：法令第 28 条の範囲内の者に交付するカード
- ⑯ 居所：当事者の居住場所
- ⑰ 住民個人登録：家族台帳に処理される個人実態に関する全情報
- ⑱ 住民個人登録の写し：家族台帳に処理される個人情報の要約を記する証明書
- ⑲ 住民管理局：郡住民管理局
- ⑳ 住民の実態：出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、認知、登録訂正、血縁訂正、行方不明のような個人状況登録簿における変更の実状
- ▮ 制度：中央住民管理システムあるいは身分事項共有システム
- ▮ トルコ共和国身分証明書番号：住民管理業務法第 5490 号により全てのトルコ国民に与えられる 11 桁からなる番号
- ▮ トルコ国民：トルコ共和国国家と国籍を以て繋がる者
- ▮ データー入力書式：住民の実態に関して情報をコンピューターネットワークに入力し、統計情報を得るために中央住民管理システムにより準備された書式
- ▮ 外国人：トルコ共和国国家と国籍の繋がりが無い者
- ▮ 外国人身分証明書番号：ある目的を以て、少なくとも 6 ヶ月間トルコに居住する外国人の登録を検索するために、コンピューターネットワークに入力される
11 桁の数字からなる番号
- ▮ 外国人台帳：ある目的を以て、少なくとも 6 ヶ月間トルコに居住するため、外国人居住許可証が交付された外国人について登録する台帳

国籍管理業務の施行

第4条

- (1) トルコ国籍取得、喪失、立証、多重国籍に関する手続は；国内において所轄官庁、国外においては外国の駐在員事務所が実施する。
- (2) 帰化手続の書式またはコンピューターネットワークでの実施は所轄官庁が権限を持つ。

第2章 トルコ国籍の取得

トルコ国籍取得方法

第5条

- (1) トルコ国籍は出生により、または後日による2つの方法で取得できる。

出生による国籍取得

第6条

- (1) 出生によるトルコ国籍取得とは、血縁あるいは出生地に基づき自動的に取得することである。

血縁に基づく国籍取得

第7条

- (1) 血縁に基づくトルコ国籍取得とは、トルコ国民である父または母との血縁の繋がりにより自動的に取得されるものである。通知を提出することにより出生からトルコ国籍を取得する。
- (2) トルコ国内または国外での婚姻生活において、トルコ国籍の母から生まれた子あるいは父とする子は、出生からトルコ国籍を取得する。
- (3) トルコ国内または国外での婚姻外において、トルコ国籍の母から生まれ外国人を父とする子は、出生からトルコ国籍を取得する。
- (4) トルコ国内または国外での婚姻外において、トルコ国籍の父と外国人の母から生まれた子は、国際特別法と手続法に関する法律第5718号の規定により、トルコ国民の父との血縁関係がある場合、出生からトルコ国籍を取得する。

18歳を満了以降に国外から行う出生に関わる通知

第8条

- (1) 国外で生活し且つ18歳を満了している場合で、出生に関わる通知により不明であった者を家族台帳へ登録するには、所轄管庁の審理結果により、父または母がトルコ国民であるためにトルコ国籍を取得しているという立証がある場合において可能である。

18歳を満了以降に国外から行う出生に関わる通知に対する申請と実施手続

第9条

- (1) トルコ国民の父または母に従属してトルコ国籍取得を主張する申請者の名で、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁へ送る：
 - ① 請願書
 - ② 申請当局のシステムから抽出するトルコ国民の父または母に関する住民個人登録の写し
 - ③ トルコ国籍の父または母のいずれかが、または2人が同時に外国籍になる場合において身元を立証できる文書
 - ④ 要請者が同時に外国籍を有する場合において身元を立証できる文書
 - ⑤ 配偶者有無の証明書および既婚者は婚姻証明書、離婚者は離婚証明書、未亡人は配偶者の死亡証明書
 - ⑥ 自己の父母、父母のいずれか一人がまたは2人とも死亡している場合、兄弟姉妹、兄弟姉妹がいなければ三親等などの親等を明らかにした申請当局に提出する陳述書
 - ⑦ 出生証明書
 - ⑧ 出生証明書に基づき作成する出生記録
- (2) 所轄官庁が必要と見なす場合、本条文の第1項に掲げる書類と共に、当事者の国籍立証の根拠となる他の書類も提示するように請求することができる。

18歳を満了以降に国外から行う出生に関わる通知に関する決定

第10条

- (1) 所轄管庁が実施する審理や実状調査結果を以て、トルコ人の母から生まれ、あるいはトルコ人を父とすることを立証できる者は、出生からトルコ国民であることを家族台帳に登録する。

- (2) トルコ人の母から生まれ、あるいはトルコ人を父とすることを立証するに足る情報や証明書がない場合には、所轄管庁は当事者のこの要請を拒否することができる。

出生地に基づく国籍の取得、申請と実施手続

第 11 条

- (1) トルコで生まれたが、父母が共に知れず、または無国籍、あるいは国内法により父母の事由を以て、どの国籍をも取得できない子は、出生からトルコ国籍を取得する。
- (2) 出生地に基づくトルコ国籍取得の申請において、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁へ送る：
- ① 請願書
 - ② 子がトルコで生まれたことを立証する出生証明書
 - ③ 出生証明書に基づき作成される出生記録
 - ④ 子が父母のためにどの国籍をも取得できないことを立証する文書
 - ⑤ 父母が無国籍である場合において確保可能ならば、その状況を立証する文書

出生地に基づく国籍取得の決定

第 12 条

- (1) 所轄管庁が実施する審理や実状調査結果において；第 11 条に掲げる要件を満たしていることが立証される子は、出生からトルコ国籍を取得し、居所に在する行政区の最後のコードを次のコードへ登記する。
- (2) 要件を満たしていない者の要請は、所轄管庁が拒否する。
- (3) トルコで発見された棄児は、2006 年 9 月 29 日付け第 2006/11080 号の内閣決定を以て発効される住民管理業務法の施行に関する規定の第 32 条により家族台帳に登記する。

後日に取得する国籍

第 13 条

- (1) トルコ国籍を後日取得するには、管轄当局の決定または養子縁組あるいは選択権を行使することにより可能となる。

管轄当局の決定による国籍取得

第 14 条

- (1) 管轄当局の決定を以て、下記の方法によりトルコ国籍を取得できる：
- ① トルコ国籍の一般的な取得
 - ② 特別措置によるトルコ国籍の取得
 - ③ トルコ国籍の再取得
 - ④ 婚姻によるトルコ国籍の取得

トルコ国籍の一般的な取得

第 15 条

- (1) トルコ国籍の取得を志望する外国人は、下記の要件を満たす場合に所轄管庁の決定を以てトルコ国籍を取得することができる：
- ① 自国の国内法により、または無国籍であるならばトルコ民法第 4721 号により成人かつ判断能力を有していること
 - ② 申請日から遡及して、トルコで 5 年間継続して居住していること
 - ③ トルコでの定住を決意すること；トルコで不動産を取得している、事業をおこす、投資をする、商売やビジネスセンターをトルコに移転させる、労働許可に従い職場で働く、これらに類似の行為を以て立証させている、トルコ国民と婚姻する、家族として申請する、以前トルコ国籍を取得した父・母・兄弟・兄弟姉妹または子を有している、あるいはトルコで教育課程を遂行する。
 - ④ 健康を脅かすような疾患がないこと
 - ⑤ 社会で共に生活するために必要な責任感を以て行動し善良な道徳心を有していること、行状が周囲に信頼を与えること、社会に受け入れられないような社会的価値に反する悪癖を有していないこと。
 - ⑥ 社会生活に適応できるレベルでトルコ語を話すことができること
 - ⑦ トルコにおいて、自己とその扶養者との生計を営むための収入または職業を有していること
 - ⑧ 国家安全保障と公共秩序の観点から妨害を形成するような状態に在していないこと

- (2) トルコ国籍取得を志望する外国人は、第1項の要件と共に、有している国籍あるいは多重国籍からの離脱も条件として求められる可能性がある。この場合の行使における基本事項の立証は内閣の権限にある。

トルコ国籍の一般的な取得における申請当局の受理と適用される基本事項

第16条

- (1) トルコ国籍の一般的な取得に関する申請当局は居所に在する県庁である。
- (2) トルコ国籍の取得を志望する外国人に関して申請当局は事前調査を行う；下記の者の申請は承認されず、この件は書面を以て当時者に知らせる。
- ① 自国の国内法により、また無国籍である場合、トルコ民法第4721号により、成人かつ判断能力を有しない者
 - ② 申請日から遡及して、トルコで5年間継続して居住していない者
 - ③ 合法的な居住許可を有せずに、または合法的であるがトルコでの定住意思を示さない者；避難あるいは亡命申請者、難民者、教育、観光、学童への同行、治療などの目的を以て居住していると見なされる者
 - ④ 如何なる犯罪であれ、裁判の継続または有罪の宣告を受けているあるいは拘禁されている者
 - ⑤ 第17条に掲げる書類を提示できない者

トルコ国籍の一般的な取得申請に必要な書類

第17条

- (1) トルコ国籍取得を志願し申請要件を満たす外国人の名において、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成する：
- ① 請願書
 - ② 自己がどこの国民であるかを示す旅券または類似の証明書、無国籍の場合には確保可能であればこれに関連する証明書
 - ③ 自己の身分情報を示す出生証明書または住民個人登録の写し、また既婚者であれば配偶者や子との家族関係を証拠づける住民個人登録の写しあるいは類似の証明書
 - ④ 配偶者の有無の証明書および既婚者は婚姻証明書、離婚者は離婚証明書、未亡人は配偶者の死亡証明書
 - ⑤ 一親等、二親等にトルコ国民がいれば、申請当局のシステムに登録されているその者の住民個人登録の写し

- ⑥ 保健省指定の手順や基本事項により、自己の健康を脅かすような疾患がないことを証する健康診断書
 - ⑦ トルコにおいて自己とその扶養者との生計を確保するための収入または職業を証する労働許可書、税務登録証明書、契約書あるいは類似の証明書
 - ⑧ 申請日から遡及して、トルコで5年間継続して居住していることを証する県治安局が発給する出入国日を示す証明書
 - ⑨ 申請日以降、帰化手続の結果が出るまでの十分な期間を有する居住許可証
 - ⑩ 如何なる犯罪理由であれ、確定された裁決があれば承認書の写し
 - ⑪ 自己の誕生日が不明であれば、確実な誕生日を知るために自己の国の管轄当局から発給される証明書、証明書を確保できない場合には住民管理業務法第5490号第39条を準用し手続が行われることを承認する署名付き通告書
 - ⑫ 管理業務のための料金が財政窓口に入されたことを示す領収書
- (2) ファイル作成が完了した外国人について、県治安局が調査を実施する。

トルコ国籍の一般的な取得に対し県治安局が実施する調査手順と基本事項

第18条

- (1) 県治安局はトルコ国籍取得を志望する外国人に関する下記の事項について確証を得た上で、入手した情報を調査報告書に記載する。
- ① 国家治安保障や公共秩序の観点からトルコ国籍を取得することに妨害を形成する状態に在しているか否か
 - ② 善良な道徳性を有しているか否か
 - ③ トルコにいつ来たのか、何の目的を有する居住許可証が発給されたか、申請日から遡及してどのくらいの期間にわたり我国で居住しているのか、その期間内に出国したか否か、出国したならばその日付と期間
- (2) 調査を完了した外国人のファイルは、県支局に返却する。県支局はファイルを委員会に送る。

トルコ国籍の一般的な取得に対し委員会が行う手続と適用される基本事項

第19条

- (1) トルコ国籍の取得を志望する外国人の；
- ① 申請要件を有しているか否か
 - ② 家系状態

- ③ トルコ語を話す能力
- ④ どのように生計を営んでいるか
- ⑤ トルコの社会生活に順応性を有しているか否か

上記事項の立証のために、委員会は面接を行う。面接により得た確信を帰化面接用紙に明確に記載する。委員会は特に第 17 条に掲げる書類がファイルに有るか否かを確認する。

- (2) 外国人の家系状態；トルコ文化に馴染む慣習や習慣を持ち合わせている地域であるか、また父方あるいは母方の家系が；トルコ家系であるか、外国人家系であるか、または家系不確証かを特定する。
- (3) 医者が診断書で証明する場合において、聾啞者の面接は手話通訳者を介して、または読み書きが可能なら筆談で行う。
- (4) 委員会が行う審理や実状調査結果において、要件を満たしていると思なされる外国人のファイルを処分決定のために県支局から所轄管庁に送る。
- (5) 委員会は実施した審理や実状調査結果を以て、要件を満たしていないと思なされる外国人のファイルは所轄管庁に送らない。また県支局は当事者に通知を行う。

特別措置によるトルコ国籍の取得における申請に必要な書類と手続

第 20 条

- (1) 法令第 12 条に該当する外国人は、特別措置によりトルコ国籍を取得できる。
- (2) トルコ国籍を特別措置により取得することを志望する外国人に関して、所轄管庁の書面による指示に従い、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成する：
 - ① 請願書
 - ② 自己がどこの国民であることを示す旅券または類似の証明書、無国籍の場合は確保可能であればこれに関連する文書
 - ③ 配偶者の有無の証明書および既婚者は婚姻証明書、離婚者は離婚証明書、未亡人であれば配偶者の死亡証明書
 - ④ 自己の身分情報を示す出生証明書または住民個人登録、また既婚者ならば配偶者や子との家族関係を証拠づける住民個人登録の写しあるいは類似の証明書
 - ⑤ 一親等、二親等にトルコ国民がいれば、申請当局のシステムに登録されているその者の住民個人登録の写し

- ⑥ 自己の誕生日が不明ならば、確実な誕生日を知るために自己の国の管轄当局が発給する証明書、証明書を確保できない場合には住民管理業務法第 5490 号第 39 条を準用し手続きが行われることを承認する署名付き通告書
 - ⑦ 管理業務のための料金が財政窓口に入納されたことを示す領収書
- (3) 完了したファイルは処分決定のために所轄管庁に送る。
- (4) 法令の第 12 条第 1 項(2)により帰化できる者の申請は、必要と見なされる場合に所轄管庁が受理し、第 2 項に掲げる書類からファイルを作成する。

移民手続

第 21 条

- (1) 移民法第 5543 号により移民者として承認される者の市民ファイルは県公共事業局が作成し、所轄管庁に送る。所轄管庁はトルコ国籍を取得する目的を以て送られた外国人のファイルを審理し、自己のトルコ国籍取得のために内閣に提案する。内閣決定を以てトルコ国籍を取得することができる。
- (2) 移民としてトルコ国籍を取得できない外国人の配偶者や子のために第 37 条の規定を準用する。

トルコ国籍の回復

第 22 条

- (1) 法令の第 13 条と第 43 条に該当する者は、国家安全保障の観点から妨害を形成する立場に在していないことを要件にトルコにおいて居住要件を求められることなく、トルコ国籍を回復できる。
- (2) 法令第 14 条に該当する者は、国家安全保障の観点から妨害を形成する立場に在しておらず、トルコで 3 年間居住する条件を以てトルコ国籍を回復できる。

トルコ国籍回復申請に必要な書類と手続

第 23 条

- (1) トルコ国籍の回復を志望する者の名において、申請当局は、下記に掲げる書類からファイルを作成し所轄管庁に送る：
- ① 請願書
 - ② 申請当局のシステムから抽出される住民個人登録の写し

- ③ 自己がどこの国民であるかを示す旅券または類似の証明書、無国籍の場合は確保可能であればこれに関連する証明書
- ④ 配偶者の有無の証明書
- ⑤ 自己がトルコ国籍を喪失した後に、配偶者有無に関して変更が生じていればそれに関する証明書
- ⑥ 既婚者であれば配偶者や子との家族関係を示す戸籍の写しあるいは類似の証明書
- ⑦ トルコ国籍を喪失した後に、自己の身分情報に変更があれば、それを示す証明書
- ⑧ 法令の第 14 条に従い、トルコ国籍の回復を志望する者が申請日から遡及してトルコで継続して 3 年間居住したことに関し、県治安局が発給する出入国日を示す証明書、および申請日から先行して帰化手続を終了させるのに足りる十分な期間を有する居住許可証
- ⑨ 手続業務のための料金が財政窓口に入納されたことを示す領収書

登録外の事項

第 24 条

- (1) 如何なる事由であれトルコ国籍を喪失し、地域登録に記載されていない者がトルコ国籍を回復する場合；自己がトルコ国籍を喪失した日に登録した行政区に、また
存在するならばその者の父母や兄弟姉妹の登録コードに、家族がいなければその
行政区の最終コードを次のコードへ登記させ住民変動の処理を行う。
- (2) トルコ国籍離脱許可を受けた父または母から離脱許可以前に生まれ家族台帳に登録されていなかった子を、父または母の閉鎖済の登録コード上に登記する。所轄管庁は登記手続き後に子の離脱許可関連手続を行うために情報を確保する。所轄管庁は父母に従属するとして離脱許可手続を行い登録は閉鎖済状態となる。

婚姻によるトルコ国籍の取得と申請当局の受理により適用される基本事項

第 25 条

- (1) 法令第 16 条の要件を満たす者は、婚姻によるトルコ国籍取得を申請することができる。

(2) 申請する外国人に関して申請当局は実状調査を行う。実状調査の結果において外国人の；下記事項が明らかな場合は申請を承認せず、この件は通知を以て関係者に知らせる。

- ① トルコ国民と 3 年来、婚姻していない場合
- ② 婚姻が離婚または申請日以前に死亡などの事由により終了している場合
- ③ 如何なる犯罪であれ裁判が継続されまたは有罪判決を受けあるいは拘禁されている場合
- ④ 第 26 条に掲げる書類を提示できない場合

(3) トルコ国籍取得を望む外国人の配偶者が、後日トルコ国籍を取得した場合、婚姻の経過期間の算定はトルコ国籍の取得日に基づく。

婚姻によるトルコ国籍の取得申請に必要な書類

第 26 条

(1) トルコ国籍を取得するために申請をしている外国人の名において、申請当局は以下に掲げる書類からファイルを作成する：

- ① 請願書
- ② 申請当局のシステムから抽出される住民個人登録の写し
- ③ 自己がどこの国民であることを示す旅券または類似の証明書、無国籍の場合には確保可能であればこれに関連する文書
- ④ 自己の身分情報を示す出生証明書または住民個人登録の写し
- ⑤ 居所がトルコであれば、最後に登録された日付のある居住許可書
- ⑥ 如何なる犯罪事由であれ確定された裁決があれば承認書の写し
- ⑦ 自己の誕生日が不明であれば、確実な誕生日を知るために自己の国の管轄当局が発給する証明書、証明書を確保できない場合には住民管理業務法第 5490 号第 39 条を準用し手続きが行われることを承認する署名付き通告書
- ⑧ 手続業務のための料金が財政窓口に納入されたことを示す領収書

婚姻によるトルコ国籍取得に関する国内申請の手続と適用される基本事項

第 27 条

(1) 婚姻によるトルコ国籍取得を志望し、申請の要件を満たしていると見なされる外国人の名において、第 26 条に掲げる書類からファイルを作成し、県治安局がその外国人の調査を行う。

婚姻によるトルコ国籍の取得に対し県治安局が実施する調査手順と基本事項 第 28 条

- (1) 県治安局は、婚姻によりトルコ国籍の取得を志望する外国人に関し；
 - ① 家族生活を営んだか否か
 - ② 婚姻生活に不適切な売春を行い、また売春の仲介をするなどの行為が有るか否か
 - ③ トルコ国籍取得において国家治安保障や公共秩序の観点から妨害を形成する状態に在するか否か上記事項の実状調査結果により肯定あるいは否定の確信を調査用紙に明確に記入する。調査用紙には捜査記録も付け加える。
- (2) 調査が終了した外国人ファイルを県支局に返却する。ファイルは必要があれば審理や実状調査を行うために県支局から委員会に送る。

婚姻によるトルコ国籍の取得について委員会が実施する手続と基本事項 第 29 条

- (1) 委員会は、トルコ国籍取得を志望する外国人や配偶者を、個々にそして共に面接し、婚姻が真実であるか、あるいはトルコ国籍取得を目的にする婚姻であるか否かの
実状調査を行う。
- (2) 面接結果により得た確信を、婚姻によるトルコ国籍取得に関する面接用紙に記入する。県支局は処分決定のためにファイルを所轄管庁に送る。

国外からの婚姻によるトルコ国籍取得の申請に対し実施される手続と基本事項 第 30 条

- (1) トルコ国籍取得を志望し、申請のための要件を満たす外国人の名において、第 26 条に掲げる書類からファイルを作成する。
- (2) 領事館手続として、責任者の副領事または更に上位の権限者は、外国人と配偶者を個々にそして共に、婚姻が真実であるかあるいはトルコ国籍取得を目的にする婚姻であるか否かの立証のために面接を行う。
- (3) 面接結果を以て肯定あるいは否定の確信を、婚姻によるトルコ国籍取得に関する面接用紙に明確に記入する。

- (4) 外国人が在している国家の法律が許可している場合において、前科登録を請求し、外国人のトルコ人配偶者との婚姻登録が公的機関に有るか否か実状調査を行い、得た情報や書類をファイルに追加し、処分決定のために所轄管庁に送る。

婚姻取消しにおける善意の保護

第 31 条

- (1) 婚姻によりトルコ国籍を取得した者が婚姻の無効宣告を受けた場合、トルコ国籍を喪失する。ただし、婚姻によりトルコ国籍を取得した外国人は、所轄管庁が行う審理の結果、婚姻が善意によるものであると立証されれば、トルコ国籍を保持する。
- (2) 無効宣告を受けた嫡出でない子は、父や母が婚姻において善意で有るか否かに関わらずトルコ国籍を保持する。

養子縁組によるトルコ国籍の取得

第 32 条

- (1) トルコ国民の養子となり、申請日において成人に達していない外国人は；国家安全保障や公共秩序の観点から妨害を形成するような状態に在していないことを条件に、トルコ国籍を取得することができる。
- (2) 養子になった者は、トルコ国籍を取得した後に養親との縁組関係が何らかの事由で終了しても、トルコ国籍を保持する。
- (3) トルコ国民との養子縁組により、申請日において成人に達している外国人については第 15 条の規定を準用する。

養子縁組によるトルコ国籍の取得における申請と実施手続

第 33 条

- (1) 養子縁組によるトルコ国籍取得のために申請する外国人の名において、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁に送る：
- ① 養親の意思を明らかにした請願書
 - ② 出生証明書
 - ③ 出生証明書に基づき、作成された出生記録
 - ④ 自己がどこの国民であることを示す旅券、あるいは類似の証明書、無国籍ならば確保可能な状態での関連文書
 - ⑤ 養親に関する申請当局のシステムから抽出される住民個人登録の写し

- ⑥ 手続業務のための料金が財政窓口に入納されたことを示す領収書

選択権によるトルコ国籍の取得における申請と実施手続

第 34 条

- (1) 父または母に従属するものとして意思に関係なくトルコ国籍を喪失し、成人に達してから 3 年以内にトルコ国籍取得のために書面を以て通知する者は、選択権を行使しトルコ国籍を取得することができる。
- (2) 選択権を行使してトルコ国籍取得を志望する者で、要件を満たしていると思われる者の名において、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁に送る：
 - ① 請願書
 - ② 申請当局のシステムから抽出され、自己の閉鎖済登録を示す住民個人登録の写し
 - ③ 自己がどこの国民で在るかを示す旅券または類似の証明書、無国籍の場合は確保可能であればこれに関連する文書
 - ④ 配偶者の有無の証明書
 - ⑤ 自己がトルコ国籍を喪失した後に生じた配偶者の有無の変更に関する証明書
 - ⑥ 既婚者であれば配偶者や子との家族の繋がりを証拠づける住民個人登録の写しあるいは類似の証明書
 - ⑦ トルコ国籍を喪失した後に、自己の身分情報に変更があればそれを示す証明書
 - ⑧ 手続業務のための料金が財政窓口に入納されたことを示す領収書

後日に於けるトルコ国籍の取得に関する手続や決定を行う管轄当局

第 35 条

- (1) 後日に於けるトルコ国籍取得に関して、申請当局は作成するファイルを所轄管庁に送り、ファイル上での審理結果において、不足情報や書類があればそれを完成させる。
- (2) 法令第 11 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条により外国人がトルコ国籍を取得することにおいて、国家安全保障や公共秩序の観点から妨害を形成するような状態に在しているか否かを立証するために、国家情報機関事務局と治安総局の保管文書調査を行う。

- (3) 法令第 13 条、第 14 条、第 43 条によりトルコ国籍の回復を望む者が、国家安全保障の観点から妨害を形成するような状態に在しているか否かを立証するために、治安総局の保管文書調査を行う。
- (4) 国家情報機関事務局と治安総局は、外国人が国家安全保障や公共秩序の観点から妨害を形成するような状態に在しているか否かを立証し、実状調査結果を明白に報告する。
- (5) 法令第 11 条、第 16 条、第 17 条によりトルコ国籍取得を志望する者の内、要件を満たしている者は所轄管庁の決定を以てトルコ国籍を取得することができる。
- (6) 法令第 12 条によりトルコ国籍取得を志望する者の内、要件を満たしている者は所轄管庁の提案や内閣決定を以てトルコ国籍を取得することができる。
- (7) 法令第 13 条によりトルコ国籍の回復を志望する者と、法令第 34 条によりトルコ国籍を喪失し第 14 条によりトルコ国籍の回復を志望する者の内、要件を満たしている者は所轄管庁の決定を以てトルコ国籍を回復させることができる。
- (8) 法令第 29 条によりトルコ国籍を剥奪され、第 14 条によりトルコ国籍の回復を志望する者と法令第 43 条によりトルコ国籍の回復を志望する者の内、要件を満たす者は所轄管庁の提案と内閣決定を以てトルコ国籍を回復させることができる。
- (9) 法令第 21 条により選択権を行使することによりトルコ国籍取得を志望する者の内、行われる調査結果において要件を満たしている者は内閣決定と共にトルコ国籍を取得する。
- (10) 法令第 42 条によりトルコ国籍取得を志望する北キプロストルコ共和国国民の内、行われる審理の結果において要件を満たしている者は内閣決定を以てトルコ国籍を取得する。
- (11) 後日に於けるトルコ国籍取得を志望する者の内、要件を満たしていない者の要請は所轄管庁が拒否する。
- (12) 後日にトルコ国籍を取得した者に関し外国人台帳に登録があれば、相互に関連させながら、ここの登録は閉鎖済状態となる。

後日に於けるトルコ国籍取得の効力と結果

第 36 条

- (1) 後日に於けるトルコ国籍取得は、管轄当局が決定を下した日から効力を発する。
- (2) トルコ国籍を取得した者の配偶者や子のためには第 37 条の規定を準用する。

後日に於けるトルコ国籍取得による配偶者や子に対する結果

第 37 条

- (1) 後日に於けるトルコ国籍取得は、配偶者の国籍には影響を及ぼさない。
- (2) トルコ国籍を共に取得する父母の子は、父母に従属するとしてトルコ国籍を取得する。
- (3) 婚姻生活において、父または母のいずれかがトルコ国籍を取得する場合、またはトルコ国民でない配偶者が同意する場合、子は父または母に従属してトルコ国籍を取得する。
- (4) トルコ国籍を取得した父または母が親権を有している場合において子は、トルコ国民でない配偶者の同意を以て、父または母に従属してトルコ国籍取得の日にトルコ国籍を取得する。
- (5) 同意を得られない場合は、父または母の居所である国の裁決により手続きを行う。
- (6) 父または母のいずれかが死亡した場合、子はトルコ国籍を取得した父または母に従属してトルコ国籍を取得する。
- (7) トルコ国籍を取得している母の嫡出でない子は、母に従属してトルコ国籍を取得する。
- (8) トルコ国籍を取得するために申請する父または母の子は、父または母と共に手続きをすることが基本である。父または母がトルコ国籍を取得した日に、当事者と共に手続きを行わなかった子が青年に達した後トルコ国籍の取得を申請する場合、その権利において第 15 条の規定を準用する。

父または母に従属して行うトルコ国籍の取得申請に必要な書類

第 38 条

- (1) トルコ国籍取得を申請する父または母に従属して手続きを行う子に関し、以下に掲げる書類からファイルを作成する：
 - ① 子が嫡出子であり、父または母に従属して手続きを行う場合；
 - 1) 出生証明書
 - 2) 出生証明書に基づき作成された出生記録書
 - 3) 父または母の同意書
 - 4) 父と母の婚姻証
 - ② 子が離婚により最終を迎える婚姻時期の嫡出子であり、父または母に従属して手続きを行う場合；
 - 1) 出生証明書

- 2) 出生証明書に基づき作成された出生記録書
 - 3) 親権決定書
 - 4) もう一方の配偶者の同意書
- ③ 死亡を以て最終を迎える婚姻時期の嫡出子が、父または母に従属して手続きを行う場合；
- 1) 出生証明書
 - 2) 出生証明書に基づき作成された出生記録書
 - 3) 父または母の婚姻証明書
 - 4) 父または母の死亡証明書
- ④ 嫡出でない子が、母に従事して手続きを行う場合；
- 1) 出生証明書
 - 2) 出生証明書に基づき作成された出生記録書
 - 3) 子の出生日に母が独身であったことを証する配偶者の有無の文書
- ⑤ 嫡出でない子が、父に従事して手続きを行う場合；
- 1) 出生証明書
 - 2) 出生証明書に基づき作成された出生記録書
 - 3) 子と父の血縁関係についての証明書
 - 4) 母の同意書
 - 5) 親権決定書
- (2) トルコ国籍の回復を志望する父または母に従属して手続きを行い、家族台帳に登録されている子の出生証明書と出生記録は請求しない。
- (3) 父または母は、トルコ国籍を取得した子の出生記録に父氏名と母氏名を住民個人登録に従って記載する。父または母は、子にトルコ名を付することができる。この場合において出生記録にはトルコ名を記載する。

申請書類を確保できない場合

第 39 条

- (1) トルコ国籍取得申請を行う外国人が無国籍であること、または外国人が有している国籍の国家当局からこの法規が請求する書類を受理することができない、あるいは
- は当局が請求する書類を作成できない場合は、この状況を所轄官庁に報告し、その
- 指示により手続きを行う。

- (2) 所轄管庁から確保できない証明書は請求しないという指示が出された場合、当事者から関連証明書または書類にあるべき必要な情報を含む書面通知を受ける。虚実申告あるいは国籍取得への基盤を形成する要素が隠蔽された結果、トルコ国籍を取得したことが後日に立証された場合には、帰化の決定を取り消す。

第3章 トルコ国籍の喪失

トルコ国籍喪失の状態

第40条

- (1) トルコ国籍は、管轄当局の決定を以て、または選択権を行使することにより喪失させることができる。

管轄当局の決定による国籍の喪失

第41条

- (1) 管轄当局の決定を以て、以下の場合にトルコ国籍を喪失することができる：
- ① 許可を受けることによりトルコ国籍から離脱
 - ② トルコ国籍の剥奪
 - ③ トルコ国籍取得決定の取消し

許可によるトルコ国籍からの離脱とその申請に必要な書類

第42条

- (1) トルコ国籍からの離脱許可を志望する者や法令第25条における要件を満たす者のために、申請当局は下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁に送る：
- ① 請願書
 - ② 申請当局のシステムから抽出される住民個人登録の写し
 - ③ 自己が外国籍を取得したならば、それに関する証明書、また、まだ取得していないならば志望する国籍を取得できるであろうという承認済の仮証書の写し

- (2) 外国籍を取得したことを示す証明書または外国の駐在員事務所が承認する仮証書の写しを以て、あるいは申請が所轄管庁に移行されたという文書を以て；誰に属するものなのか、主要点、有効期限、作成当局などの文書を含んだ情報が明らかにされている場合であれば、特に翻訳は求めない。
- (3) 父または母に従属して手続きを行った子が、父または母が取得したあるいは取得しようとする外国籍を取得できないであろうと見なされた場合において、申請当局はこの事案の申請が所轄管庁に移行されることを書面にて必ず知らせる。
- (4) 離脱許可を受けることによりトルコ国籍を喪失する父または母に従属して手続をする子のために、一方の配偶者の同意書が承諾されない場合があれば裁決を請求する。

トルコ国籍からの離脱許可に関する手続や決定を行う管轄当局

第 43 条

- (1) 所轄管庁が行う審理結果において、トルコ国籍からの離脱許可を志望する者に関し作成したファイルに不足があれば書類を完了させる。
- (2) トルコ国籍からの離脱を志望する者に関して、治安総局、密輸情報作戦・情報収集局省、および国防省から保管文書調査を請求する。行われた実状調査の結果は所轄管庁に報告する。
- (3) 要件を満たしていると思なされる者に所轄管庁の決定を以て、トルコ国籍からの離脱許可を与える。要件を満たしていない者の要請は所轄管庁が拒否する。

トルコ国籍離脱許可書とトルコ国籍離脱証明書

第 44 条

- (1) トルコ国籍からの離脱許可が下りた者の内、まだ外国籍を取得していない者に対し、所轄管庁はトルコ国籍からの離脱許可書とトルコ国籍からの離脱証明書を共に作成し申請当局に送る。
- (2) トルコ国籍からの離脱許可が下りた者の内、外国籍を取得したことが証される者に対して、所轄管庁はトルコ国籍からの離脱証明書だけを作成し申請当局に送る。

トルコ国籍離脱許可とトルコ国籍離脱証明書の交付

第 45 条

- (1) 申請当局は、外国籍を取得した者にトルコ国籍離脱証明書を交付する。
- (2) 申請当局は先ず、外国籍を取得した者にトルコ国籍離脱許可書を交付する。トルコ国籍離脱証明書は、当事者が外国籍を取得したことを文書で証明するまでファイルに保管する。外国籍を取得した証明書が提示される時に、トルコ国籍離脱証明書を当事者に交付する。

離脱許可と離脱書類の有効期間

第 46 条

- (1) トルコ国籍離脱許可と離脱証明書は、決定日から 2 年間有効である。
- (2) 種々の事由により決定日から 2 年以内に当事者に交付されない離脱許可や離脱証明書は、決定や書類の取消しのために申請当局は所轄官庁に返送する。
- (3) トルコ国籍からの離脱許可を受けた者が法令における要件の一つを満たしていないことが申請当局により立証される場合、離脱許可や離脱証明書を交付しない。自己に下された決定や書類の取消しのために所轄官庁に返送する。

離脱許可の結果

第 47 条

- (1) トルコ国籍離脱許可と離脱証明書を受ける者は、離脱書への署名と共に、交付を受けた日からトルコ国籍を喪失し外国人処理の対象となる。

離脱証明書を交付する当局が行う手続

第 48 条

- (1) 申請当局は；離脱証明書によりトルコ国籍を喪失した者と、共に
手続きを行った子の家族台帳の登録を閉鎖済にするために書式を作成し、当事者の
の
手続先である住民登録局に送る。

住民登録局が行う手続

第 49 条

- (1) 申請当局は作成し送付した書式に基づき、トルコ国籍喪失手続を自己の家族台帳で処理し登録を閉鎖済状態にする。手続きを行う住民登録局は基になる書類の写し、コンピューターネットワークから受ける出力情報、および追加があればそれを添えて個人台帳に、ふたつ目の写し謄本は保管文書に入れるために

総局に送り個人台帳に追加せずに添付する。

(2) トルコ国籍離脱許可が下りた者の家族台帳の登録は、総局でも閉鎖済状態となる。

トルコ国籍喪失者の配偶者および子に関する結果

第 50 条

- (1) 離脱許可によるトルコ国籍の喪失は、配偶者の国籍に影響を及ぼさない。
- (2) トルコ国籍を共に喪失する父母の子もトルコ国籍を喪失する。
- (3) 父か母の何れかがトルコ国籍を喪失する場合、トルコ国籍を喪失する自己の要請により、また一方の配偶者も同意すれば、子は父また母に従属してトルコ国籍を喪失する。同意されない場合は、裁決により手続きを行う。
- (4) 父または母の何れかが死亡した場合、子はトルコ国籍を喪失する父または母に従属してトルコ国籍を喪失する。
- (5) 父または母の何れかが外国人である場合、子はトルコ国籍を喪失した父または母に従属してトルコ国籍を喪失する。
- (6) トルコ国籍を喪失する母の嫡出でない子は、母に従属してトルコ国籍を喪失する。
- (7) トルコ国籍の喪失が子を無国籍にする場合、この条項の判定は適用しない。

トルコ国籍離脱許可決定の取消しおよび訂正

第 51 条

- (1) トルコ国籍離脱許可と離脱書類が交付される前に、申請当局は当事者の住民個人登録をシステム上で調べ、離脱許可や離脱書類に記載されている身分情報とシステム上にある身分情報を照合する。その照合の結果：
 - ① 婚姻、離婚、養子縁組、婚姻破棄、婚姻無効、あるいは登録訂正などの結果において自己の住民個人登録における変更が明らかになる場合、書類は交付されず必要な訂正を行うために所轄管庁に返却する。
 - ② 決定において自己の身元に関連する書類に事実誤認があると見なされた場合、書類に必要な訂正を行うために所管庁に返却する。
 - ③ 当事者の死亡あるいはトルコ国籍離脱の要請を断念した場合、書類を取消すために所管庁に返却する。

離脱許可を受けることによりトルコ国籍喪失者に認可される権利

第 52 条

- (1) 出生と共にトルコ国民であっても、離脱許可を受けることによりトルコ国籍を喪

失する者、また当事者と共に手続きをする子は；国家安全保障と公共秩序に関する規定は留保し、トルコ国民への認可と同様に権利の行使を継続できる。ただしこの状態にいる当事者の兵役義務、選挙権、公職への従事、また免税車輛あるいは家具の輸入権利はない。この当事者が社会保障関連で得ている権利は留保され、この権利の行使は関連法令における規定の対象となる。

- (2) この当事者のトルコでの居住、旅行、労働、投資、商業活動、遺産、動産と不動産取得、そして譲与のような事柄に関する手続きは、関係機関と組織によりトルコ国民に適用される規則の範囲内で実施する。

ブルーカードの作成

第 53 条

- (1) 出生と共にトルコ国民であるが、離脱許可を受けることによりトルコ国籍を喪失する者が要請をする場合、第 52 条に掲げる権利を行使できることを表すブルーカードを作成し交付する。
- (2) ブルーカードは国外において外国の駐在員事務所、国内においては県支局が作成する。必要と見なされる場合には、総局でもブルーカードを作成する。
- (3) ブルーカードを受け取るために：請願書、写真 2 枚、外国籍であることを示す身分証明書または旅券を以て申請当局に申請する。
- (4) ブルーカードは；身分証明書、旅券または身分証としては使用することはできず、機関から事務業務を受ける時に外国人身分証明書と共に提示する。
- (5) 所轄管庁は、ブルーカードの内容・形・規模と効力・変更と有効期限の決定、模造・改ざん・偽造に対する防止対策、印刷技術、交付システム、喪失と変更の際の手續を立証する責任がある。
- (6) 出生と共にトルコ国民であるが離脱許可を受けることによりトルコ国籍を喪失し住民個人登録にこの過程が説明されている者は、第 52 条で認可されている権利を行使するにあたり、住民個人登録の写しあるいはシステムから抽出される証明書があれば十分である。

ブルーカードの作成において適用される基本事項

第 54 条

- (1) 出生と共にトルコ国籍を取得しているが離脱許可を受けトルコ国籍を喪失した者や自己と共に手続きをした子について、閉鎖済住民個人登録に基づきブルーカード

を作成する。

- (2) ブルーカードの作成において、トルコ国籍喪失後の身分情報に生じる変更は考慮されない。
- (3) 子の名で作成されるブルーカードは、要請がある場合において写真を付することができる。
- (4) ブルーカードに付する写真について、住民管理業務法の適用に関する規定第 131 条に掲げる基本を考慮に入れる。
- (5) ブルーカードを作成し当事者に交付後、カード情報はコンピューターネットワークあるいは書面で保管する。
- (6) ブルーカードの紛失または使用不可の状態になった場合、管轄当局がカードを更新する。
- (7) ブルーカードの作成において不決断事項がある場合には、所轄管庁の見解を求める。

ブルーカードの消滅

第 55 条

- (1) ブルーカードの消滅は、作成した管轄当局が行う。
- (2) ブルーカードの所有者がトルコ国籍を回復させる場合、住民個人登録を作成し交付する当局がブルーカードを返戻させ消滅させる。
- (3) 返戻され、または或る機関に置き忘れられ、あるいは市民により発見され住民登録局に引渡されたブルーカードの系列や番号はコンピューターネットワークまたは書面を以て消滅記録として登録する。この出力を構成する消滅委員会が署名を行う。

トルコ国籍の剥奪、決定、登記

第 56 条

- (1) 公式機関により立証され、職権を以て所轄管庁が行う審理や実状調査の結果から、法令第 29 条に掲げる行為を有すると見なされる者のトルコ国籍を所轄管庁の提案や内閣決定を以て剥奪することができる。
- (2) 剥奪決定は個人的なことであり、当事者の配偶者や子には影響を及ぼさない。
- (3) トルコ国籍を剥奪された自己の名で通告書式を作成し、この書式に基づき住民個人登録に必要な説明を加え閉鎖する。
- (4) 手続の結果、下された決定を関係機関に報告する。

- (5) トルコ国籍剥奪は、内閣決定が官報に告示される日から、効力を発する。

トルコ国籍取得決定の取消し

第 57 条

- (1) 当事者の虚実申告または国籍取得の基盤を形成する要素が隠蔽された結果、国籍を取得したことが後日に立証された場合には、決定した当局がトルコ国籍取得決定を取消す。
- (2) この条項の第 1 項に掲げる事項が何らかの方法で知らされた場合、所轄管庁は当事者について実状調査と捜査を行い、または行わせる。捜査結果においてトルコ国籍の取得の基盤を形成する事項が隠蔽されており、あるいは虚実申告が証拠づけられた場合、決定を下した当局はトルコ国籍取得の決定を取消す。

トルコ国籍取得決定の取消しによる効力と結果

第 58 条

- (1) 取消し決定は当事者に従属してトルコ国籍を取得した配偶者や子に関しても効力を発する。取消し決定は、決定日から有効である。トルコ国籍の取得日から取得決定が取消される日まで、トルコ国民として行った手続に関しては取消し決定を適用させない。
- (2) 取消し決定は、トルコ国籍を取得した自己のトルコ国籍取得後に生まれた子や婚姻によりトルコ国籍を取得した配偶者には影響を及ぼさない。
- (3) 国籍を取消された者の財産清算については法令第 33 条を準用する。

トルコ国籍の選択権と喪失

第 59 条

- (1) 以下に掲げる事由を以てトルコ国籍を取得し、成人に達して以降 3 年以内にトルコ国籍から離脱する目的で書面届書を提出する者はトルコ国籍から離脱することができる：
- ① 父または母による血縁事由により出生からトルコ国民であり、外国人の父または母の国籍を出生と共にあるいは後日取得した者
 - ② 父または母による血縁事由によりトルコ国民である者で、出生地により外国籍を取得した者
 - ③ 養子縁組によりトルコ国籍を取得した者

- ④ 出生地によりトルコ国民であり、後日に外国人の父または母の国籍を取得した者
 - ⑤ 後日にトルコ国籍を取得した父または母に従属してトルコ国籍を取得した者。
- (2) トルコ国籍の喪失が当事者を無国籍とさせるなら選択権を行使することはできない。

トルコ国籍の選択権および喪失における申請と手続

第 60 条

- (1) 申請当局は、選択権を行使しトルコ国籍喪失を志望する者が第 59 条の要件を満たしているか否かを立証する。要件を満たしている者の名において下記に掲げる書類からファイルを作成し、処分決定のために所轄管庁に送る：
- ① 請願書
 - ② 当事者が取得した国籍を示す証明書
 - ③ 申請当局のシステムから抽出された住民個人登録の写し

トルコ国籍の選択権と喪失における決定

第 61 条

- (1) 所轄管庁が行う審理の結果、要件を満たしている自己は所轄管庁決定を以てトルコ国籍を喪失する。
- (2) トルコ国籍を喪失する自己の家族台帳に必要な説明を加え、閉鎖済状態にする。
- (3) 要件を満たさない者の要請は所轄管庁が拒否する。
- (4) 選択権によるトルコ国籍の喪失は、この権利を行使できる要件の有無立証に関して所轄管庁が決定を下した日から効力を発する。
- (5) 選択権を行使しトルコ国籍を喪失する自己の配偶者には影響は及ばず、子に関しては第 50 条を準用する。

第 4 章 共通判定

トルコ国籍の立証

第 62 条

- (1) トルコ国籍の立証は如何なる形式にも従属しない。
- (2) 以下の公式な登録や書類は、反証が挙げられるまで当事者がトルコ国民であることの推定を形成する：
 - ① 住民個人登録
 - ② 身分証明書と国際家族登録証明書
 - ③ 旅券または旅券の代わりになる有効な証明書

帰化の論議

第 63 条

- (1) ある者についてトルコ国民で有るか否かを決断しかねる場合、この件は所轄管庁に諮問する。所轄管庁は当事者がトルコ国民で有るか否かを関連規則と国際条約の範囲において審理し、結果を関係当局に報告する。
- (2) 父または母との関係からトルコ国民であることを主張する自己は、主張を証拠づけるあらゆる情報と書類を提示することができる。自己は医療報告書に基づき、裁判所からの宣言的判決も提示することができる。何らかの証明書を提示することができない、または提示する書類を以て主張する父または母との間に関係が見いだせないない状況においては要請を拒否する。

帰化手続における申請機関と手順

第 64 条

- (1) トルコ国籍の取得、喪失、立証、そして多重国籍に関し申請する者は国内においては居所に在する県庁に、国外ならば外国の駐在員事務所に、自らがまたはこの権利の行使に関する特別委任状を以て行う。郵送による申請は承認しない。
- (2) 未成年者、または判断能力が欠乏していると見なされる者の国籍に関連する申請は、保護者あるいは後見人が行う。
- (3) 国内における多重国籍登録への通知は、直接に居所に在する住民登録局でも行うことができる。
- (4) 複数の国籍を有し且つトルコ国籍取得申請をしている者の手続は、所轄管庁が行う実状調査結果を以て、より密接な状態にあり立証できる国籍に基づき行う。
- (5) 帰化に関する申請や手続において、トルコ国民はトルコ共和国の身分証明書番号、外国人は外国人身分証明番号に基づき行う。

- (6) 帰化手続における申請日は、自己の請願書が申請当局により書類登録される日に基づく。

重大な誤りの訂正

第 65 条

- (1) トルコ国籍の取得または喪失に関する訂正、あるいは完了決定は、決定を下す当局が行う。
- (2) トルコ国籍の取得または喪失に関して、下された決定における個人情報に基づき適正に記載されておらず、あるいは不足があることが後日明らかになった場合、訂正決定を受けて誤情報を正し不足情報を補う。
- (3) トルコ国籍の取得または喪失に関し、適正な準拠となる住民個人登録に対し、裁判所の決定を無くして如何なる訂正手続きも行うことはできない。

帰化決定の撤回

第 66 条

- (1) トルコ国籍の取得または喪失に関する決定が合法的要件を満たさず、または繰り返しあるいは間違いにより下されたことが後日に明らかになった場合、決定を下し
た当局が撤回する。撤回された決定は、最初の決定日から無効となる。

外国当局により発給される公文書類の確認手続き

第 67 条

- (1) 外国当局により発給される公式文書の確認手続きは、住民管理業務法の施行に関する規定の第 167 条により行われる。
- (2) トルコ国籍取得を志望する外国人は、申請時に提示する外国当局から発給された免状や旅券などの書類に関するトルコ語翻訳文と公証人の承認を有する必要がある。
- (3) 必要と見なされる場合、居住許可証への適合性の確認は県支局でも行うことができる。

同意

第 68 条

- (1) トルコ国籍取得または喪失申請を行う父または母に従属して手続きを行う子に関する同意は、公証人出席のもとで行う。ただし、申請当局において手続きを行う職員のもとでも同意を受けることができる。
- (2) 権限のある外国人当局のもとで作成された同意書は、第 67 条の規定により処理される。

帰化申請審理委員会

第 69 条

- (1) トルコ国籍取得を志望する外国人の申請のために要件を満たしているか否かの立証は、近日に構成される委員会が行う。
- (2) 委員会は、所轄管庁において県知事または権限を与えられる副知事、県支局、県治安局、県憲兵隊司令本部、県国民教育局、県社会福祉事業局から少なくとも支部長レベルで権限が与えられた代表者により構成される。委員長が必要と見なす場合、見解を諮問するために別の組織体の代表者を委員会に招くことができる。

委員会業務の手順および基本事項

第 70 条

- (1) 委員会の事務局業務は県支局が行う。
- (2) 委員会は、委員長が不在の場合には召集できず、全委員数の少なくとも三分の二の出席を必要とし、決議参加者の過半数票を以て成立する。投票が同数である場合、委員長側の見解を承認する。決議に参加しない代表者は、その理由を書面にて明らかにする。
- (3) 委員会は、協議事項がある場合に遅くとも 15 日以内に召集される。委員会召集日は委員長の業務調整を以て決める。
- (4) 委員会は、トルコ国籍の取得を志望する外国人が申請要件を満たしているか否かについて審理し確信を以て決定する。

外国人居住および居住期間の算定

第 71 条

- (1) トルコ国籍取得を志望する外国人のために居住期間の有効性や算定は、以下に掲げる基本事項に基づき手続きを行う：
 - ① 外国人がどの位の期間トルコに居住したかを県治安局により発給された居住許可書やトルコ出入国日を示す証明書を以て決定する。

- ② トルコ国籍取得を志望する外国人は、求められる居住期間内において合計 6 ヶ月を経過しない条件でトルコ国外に在することができる。トルコ国外に於いて過ごす合計 6 ヶ月を経過しない期間は予見される期間内として評価する。
- ③ 外国人が居住期間内において合計 6 ヶ月以上トルコ国外で過ごし、あるいは有効な居住許可が無く、または居住許可を受けずに 6 ヶ月以上トルコに在することは居住期間を中断するとし、その日以前の居住期間は考慮に入れない。
- ④ 合法的な居住許可が無くまたは合法的ではあるがトルコにおける居留意図を示さない者；避難あるいは亡命申請者、難民者、教育、観光、学童への同行、治療などの目的で交付された居住許可書を以て、あるいは外交や領事館優遇により免除が保障される外国ミッション要員の身分証によるトルコでの居住は、トルコ国籍取得における有効な居住として承認しない。
- ⑤ トルコ国籍を取得することにおいて、承認されない居住事由を以てトルコに在する自己が後日有効と見なされる事由を以て居住する場合、以前の居住期間も算定に入れる。観光目的の居住許可でトルコに在する者に対してはこの規定を適用しない。

実状調査、捜査、および有効期間

第 72 条

- (1) トルコ国籍の取得を志望する外国人に関して居所に在する治安機関は捜査を行い、国家情報機関事務局と治安総局は保管文書調査を行う。委員会により必要と見なされる場合、公務員の仲介により捜査を行わせることができる。
- (2) トルコ国籍取得を志望する外国人に関し、第 28 条における居所に在する治安機関により行われる捜査結果において、婚姻がトルコ国籍を取得する目的により行われたか否かについて肯定あるいは否定の確信ができない場合、トルコ人配偶者の近親者による証言をも受けることを試み、確信が得られるまで周期的に捜査手続きを継続する。
- (3) 治安捜査と保管文書調査の方法は関係機関と共に所轄管庁が決定する。
- (4) トルコ国籍の取得または喪失を志望する自己に対して行う実状調査や捜査は 1 年間有効であるが、必要と見なされる場合、この期間の経過を待つことなく新たに実状調査や捜査を行うことができる。

- (5) 関係機関が行った実状調査結果において、憲法により定められた国家秩序を崩壊させる活動に在すること、この活動に在する者と協力しあるいはこれらを物質的に支援すること、トルコ共和国の国と国民の不可分一体に対して国内または国外に於いてテロ対策法第 3713 号に定められる犯罪に関連する活動に在すること、反乱、スパイ活動、反逆罪に加わること、武器や麻薬密輸、誘拐、人身売買を行うこと、あるいはこれらに関連する組織内に在することが立証される者、および過失犯罪を除き執行延期、時効、判決の遅延、科料処罰、または赦免も含め、6 ヶ月以上懲役を受けた者はトルコ国籍を取得できない。

帰化ファイルの作成において申請機関により適用される基本事項

第 73 条

- (1) 申請者の名において請求される書類から原本と写しを一部ずつ準備し、2 つのファイルを作成する。ファイルの原本は書類リストに基づき所轄管庁に送り、ふたつ目のファイル写しは申請当局で保管する。
- (2) 所轄管庁の下した決定が当事者に通知された後、申請当局は保管されている申請者に関する書類を関連規則により消滅させる。
- (3) 申請者の要請が拒否された場合、所轄管庁に保持されるファイルは無効となり、関係規則により手続きを行う。同じ自己が新たに申請する場合、申請当局は適正な形で新しい申請ファイルを作成する。

姓名の登記

第 74 条

- (1) トルコ国籍を取得する目的で申請する外国人は、トルコ姓名を称することができる。ただし、自己の姓名を保存することを望む場合、自己の姓名はトルコ文字の承
認と適用に関する法に基づき、トルコ文字を用いて書き、家族台帳に登録する。
称
する名は 2 つにならない条件で省略せずに書くものとする。
- (2) 姓を付けるにあたり、姓規則に掲げられる基本事項を考慮する。姓は一単語で記
するものとする。姓と名において線、ハイフン、点のような記号は使用できない。

同等証明書

第 75 条

- (1) トルコ国籍を後日に取得した者がトルコ姓名を選択する場合、旧姓名は住民個人登録において処理する。
- (2) トルコ国籍を後日に取得した者の要請に応じ；住民個人登録に基づき旧姓名を明示する同等証明書は総局あるいは住民登録局が作成する。
- (3) トルコ国籍を取得した者の旧姓名が住民個人登録にない場合；あれば総局にある自己のファイルの書類に基づき、トルコ国籍取得以前の姓名を住民個人登録に確実に処理し、これに基づき総局または住民登録局が同等証明書を作成する。
- (4) ファイルにある書類が十分でない場合、現旅券が出生記録のような自己のトルコ国籍取得以前の姓名を示す証明書となり、ファイルの書類と照合の結果、同一人物であることが確信できる場合において、トルコ国籍取得以前の姓名を住民個人登録に確実に処理し、これに基づき総局または住民登録局が同等証明書を作成する。
- (5) 申請者の同等証明書のために必要な証明書が総局にあるファイルに見当たらない、または自己が提示する証明書とファイルにある情報を照合の結果、同一人物であることが確信できない場合、要請を拒否する。

書式

第 76 条

- (1) 総局は、帰化手続で使用する書式の準備、必要な訂正、公布、また公布せずに取り消すことに対し権限を持つ。

第 5 章 雑則

北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得申請に必要な書類および手続

第 77 条

- (1) 法令第 42 条に掲げる要件を満たしトルコ国籍取得を志望する者また共に手続きを行う子の名において、以下にあげる書類からファイルを作成し所轄管庁に送る：
 - ① 請願書

- ② 北キプロス共和国国籍を出生と共に取得していることを示す管轄当局が交付する証明書
- ③ 配偶者有無の証明書、既婚であれば婚姻証明書を、離婚していれば離婚証明書を、未亡人であれば配偶者の死亡証明書
- ④ 既婚であれば配偶者の証明書、未成年子の身分証明書、また家系を証明する文書
- ⑤ トルコ国民の一親等または二親等が在れば、その者に関する申請当局のシステムから抽出する住民個人登録の写し

北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得申請者における決定および登記

第 78 条

- (1) 所轄管庁が行う審理結果において、要件を満たしていると思なされる北キプロストルコ共和国国民である自己は、所轄管庁の決定を以てトルコ国籍を取得する。
- (2) 要件を満たさない自己の要請は所管庁が拒否する。
- (3) 北キプロストルコ共和国国籍を後日に取得した外国人については、一般規定を準用する。

北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得による効力および結果

第 79 条

- (1) 北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得は所轄管庁の決定日から、効力を発する。
- (2) トルコ国籍を取得した自己の配偶者や子に関しては、第 37 条にある規定を準用する。

多重国籍

第 80 条

- (1) 何らかの事由を以て複数の外国籍を取得し書面を以て通達を行うトルコ国民に関する審理において、家族台帳の身分情報と提示される外国籍身分証明書の情報を照合の結果、同人物であることが確定される場合において住民個人登録に多重国籍所有者であることについての但し書きを行う。

多重国籍に関する通達

第 81 条

- (1) 何らかの事由を以て複数の外国籍を取得した者の内、成年に達している者あるいは未成年者であれば保護者または後見人が、国内であれば居所に在する住民登録局に、国外であれば外国の駐在員事務所に書面を以て通達する。
- (2) 通達時において、身分証明書またはその写し、他国籍の取得日を示す証明書、身分情報を含む証明書を提示することが必須である。

外国の駐在員事務所への多重国籍に関する通達

第 82 条

- (1) 外国の駐在員事務所に行われた多重国籍に関する請願書による通達に対し；当事者の登録に多重国籍に関する必要な但し書きを付するために、自己についての請願書と書類を直接、登録先の住民登録局に送る。

多重国籍に関する通達において住民登録局が行う手続と適用される基本事項

第 83 条

- (1) 何らかの事由を以て外国籍を取得し、請願書を以て住民登録局あるいは外国の駐在員事務所へ通達するトルコ国民の多重国籍手続は住民登録局が実施する。
- (2) 通達により住民登録局は、住民個人登録に記載されている姓名、生年月日、性別の情報を以て当事者が所有者であることを、他の国籍を明示する証明書の身分情報と照合する。
- (3) 行われた照合結果において身分情報が適合する場合、関係データ入力書式を整備し、住民個人登録に必要な但し書きを作成する。多重国籍の通達書式に別台帳から番号が付され、基づく書類と共に保管される。
- (4) 身分情報が異なる場合、この者の要請を拒否する。
- (5) 外国籍取得の際に外国人姓名を選択したことを証する管轄当局が発給した証明書が提示される場合、多重国籍手続が行われる自己の住民個人登録に、称する外国人姓名を付する。
- (6) 多重国籍を有していることを通達しないトルコ国民が別の国籍を以て手続した住民実態事項は住民個人登録に付さないものとする。

多重国籍説明の無効

第 84 条

- (1) 多重国籍を有するトルコ国民が、有している別の国籍を何らかの事由で喪失した

場合；成人に達している自己または未成年者であれば保護者あるいは後見人が、国内であれば居所に在する住民登録局に、国外であれば外国の駐在員事務所へ書面を以て通達する。

- (2) 通達の際には、自己の身分証明書またはその写しを以て、別の国籍を喪失した日を示す身分情報を含む証明書を提示しなければならない。
- (3) 必要な手続きを行うために、駐在員事務所への通達者の請願書と共に書類を直接、当事者の家族台帳が登録してある住民登録局に送る。
- (4) 行われた照合結果において身分情報が適合する場合、関係データ入力書式を作成し、多重国籍が無効になることについて必要な説明を行う。
- (5) 身分情報が異なる場合、この者の要請を拒否する。

帰化手続において多重国籍を有する者の身分情報が異なる場合

第 85 条

- (1) 多重国籍を有する者が帰化手続のために提示する外国籍を示す身分証明書の情報と家族台帳の身分情報が異なる場合、帰化手続を行わない。異なる身分情報を有する自己が同一人物である場合、トルコ裁判所が下した宣言的判決を提示すれば要請を新たに評価するものとする。

通達

第 86 条

- (1) トルコ国籍取得、喪失に関する決定は申請当局を介して当事者に通達する。
- (2) 剥奪決定は官報を以て告示し、告示日において当事者に通達されたと見なす。

施行により除外される規則

第 87 条

- (1) 2004 年 5 月 4 日付け 2004/7275 号の内閣決定を以て発効されたトルコ国民との婚姻事由によるトルコ国籍取得と北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得に関する規定は廃止とする。

参照

第 88 条

- (1) 別の規則において 1964 年 7 月 1 日付け官報第 11742 号にて公布された廃止の 1964 年 2 月 11 日付け第 403 号トルコ国籍法の施行規則と、廃止のトルコ国民との婚姻

事由によるトルコ国籍取得と、北キプロストルコ共和国国民のトルコ国籍取得に関する規則に行われた参照は本規則に行われたものと見なす。

効力

第 89 条

- (1) 本規則は公布日を以て発効する。

施行

第 90 条

- (1) 本規定を内閣が施行するものとする。



TC Tokyo BüyükelçiliĐi, Konsolosluk Őubesi

国外で出生した子を住民登録するための手続きをお願いします。
Yurt dıŐında dünyaya gelen çocuumun nüfusa tescili için gereĐini arzederim.

子の名 : ÇOCUGUN:	
性別 Cinsiyeti	<input type="checkbox"/> 男 Erkek <input type="checkbox"/> 女 Kız
出生地 (県郡町) DoğduĐu yer (İlçe, şehir, eyalet)	
誕生日、時間 DoğduĐu tarih, saat	
付けられた名前 Konulan ad	
日本登録名 Japon kayıtlarındaki adı	
宗教 Dini	
母の名 Anne adı	
父の名 Baba adı	
申請に来た母または父の : BAŐVURUDA BULUNAN ANNE VEYA BABANIN:	
関係 YakınlıĐı	<input type="checkbox"/> 母 Anne <input type="checkbox"/> 父 Baba
名 Adı	
姓 Soyadı	
住所 Adresi	
メールアドレス e-Posta Adresi	
自宅の電話番号 Ev telefonu	
職場の電話番号 İş telefonu	
携帯電話番号 Cep telefonu	
日付 Günün tarihi (gg.aa.yyyy)	
署名 İmza	

- 追加 : 1. 身分証明書のコピー
2. _____円 (翻訳認証+身分証明書価格+遅延価格)
3. 市役所から発給された出生登録証明書 (出生届)
4. 住所を記載し書留用の切手が貼られた A4 サイズの返信用封筒

- Ekler:** 1.Nüfus cüzdanı fotokopisi
2..... Japon Yeni (Tercüme tasdiki + nüfus cüzdanı bedeli + gecikme halinde ceza bedeli)
3.Belediyeden alınan doğum kayıt belgesi (shuse todoke)
4.Üzerine adresiniz yazılı ve kakitome pulu yapıŐtırılmıŐ A4 ölçülerinde boş zarf



T.C.Tokyo BüyükelçiliĐi, Konsolosluk Őubesi

私は下記の身分の者と近日婚姻することを望んでいます。私の独身証明書の発給をお願いします。
Ben aŐaĐıda açık kimliĐi kayıtlı kiŐi ile yakın bir gelecekte evlenmek istiyorum. Tarafıma bekar olduĐumu kanıtlayan bir belge verilmesini rica ederim.

氏名 Adı Soyadı	
日本の住所、電話番号 Japonya'daki adresi, telefon numarası	
署名 İmzası	

女 KADIN		男 ERKEK	
氏名 Adı Soyadı:		Adı Soyadı:	
出生地/生年月日 DoĐum yeri /tarihi:		DoĐum yeri / tarihi:	
母の氏名 Anne adı		Anne adı	
父の氏名 Baba adı		Baba adı	
居住地住所、電話番号 İkamet adresi, telefon numarası		İkamet adresi, telefon numarası	
婚歴の有無 はい いいえ Daha önce evlendiniz mi? <input type="checkbox"/> EVET <input type="checkbox"/> HAYIR (はいの場合、確定した離婚決定承諾書コピーを添え提出すること) (EVET ise, boşanmış kişiler için kesinleşmiş boşanma kararının onaylı örneĐi ek olarak beyan edilmelidir.)		Daha önce evlendiniz mi? <input type="checkbox"/> EVET <input type="checkbox"/> HAYIR (EVET ise, boşanmış kişiler için kesinleşmiş boşanma kararının onaylı örneĐi ek olarak beyan edilmelidir.)	
国籍 Milliyeti		Milliyeti	
宗教 Dini		Dini	
職業 MesleĐi		MesleĐi	

追加：・住民個人登録の写し（遡及し3か月以内に発給されていること）

- ・身分証明書コピー
- ・パスポート手続がされたページのコピー
- ・婚姻予定者のパスポートあるいは出生証明書のコピー
- ・手数料_____円(現金)
- ・住所が記載され、切手が貼られた返信封筒

Ekler: -Nüfus kayıt örneĐinin aslı (en fazla üç ay önce alınmış olması gerekmektedir)

-Nüfus cüzanı fotokopisi

-Pasaportun işlem görmüş sayfalarının fotokopisi

-Evlenilecek kişinin pasaportu veya doğum belgesinin fotokopisi

- Yen işlem harcı (nakit)

-Adres yazılı ve pul yapıştırılmış zarf

離婚申請様式 Boşanma başvuru formu

- 情報 Bilgileriniz

- 姓名 İsim * 名 İsim 姓 Soyisim

- 住所 Adres*

 通り Cadde / Sokak 町 Şehir 県 Eyalet 千番号 Posta kodu 国 Ülke

- 電話 Telefon*

 0

- 携帯 Cep*

 0

- メールアドレス E-posta*

- I. 女 Kadın

女性に関する情報 Bayan Hakkında Bilgiler

- 姓名 İsim* 名 İsim 姓 Soyisim

- 住所 Adres*

 通り Cadde / Sokak 区 İl 県 Eyalet 郵便番号 Posta kodu 国 Ülke

- 国籍 Uyruk*

- **II. 男 Erkek**

男性に関する情報 Bay Hakkında Bilgiler

- 姓名 İsim* 名 İsim 姓 Soyisim

- 住所 Adres*

通り Cadde / Sokak

区 İl

県 Eyalet

郵便番号 Posta kodu

国 Ülke

- 国籍 Uyruk*

- **III. 最後の共同生活地 Son ortak adres**

- 住所 Adres*

通り Cadde / Sokak

区 İl

県 Eyalet

郵便番号 Posta kodu

国 Ülke

- **IV. 婚姻情報 Evlenme bilgileri**

- 婚姻地 Evlenme yeri*

- 年月日 Tarih / 日 GG / 月 AA 年 YYYY

いつ、婚姻したか？ Ne zaman evlendiniz?

○ **B. 離婚情報 Boşanma bilgileri**

- I. 離婚申告提出者 Boşanma beyanını gönderen kişi * 夫 Koca 妻 Karı

離婚申請を誰がするのか？ Boşanma başvurusunu kim yapıyor?

- II. 別居日付 Ayrılma tarihi*

/ 日 GG / 月 AA 年 YYYY

少なくとも1年、家庭内別居も有効である。不確かな場合は問い合わせも可能である。

En az bir yıl! Aynı ev içerisinde gerçekleşmiş bir ayrılık da geçerlidir. Şüphe halinde lütfen bizimle iletişime geçiniz.

- III. 配偶者は家を出たか？ Eşlerden birisi evden ayrıldı mı?

* はい、夫が家を出た。 evet, koca evden ayrıldı.

はい、妻が家を出た。 evet, karı evden ayrıldı.

いいえ hayır

- IV. 共通の子がいるか？ Ortak çocuklarınız var mı?

* はい evet いいえ hayır

いるならば、子の名を下記の欄を記入すること

Var ise, lütfen çocuklarınızın ismini aşağıdaki kutucuklara giriniz

- いるならば Var ise,

1番目の子の名・生年月日

İlk çocuğun ismi ve doğum günü

2番目の子の名・生年月日

İkinci çocuğun ismi ve doğum günü

3番目の子の名・生年月日

Üçüncü çocuğun ismi ve doğum günü

4番目の子の名・生年月日

Dördüncü çocuğun ismi ve doğum günü

5番目の子の名・生年月日

Beşinci çocuğun ismi ve doğum günü

- V. 子 Çocuk / 子達 çocuklar

父と生活 baba ile yaşıyorlar. 母と生活 anne ile yaşıyorlar.

子がない場合にはこの欄は無記入 Çocukunuz yok ise bu şıkkı görmezden geliniz.

- VI. 離婚後の親権 Velayet hakkını boşanmadan sonra

父が有する baba alacak. 母が有する anne alacak.

父と母が有する anne ve baba alacak. 他の解決法 Başka bir çözüm.

子がない場合にはこの欄は無記入 Çocuğunuz yok ise bu şıkkı görmezden geliniz.

- VII. 配偶者は離婚を承諾したか？ Diğer eş boşanmaya razı mı?

はい evet いいえ hayır

- VIII. 婚姻契約または公証人が調整した離婚にあなたは合意しているか？

Bir evlilik sözleşmeniz veya noter tarafından düzenlenmiş boşanmaya müteakip anlaşmanız var mı? はい evet いいえ hayır

- IX. 年金支払いは調整させたか？

Emekli sandığına yapılan ödemeler denkleştirildi mi?

はい、公証人が調整した evet, noter tarafından denkleştirildi

いいえ、調整されなかった hayır, denkleştirilmedi.

- X. 純利益 Net gelir (ユーロ Euro) *

男性 Bay

夫の純利益 Kocanın net geliri

女性 Bayan

- 妻の純利益 Karının net geliri

- XI. 裁判費用 Mahkeme masrafları *

裁判費用を弁護士に送金する

Mahkeme masraflarını iletilmek üzere Avukat Nazlıcan' a havale edeceğim

請求書により裁判費用を地方裁判所に支払う

Mahkeme masraflarını fatura karşılığında yerel mahkemeye ödeyeceğim

- XII. あなた又は配偶者は、債務のために毎月の返済をやっているか？

Siz veya eşiniz borçlarınız için aylık kredi geri ödemesi yapıyor musunuz?

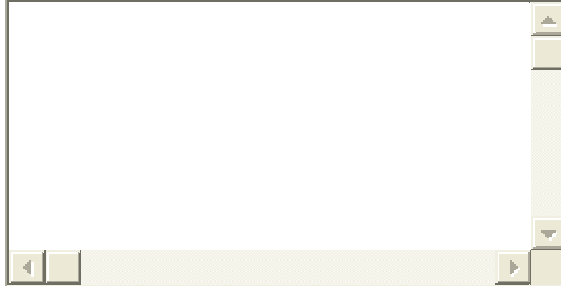
はい evet いいえ hayır

これは、財産価値において考慮がすることができる(不動産ローン以外)

Bu, mal değerinde göz önünde bulundurulabilir. (Emlak kredisi dışında)


- C. 説明 Açıklamalar

- あなたの質問またはコメント Diğer soru veya mesajlarınız



- コードの記入 Lütfen yandaki kodu giriniz

X 2 Q B

Bilgileri ba?lay? olarak gonder 

T.C.
İÇİŞLERİ BAKANLIĞI
Nüfus ve Vatandaşlık İşleri Genel Müdürlüğü

ULUSLARARASI AİLE CÜZDANI
TALEP BELGESİ

BU BÖLÜM NÜFUS MÜDÜRLÜĞÜ / MUHTAR / KURUM YETKİLİSİ TARAFINDAN DOLDURULACAKTIR.		KİMLİK BİLGİLERİ		ERKEĞİN		KADININ		Yılı □□□□		Özel Kütük No □□□□□□			
		Türkiye Cumhuriyeti Kimlik Numarası						Uluslararası Aile Cüzdanını Talep Eden Kişinin		Fotoğraf			
		Adı		Adı		Adı		Soyadı		(Fotoğraf yapılandırıp zımbalandıktan sonra sola yanaşık olarak mühürlenecektir)			
		Soyadı		Soyadı		Soyadı		İmzası		Onaylayan Nüfus Müdürünün/Muhtarın/Kurum Yetkilisinin			
		Baba adı								Adı			
		Ana adı								Soyadı			
		Doğum yeri								Kurumu			
		Doğum tarihi								Unvanı			
		Yerleşim yeri adresi								Telefon No			
		İşyeri Adresi								Tarih			
BU BÖLÜM NÜFUS MÜDÜRLÜĞÜNE DOLDURULACAKTIR.		GERİ ALINAN ULUSLARARASI AİLE CÜZDANININ		DÜZENLENEN ULUSLARARASI AİLE CÜZDANININ		Uluslararası Aile Cüzdanını Düzenleyen Personelin; Adı, Soyadı, Unvanı, İmzası		MÜHÜR					
		Seri ve Numarası □□□□□□□□□□□□□□□□		Seri ve Numarası □□□□□□□□□□□□□□□□		Kayıt Numarası		İmzası					
		Veriliş Nedeni		Veriliş Nedeni		Veriliş Tarihi							
		Veriliş Tarihi		Veriliş Tarihi									

Açıklamalar :

- 1- Fotoğraflar ilgili bölüme yapılandırıp zımbalandıktan sonra, her iki fotoğrafı da kapsayacak şekilde alt orta kısımdan mühürlenecektir.
- 2- Belgedeki fotoğraflar ile uluslararası aile cüzdanına yapılandırılan fotoğraflar aynı, son altı ay içinde ve sivil giysilerde çekilmiş olacaktır. Fotokopi ile çoğaltılmış fotoğraflar kullanılmayacaktır.
- 3- Nüfus Müdürlüğünün / Muhtarlığın / Kurumun adı ilgili bölüme yazılacaktır.
- 4- Belge kurum yetkilisi tarafından onaylandığı takdirde ilgilinin yerleşim yeri adresi ile birlikte iş yeri adresi de adres bölümüne yazılacaktır.
- 5- Resmi vekil müracaatı halinde, vekaletnamenin bir örneği belgeye eklenecektir.
- 6- İmza atamayanların, imzası yerine parmak izi alınacaktır.

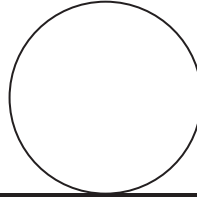
FORM STANDARDI: İhamur 75 gram, A-4 boyutlu baskı kağıdına siyah renkte basılacak, Arial yazı karakteri kullanılacak, çerçevenin üst kenar boşluğu 0,4 cm., sol kenar boşluğu 1,6 cm. olacaktır.

トルコ共和国 内務省
住民・国籍管理業務総局

国際家族証明申請書				年 □□□□	個人台帳番号 □□□□□
この欄は住民管理局・役場・関係機関責任者が記入する。	身分情報	男性；	女性；	国際家族証明書 要請者の； 名 姓 署名	写真 (写真を貼付し打印後、左揃えで押印する) 承認された住民管理局・役場・関係機関責任者の
	トルコ共和国身分証明書番号				
	名				
	姓				
	父の姓名				
	母の姓名				
	出生地				
	生年月日				
	常居地住所		職場の住所		
	回収された国際家族証明書	整備された国際家族証明書			
通し番号□□□□□□□□□□	通し番号□□□□□□□□□□	日付	押 印		
登録番号	登録番号	署名			
交付理由	交付理由				
交付日	交付日				
説明： 1. 写真は写真欄に貼付し打印後、2枚の写真も含み中央の下部に押印する。 2. 証明書の写真と共に国際家族証明書に張り付けられた写真は同様に6ヶ月以内において私服で撮るものとする。コピーされた写真は使用できない。 3. 住民管理局・役場・機関名は関係欄に記載すること。 4. 証明書は機関の責任者に承認された場合に、当事者の常居地住所と共に職場住所も住所欄に記入のこと。 5. 公的代理人が申請した場合、委任状のコピーを書類に追加する。 6. 署名ができない者は署名の代わりに指印をすること。					

基準書式：第1紙質 75、A-4 サイズ印刷用紙に 字で印刷され、Arial 書体で枠の上部の空は 0.4cm、左の空は 1.6cm とする。

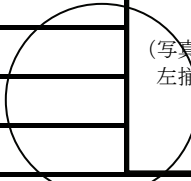
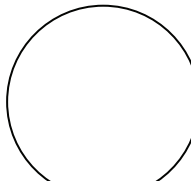
T.C.
İÇİŞLERİ BAKANLIĞI
Nüfus ve Vatandaşlık İşleri Genel Müdürlüğü

NÜFUS CÜZDANI TALEP BELGESİ (MUHTARLIKLAR VE KURUM YETKİLİLERİ TARAFINDAN DOLDURULACAKTIR)		FOTOĞRAF 35 X 45 mm <small>(Fotoğraf yapıştırılıp zimbalandıktan sonra sola yanaşık olarak mühürlenecektir.)</small>		
T.C. KİMLİK NO				
ADI				
SOYADI				
BABA ADI				
ANA ADI				
DOĞUM YERİ				
DOĞUM TARİHİ				
CİNSİYETİ				
YERLEŞİM YERİ / DİĞER ADRESİ				
İŞ YERİ ADRESİ				
BEYAN EDEN KİŞİNİN	ADI			
	SOYADI			
	İMZASI			
ONAYLAYAN MUHTARIN / KURUM YETKİLİSİNİN	ADI			
	SOYADI			
	KURUMU			
	UNVANI			
	TELEFON NO			
	TARİH		MÜHÜR	
	İMZASI			

YUKARIDAKİ BİLGİLERİN DOĞRULUĞUNDAN BEYAN EDEN KİŞİ İLE ONAYLAYAN YETKİLİ SORUMLUDUR.

AÇIKLAMALAR	
1	Belgedeki fotoğraf ile nüfus cüzdanına yapıştırılan fotoğraf aynı, son altı ay içinde ve sivil giysilerle çekirilmiş olacaktır. Fotokopi ile çoğaltılmış fotoğraflar kullanılmayacaktır.
2	Resmi vekilin müracaatı halinde, vekaletnamenin bir örneği belgeye eklenecektir.
3	İmza atamayanların imzası yerine parmak izi alınacaktır.
4	Yerleşim yeri veya diğer adresten sadece biri yazılacaktır.
5	Geçerlilik süresi 30 gündür.

トルコ共和国内務省
住民・国籍管理業務総局

身分証明証申請用紙 (役場・機関担当者が記入する)			写真 35 X 45 mm	
トルコ共和国 身分証明書番号				
名	 (写真を貼付し打印後、 左揃えで押印する)			
姓				
父の姓名				
母の姓名				
出生地				
生年月日				
性別				
常居所／別の住所				
職場の住所				
申告者	名			
	姓			
	署名			
承認した役場／ 機関の担当者	名			
	姓			
	機関			
	称号			
	電話番号			
	日付		判	
署名				
上記情報の正確性は申告者と承認した担当者の責任下にある。				

説明	
1	申請書と身分証明書に貼付する写真は6ヶ月以内に私服で撮影した写真であること。コピーされたものは使用しないこと。
2	申請は公式代理人の委任状コピーを申請書に追加のこと。
3	署名できない者は、署名の代わりに指印をすること。
4	常居所または別の住所のどちらか一つを記入のこと。
5	有効期限は30日である。

İSİM DENKLİK BELGESİ

1- İsim denklik belgesi taleplerinin doğrudan ilgilinin yerleşim yerinin bulunduğu Nüfus Müdürlüğüne yapılması halinde, Nüfus Müdürlüğünce, talepte bulunan kişinin Türk vatandaşlığını kazanmadan önceki ad ve soyadının nüfus kaydında bulunup bulunmadığı incelenir, var ise denklik belgesi düzenlenerek verilir.

2- Talepte bulunanın Türk vatandaşlığını kazanmadan önceki ad ve soyadının kaydında bulunmaması halinde, İsim denklik belgesi talepleri, Genel Müdürlüğümüze intikal ettirilir. Genel Müdürlüğümüzce ilgilinin dosyası üzerinden yapılacak inceleme neticesi, kişinin önceki ad ve soyadı bilgilerine ilişkin dosyada yeterli bilgi ve belge bulunması halinde denklik belgesi düzenlenerek verilir. Kişinin önceki ad ve soyadı bilgilerine ilişkin dosyada yeterli bilgi ve belge bulunmaması halinde ise denklik belgesi düzenlenmesi mümkün değildir.

İSİM DENKLİK BELGESİ TALEBİ DİLEKÇE ÖRNEĞİ



İÇİŞLERİ BAKANLIĞINA / VALİLİĞİNE

..... vatandaşı iken .../.../..... tarihinde Türkçe ad ve soyadı ile Türk vatandaşlığını kazandım. Aynı zamanda vatandaşım. Türk vatandaşlığını kazanmadan önceki ad ve soyadımdır. Bu iki ismin aynı kişiye ait olduğuna dair İsim Denklik Belgesi düzenlenmesi için gereğini arz ederim.

(İmza)

.../.../.....

Kimlik Bilgileri

Adı- Soyadı :
Doğum tarihi :
T.C. Kimlik No:
Adres :

姓名同等証明申請書

1. 姓名同等証明申請書要請が当事者の常居所に在す住民管理局に有る場合、住民管理局はトルコ国籍を取得する以前の要請者姓名が住民個人登録に処理されたか否かを調査し、処理済みである場合において同等証明書を作成し発給する。
2. 要請者のトルコ国籍取得以前の姓名登録が無い場合、姓名同等証明申請書要請を当総局に移送する。総局が自己のファイル上で行う調査の結果、自己の以前の姓名情報に関するファイルにおいて十分な情報や証明書を得られた場合、同等証明書を作成し発給する。自己の以前の姓名情報に関してファイルに十分な情報や証明書が無い場合、同等証明書の作成は不可能である。

姓名同等証明書請願書 見本



内務省 / _____ 県庁 御中

私は _____ 国籍者の時、 _____ / _____ / _____ 日付けでトルコ語姓名
名 _____ と姓 _____ を以てトルコ国籍を取得しました。また同時に
私は _____ 国籍者です。トルコ国籍取得以前の姓名は _____ です。
この2つの姓名が同一人物に属することを証する姓名同等証明書の作成をお願い
いたします。

(署名)
日付 _____ / _____ / _____

身分情報

姓名：
生年月日：
トルコ共和国身分証明書 No.：
住所：

NÜFUS CÜZDANI ÖRNEĞİ

MÜHÜR

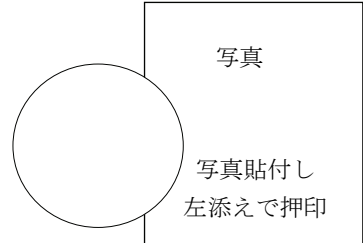
Fotoğraf

(Fotoğraf yapıştırıldıktan
sonra sola yanaşık olarak
mühürlenecektir.)

İLGİLİ KİŞİNİN	Nüfus Cüzdanı Seri ve Numarası		
	Türkiye Cumhuriyeti Kimlik Numarası	Cinsiyeti	
	Soyadı	Adı	
	Baba Adı	Ana Adı	
	Doğum Yeri	Doğum Tarihi (Gün-Ay-Yıl)	
	Medeni Hali	Dini	
	Kan Grubu	Önceki / Kızlık Soyadı	
KAYITLI OLDUĞU	İl	İlçe	
	Mahalle / Köy	Cilt No.	Aile Sıra No. Sıra No.
NÜFUS CÜZDANININ	Verildiği Yer	Veriliş Nedeni	
	Kayıt No.	Veriliş Tarihi	
ONAYLAYAN YETKİLİNİN	Adı Soyadı, Unvanı	MÜHÜR	
	İmzası, Tarih		

Nüfus cüzdanı örneği; noter, resmi kurum ve kuruluşlarca çıkartılıp aslına uygunluğu onanarak işlem dosyasına konulur. (5490 sayılı Nüfus Hizmetleri Kanunu mad.41)

身分証明書 見本



当事者	身分証明書通し番号：		
	トルコ共和国身分証明書 No.：		性別：
	姓：	名：	
	父名：	母名：	
	出生地：	生年月日(日/月/年)：	
	婚姻の有無：	宗教：	
	血液型：	旧姓：	
登録対象	県：	郡：	
	区/村：	巻頭 No.	家族通し No. 通し No.
身分証明書	交付場所：	交付理由：	
	登録 No.：	交付日：	
承認権能者	氏名、肩書：		
	署名、日付：		

身分証明書見本； 公証人、公的機関や組織が発給し、原本に適正な手続を以て処理する。
(住民管理業務法第 5490 号第 41 号)

身分証明カード 見本



ブルーカードの見本

TÜRKİYE CUMHURİYETİ
İÇİŞLERİ BAKANLIĞI

5203 SAYILI KANUNLA
TANINAN HAKLARIN
KULLANILMASINA
İZİN BELGESİ

Formül

Seri: A No: []

Türkiye Cumhuriyeti Kimlik No: []

SOYAD: []

ADI: []

BABA ADI: []

DÖĞÜM TARİHİ: []

UYRUĞU: []

ORNEKTİR

2011年10月25日現在

Son Güncelleme : 25.10.2011 15:51

添付申請書種類について

	申請書番号	申請書種類
①	Vat-1	満 18 歳以降に国外からの出生に関する申請/申告書 (裏表)
②	Vat-2	出生地によるトルコ国籍取得申請書 (裏表)
③	Vat-3	一般的トルコ国籍取得申請書 (裏表)
④	Vat-4	特例としてのトルコ国籍取得申請書 (裏表)
⑤	Vat-5	トルコ国籍再取得申請書 (裏表)
⑥	Vat-6	婚姻によるトルコ国籍取得申請書 (裏表)
⑦	Vat-7	養子縁組によるトルコ国籍取得申請書 (裏表)
⑧	Vat-8	選択権によるトルコ国籍取得申請書 (裏表)
⑨	Vat-9	トルコ国籍離脱許可申請書 (裏表)
⑩	Vat-10	選択権によるトルコ国籍剥奪申請書 (裏表)
⑪	Vat-11	キプロストルコ共和国国籍者のためのトルコ国籍取得申請書 (裏表)
⑫	Vat-12	多重国籍者としての登録請求申請書 (裏表)
⑬	Vat-13	多重国籍者としての登録取消し請求申請書 (裏表)

訳例として、① Vat-1 満 18 歳以降に国外からの出生に関する申請/申告書 (裏表) の和訳を添付

トルコ共和国内務省 住民・国籍管理業務総局	満 18 歳以降に国外からの 出生に関する申請／申告書	様式 No. Vat-1
--------------------------	--------------------------------	-----------------

知事殿／総領事館

私は、トルコ国籍者である父と/または母に従属してトルコ国籍の取得を希望します。
下記の事項が正しい申告であり、必要な手続きが成されることをお願いいたします。

20 年 月 日

氏名と署名

A) 父または母に従属してトルコ国籍取得を希望する者に関する情報

有している場合外国人登録 No. _____

1. 名	
2. 姓	
3. 出生地	
4. 生年月日	
5. 婚姻歴の有無	
7. 国籍	
8. 住所	

B) 必要記入事項	回答
9. 父の氏名と国籍	
10. 父がトルコ国籍の場合、本人の身分証明書番号と住所	
11. 母の氏名と国籍	
12. 母がトルコ国籍の場合、本人の身分証明書番号と住所	
13. あなたが外国籍を有している場合、その国籍の取得年月日	
14. どの国にも属していないならば、今日まで公的・法的手続きをどのように行っていたのか	
15. その国にいつから住んでおり、その国での氏名	
16. 既婚者ならば；配偶者の氏名と国籍、また配偶者がトルコ国籍者ならば身分証明書番号	
17. トルコ共和国住民台帳に登録済の兄弟姉妹がいればその氏名	
18. 兄弟姉妹の住所	
19. トルコで二親等者が居れば；氏名と関係	
20. 二親等者の住所	

虚偽の申告をした場合、第 5490 号法の第 67 条に従い懲役刑に科せられることを認識した上で事実を回答したことを承認します。

申告書受理担当者の氏名：

申告者の氏名：

肩書：

申告日：

受理日：

署名：

署名：

申請者が提示しなければならない証明書類

1. 希望する申請書/申告書 (Vat-1)
2. 父または母の一方が外国籍を有している場合、身分を証する証明書と共に、申請者の外国人父または外国人母に従事してその国籍を取得したか否かに関する公証人承認印付きのトルコ語翻訳が添えられた証明書
3. 手順により承諾された出生証明書の公証人承認印付きのトルコ語翻訳

申請書記入における注意事項

1. 申請者が他国籍を有している場合、身分情報をもとに承認された身分証明書内容がトルコ語に翻訳された形で記入してあること
2. 申請者が他国籍を有していない場合、身分情報を公的組織が発給した出生証明書により記入し、公的機関で手続されていない場合は生年月日以外の他情報を自己が記入すること
3. 書式の記入欄が足りない場合は、2枚目の書式の不足箇所を追加記入し署名すること

注意！

1. 情報不足、難解読、または署名がない場合、申請書は受理されない。
2. トルコ国籍取得を左右する事実の隠蔽、あるいは虚偽申告が行われた場合、トルコ国籍取得に関する決定は取り消される。
3. トルコ国籍取得を望む外国人の手続段階で虚偽申告が明らかになった場合、住民管理業務法第5490号第67条により懲役刑を科す。
4. 帰化手続段階において偽造証明書を使用した者には、トルコ刑法の第204条により2年以上5年以下の懲役刑を科す。